



2020.1
VOL.2

グローバル マネジメント

The Global Management of Nagano

【レビュー】

ロバートキャプランと管理会計……………森本 博行 1

【論文】

アメリカ超越主義と鈴木大拙—エマソンからソローへ—
……………高梨 良夫 9

わが国の原子力分野における環境影響評価制度
—住民参加の観点から—……………宮森 征司 24

信州諸藩の鷹狩り—松代藩・祢津氏の鷹書—……………二本松泰子 35

【研究ノート】

長野県立大学型経営学アクティブラーニングの探求①
—既存アクティブラーニングに関する調査報告……………東 俊之 56



【レビュー】

ロバート・S・キャプランと管理会計

—通念を超えて、会計学の研究分野に新境地を切り開く—

森本 博行

1. はじめに

ロバート・S・キャプラン (Robert Samuel Kaplan) は、現在78歳、ハーバード・ビジネススクール (HBS) のマービン・パウワー・リーダーシップ開発記念講座名誉教授およびシニア・フェローである。管理会計 (managerial accounting) 分野ではABC (activity-based costing: 活動基準原価計算) とBSC (Balanced Scorecard: バランス・スコアカード) の提唱者のひとりであり、だれでも認める管理会計の権威である。

しかし、キャプランは、大学や大学院の教育課程で会計学を専攻したことはなかった。ちなみに、キャプランの冠名となっているマービン・パウワーは、経営コンサルティング・ファームとして著名なマッキンゼーのマネージング・ダイレクターであり、リーダーシップを発揮して、今日的な経営コンサルタントのスタイルを築き、その地位を高めた経営者のひとりである。HBSでは、最高位に位置する冠名の記念講座である。

出身大学であるマサチューセッツ工科大学で、キャプランは、学部、修士課程を通じて電子工学を専攻した。Ph.D.プログラムでは、オペレーションズ・リサーチ (以下OR) の教育研究分野では世界的に著名なコーネル大学のORIE (School of Operations Research and Information Engineering) に進学し、1968年、博士論文“Optimal Policies for Inventory and Investment decisions over time (継続的な在庫と投資の意思決定のための最適な施策)”で、ORのPh.D.を授与された。

本稿の目的は、学士課程および修士課程では電子工学を学び、ORであるキャプランが、管理会計研究の権威者となる経緯を紹介することで、研究者として生き方を示すことにある。

2. アメリカ会計学会を先導したユウジ・アイジリ (井尻雄士) との出会い

ORを専攻したキャプランが、管理会計研究の第一人者となるには、人との出会いがあった。

キャプランは同年、カーネギ・メロン大学のビジネススクールであるGSIM（Graduate School of Industrial Management：現テッパ・スクール・オブ・ビジネス、以下カーネギ・メロン）の会計学の助教授として採用された。

キャプランは、1977年から1983年までカーネギ・メロンの学長を務めた後、1884年にHBSに招聘されて管理会計の教授に就任した。

キャプランがカーネギ・メロンの会計学の助教授とした採用されることになったのには、偶然の出会いがあった。

キャプランがカーネギ・メロンに採用される前年の1967年、若干32歳の若さで、先鋭的な会計学の研究者であるユウジ・アイジリ（Yuji. Ijiri：井尻雄士）が会計学の正教授としてスタンフォード大学からカーネギ・メロンに招聘された。アイジリは、カーネギ・メロンからPh.D.を授与されているので、戻ってきたというべきかもしれない。

カーネギ・メロンに採用されたキャプランは、Accounting ReviewとJournal of Accounting Research Reviewといった会計学のジャーナルに4つの論文を投稿したが、アイジリとの共著（たとえば、“Probabilistic Depreciation and its Implications for Group Depreciation” with Yuji Ijiri, Accounting Review 44（October, 1969）であった。

アイジリは、後に会計学の分野で多数の栄誉を受け、後にアメリカ会計学会（AAA）の会長まで務める傑出した会計学の研究者であり、しかもその人生はまさに伝説的であった。

神戸市に生まれたアイジリは、戦災によって奈良に転居したが、幼くしてそろばん塾に通い、14歳の時には家業のベーカリーの帳簿づけを行うようになり、簿記会計に興味を持つようになった。

アイジリは、奈良商業高校在学中の1952年に公認会計士一次試験に合格し、翌1953年に同二次試験にも合格した。高校卒業後、京都の会計事務所で3年間の実務実習を経て、1956年、21歳の若さで公認会計士となった（今日まで公認会計士取得の最年少記録を保持している）。アイジリは、その間、働きながら、夜学である同志社大学短期大学部商経科を卒業し、さらに立命館大学法学部で学び、法学士の学位も得た。

アイジリは、大学卒業後、東京に出てプライス・ウォーターハウスなどの会計事務所に勤めていたが、1959年に渡米するとミネソタ大学に進学し1960年に修士号を取得し、さらに1963年にカーネギ・メロンのGSIMでPh.D.を授与された。その年にスタンフォード大学の助教授として採用された。

日本で出版されたアイジリの著作をみると、カーネギ・メロンでの博士論文である“Management Goals and Accounting for Control”を邦訳した『計数管理の基礎』（岩波書店、1970年）、『会計測定の基礎』（東洋経済新報社、1968年）、『会計測定の理論』（東洋経済新報社、1976年）であり、従来の会計学にはなかった数学的な「測定評価」という概念を持ち込み、会計学を科学にしたと言われており、日本の管理会計学の発展に多大の影響を与えた。

アイジリは2012年にカーネギ・メロンを退職され、2017年1月に逝去（享年81歳）されたが、アイジリとの出会いが、若きキャプランのその後の研究者として人生を変えることになった。

キャプランは、Yujiと呼ぶアイジリとの出会いについて、次のように語っている。

「コーネルのオペレーションズ・リサーチのPh.D.プログラムを修了後、多数の大学で（採用の）面接を受けた。カーネギ・メロンのDeanは、私の能力を評価してくれたが、カーネギ・メロンが必要としていたのは会計学の教員であった。

『カーネギ・メロンに来て会計学を教えられますか』と問われたが、過去に会計学の科目はひとつしかとったことがなかった。するとDeanは『それは問題ないよ。Yujiが教材を選ぶので、あなたはYujiに習いながら一緒に教えて下さい』と言われて、カーネギ・メロンの会計学の助教授に採用された。

初年度、会計学の教材の中に減価償却の会計処理について不備を見つけて、それについて教授であるYujiとの共著で論文を書いた。Yujiと一緒に教え始めた1年半のうちに4つの論文を書き、いずれも会計学会のジャーナルに掲載された。そのうち統計的測定に関する論文が賞を得たと記憶している。

実際に、私はオペレーションズ・リサーチから会計学に研究分野をシフトしたが、それはすべてYujiと一緒に（カーネギ・メロンで）教えたことによる。彼は物事をいつも通念とは異なる視点に立って考えた。言うまでもなく、その考え方が私の人生を変えた」と述べている¹。

3. 管理会計の刷新をめざしてABC（活動基準原価計算）に取り組む

キャプランが、ハーバード・ビジネス・レビュー（HBR）に最初に寄稿した論文の、“Yesterday’s Accounting Undermines Production.” HBR July-August 1984（未訳）である。

製造力の強化が世界的な競争優位の源泉となる競争環境にある中で、企業は製造技術や製造プロセスの革新に取り組んで来たのに対して、多くの企業の原価計算は、前世紀に開発された古い会計学の考え方や方法に基づいており、財務報告制度にもとづいた会計情報は経営管理の役立たず、企業の意思決定を誤らせる、というのが、論文でのキャプランの主張であった。

後にH・T・ジョンソンとの共著で著し、アメリカ会計学会賞²を受賞した、“*Relevance Lost: The Rise and Fall of Management Accounting.*” with H. Thomas Johnson 1987

1 “Master Mentor Accounting Giant: Yuji Ijiri” Tepper School of Business, Tepper Magazine, Winter 2012より。

2 the winner of the American Accounting Association's Deloitte Haskins and Sells/Wildman Award Medal.

(H.T.ジョンソンとの共著、邦訳『レレバンス・ロストー管理会計の盛衰』白桃書房、1992)の下敷きとなった論文である。共著者のジョンソンは、経済史のPh.D.でありながら公認会計士の資格をもち、当時、オレゴン州のポートランド州立大学の会計学の教員であった。HBRのキャプランの論文を読んだことが同書を出版する契機となった。

原価計算における製造間接費の配賦についての議論は、HBRでは、キャプランの“*One Cost System Isn't Enough.*” HBR January-February 1988 (邦訳「管理者に有効なコスト情報をもたらす管理目的に応じたコストシステムの併用」DHBR、1988年5月号)と Jeffrey G. Miller and Thomas E. Vollman “*The Hidden Factory.*” HBR September 1988 (未訳)があった。

前述の“*Relevance Lost: The Rise and Fall of Management Accounting.*”の内容、特に第三章(能率、利益および科学的管理:1880年-1910年)、第6章(原価管理から原価計算へ)に最も影響を与えたのが、ロビン・クーパーであった。クーパーは、イギリス人であり、マンチェスター大学で化学を学び、HBSでMBAを修得し、さらに1982年にDBAを授与された後、講師やコンサルタントの仕事に携わっていた。

キャプランは、ロビン・クーパーとABCについて理論の精緻化をはかった。ABCでの製造間接費の配賦は、消費される資源の原価を把握し、その資源が消費される活動ごとに蓄積される「コスト・プール」となる区分ごとに配賦基準(コスト・ドライバー・レート)を決定して配賦を行うという考え方に基づいている。経営陣は、ABCを利用することで製品別、顧客別の収益性を認識し、業務プロセスや製造プロセスのどの部分を改善すればよいのか、経営の意思決定の精緻化をめざすものである。

ABCについての最初の共著論文は、“*Measure Costs Right: Make the Right Decisions.*” HBR September 1988 (邦訳「戦略決定に有効なコスト情報をもたらす活動基準型原価システム」DHBR、1989年5・6月号)であり、“*Profit Priorities from Activity-Based Costing.*” HBR May-June 1991であった。

ABCが企業会計に普及するについて課題も現れた。ひとつは、ERP(Enterprise Resource Planning:統合基幹業務)システムとの統合問題であり、他はABCのコスト・プールをとコスト・ドライバー・レートに必要な情報の収集を大規模かつ継続的に行う場合に「非常な労力」を必要とするという、ABCモデル構築の複雑性の問題であった。

ERPは、企業の経営資源の効率化や迅速な意思決定に必要なデータをリアルタイムに提供することを目的としている。90年代にはいってABCの考え方が企業に普及するにつれて、ERPに組み込まれたオペレーショナル・コントロール・システムと統合されるようになった。“*The Promise -and Peril- of Integrated Cost Systems.*” HBR July-August 1998 (邦訳「ABCとオペレーショナル・コントロールの統合システム」DHBR、1999年2・3月号)では、オペレーショナルコントロール・システムは、事業単位ごとの効率性や収益性の情報を提供することを目的としており、ABCで捉えられるコスト計算は異なった結果になるので、システムの統合リスクを回避することの配慮が必要であり、最適なシス

テムのあり方を提言した。書籍としては、“*Cost and Effect: Using Integrated Cost Systems to Drive Profitability and Performance.*” 1998（ロビン・クーパーとの共著邦訳『コスト戦略と業績管理の統合システム』（ダイヤモンド社、1998）を上梓している。

後者のABCモデル構築の複雑性の問題に対しての解決策の提案が、TDABC（Time-Driven Activity-Based Costing：時間主導型活動基準原価計算）である。HBRの論文としては、“Time-Driven Activity-Based Costing.” with Steven R. Anderson, HBR November 2004（邦訳「時間主導がたABCマネジメント」DHBR、2005年6月号）、書籍として、“*Time-Driven Activity-Based Costing: A Simpler and More Powerful Path to Higher Profits.*” with Steven R. Anderson, 2007（邦訳『戦略的収益費用マネジメント』（S.R. アンダーソンとの共著、日本経済新聞出版社、2011）がある。

キャプランは、ABCからTDABC（時間主導型活動基準原価計算）へと理論の修正をはかってきたが、TDABCをアメリカの増加する医療費についてマネジメント・アカウントティングの立場でその研究に取り組んでいる。特に、医療費削減の問題について、マイケル・E・ポーターとの共著論文として、“How to Solve the Cost Crisis in Health Care.” With Michael E. Porter, HBR, September 2011（未訳）、“How to Pay for Health Care.” HBR July-August 2016（未訳）がある。

4. デイビット・P・ノートンとバランス・スコアカード（BSC）の開発

BSCについての著作は、すべてデイビット・P・ノートン（David P. Norton）との共著であり、ノートンとの出会いもその後のキャプランの研究領域をさらに深めることになった。

ノートンは、キャプランとは同年代の1941年生まれの当年76歳で修学経験もキャプランと類似していた。大学では電子工学を専攻し、フロリダ工科大学でORの修士号を得て、さらにフロリダ州立大学でMBAを取得し、ハーバード・ビジネススクールのDBAプログラムに進学した。DBAプログラムでの専攻分野はORであり、DBAを取得後、ITマネジメントの教授であったであったリチャード・L・ノーラン（Richard L. Nolan）と、1975年にコンサルティング・ビジネスのノーラン・ノートン（Nolan, Norton & Co.）を設立した。ノーラン・ノートンは、世界四大会計事務所のひとつであるKPMGにその後買収されて、KPMGの研究部門のノーラン・ノートン・インスティテュートとなった。

キャプランとノートンとの出会いは、1990年にKPMGのノーラン・ノートン・インスティテュートが主催した、“Measuring Performance in the Organization of the Future”（将来の企業における業績評価）についての研究プロジェクトであった。研究プロジェクトは、従来の財務的な業績評価指標だけで企業評価することが将来的な企業価値を阻害するのではないか、財務と業務の両面をバランスさせる業績評価指標が必要ではないか、という問題意識にもとづいていた。特に顧客のブランド・ロイヤルティ、製品デザ

イン力や学習する組織文化などの企業固有の無形資産が競争優位の源泉となっていたにもかかわらず、それが生み出す価値について既存の財務的な業績評価指標には限界があった。

研究プロジェクトは、前述の“*Relevance Lost: The Rise and Fall of Management Accounting.*” with H. Thomas Johnson 1987がプロジェクト発足の起点となっていた。同書では、19世紀のから現代にいたるアメリカの大企業の発展過程におけるマネジメント・アカウンティングの進化を概観し、製造の国際化や製造技術の革新、製品事業の多角化の進んだ現代企業におけるマネジメント・アカウンティングの新たな視点と方法の必要性が主張された。その著者のひとりであり、ハーバード・ビジネススクールの会計学の教授であったキャプランが、プロジェクト・メンバーとして招聘された。

ノーランがプロジェクト・リーダーとなり、さまざまな業界から参加者を得て、月2回のペースで開かれ、1年間続いた。BSCは、ビジョンと戦略を財務、顧客、業務プロセス、学習と成長の可能性という四つ視点で具体的に落とし込み、事業の成果を多面的に評価するためのフレームワークである。研究会では、いくつかの参加企業で試行的にプロトタイプを導入し、問題点を検討した。

キャプランとノートンは、新たな業績評価システムとしてのBSCの導入可能性と成果について報告書にまとめた。ハーバード・ビジネス・レビューにキャプランとノートンとの最初の共著論文として寄稿したのが、“*The Balanced Score-Measures that Drive Performance.*” HBR January-February 1992 (邦訳「新しい経営モデル バランス・スコアカード」DHBR、初掲1992年5・6月号、再掲2003年8月号)であった。ノートンはノーラン・ノートン・インスティテュートを辞め、BSCのコンサルティング会社を立ち上げた。

キャプランとノートンのふたりは、その後BSCの導入の課題について、“*Putting the Balanced Scorecard to Work.*” HBR September-October 1993 (邦訳「バランス・スコアカードの導入インパクト」DHBR、初掲1994年1・2月号、再掲2003年8月号)、さらにBSCによる戦略経営への転換について、“*Using the as a Strategic Management System.*” HBR January-February 1996 (邦訳「バランス・スコアカードによる戦略的マネジメントの構築」DHBR、1997年1・2月号)をハーバード・ビジネス・レビューに寄稿した。また、それまで三部作を書籍として“*The Balanced Scorecard: Translating Strategy into Action.*” (邦訳『バランス・スコアカード』(生産性出版、1997年、新訳版2011年)を、さらに“*The Strategy-Focused Organization: How Balanced Scorecard Companies Thrive in the New Business.*” 2000 (邦訳『戦略バランストスコアカード』東洋経済新報社、2000年)を上梓した。

BSCは、無形資産が競争優位の源泉として将来的な価値の可能性を評価し、経営戦略の策定に際して具体的に組み入れることを可能にしたが、いくつかの導入企業をみると戦略の実効性についての問題があった。戦略を実際に実行する組織メンバーの個々の業務が組織全体の目標にどのように結びついているのか、業務プロセスの優先順位はどうなってい

るのかなど、企業目標に向けて組織メンバーをマネジメント・システムとして統合するためのツールとして「戦略マップ (Strategy Map)」と「戦略テーマ (Strategic Themes)」, さらに戦略と業務の統合されたマネジメント・システムについて提言した。

「戦略マップ」については、“Having Trouble with your Strategy? Then Map It.” HBR September-October 2000 (邦訳「バランス・スコアカードの実践ツール：ストラテジー・マップ」DHBR、2001年2月号)、さらに戦略マップを無形資産の評価に応用した“Measuring the Strategic Readiness of Intangible Assets.” HBR February 2004 (邦訳「バランス・スコアカードによる無形資産の価値評価」DHBR、2004年4月号)、書籍としては、“*Strategy Maps, Converting Intangible Assets into Tangible Outcomes.*” 2004 (邦訳『戦略マップ バランス・スコアカードによる戦略策定・実行フレームワーク』ランダムハウス講談社、復刻版東洋経済新報社)を上梓している。

「戦略テーマ」については、“How to Implement a New Strategy Without Disrupting Your Organization.” HBR March 2006 (邦訳「戦略テーマ BSCの新ツール」2006年6月号)、さらに戦略マップと戦略テーマをマネジメント・プロセスとして循環させるマネジメント・システムを提言した論文が、“Mastering the Management System.” HBR January 2008 (邦訳「戦略と業務の統合システム」DHBR、2008年4月号)である。

また、BSCから生み出された戦略を継続的に管理して実効性を高めるための組織としてOSM (Office of Strategy Management) が必要であることに気付いた。その提言が、“The Office of Strategy Management” HBR October 2005 (邦訳「戦略管理オフィスの活用法」DHBR、2006年3月号)である。

ふたりは、戦略の実効性を高める集大成の著作として、“*The Execution Premium: Linking Strategy to Operations for Competitive Advantage.*” 2008 (未訳) を出版している。

5. 人との出会いや交流と研究者としての模索が、管理会計分野の偉大な業績となった

今日の著名な会計学者としてのキャプランの研究者人生となったのが、アイジリことYujiの愛称で呼ばれた井尻雄士との最初の出会いであった。その時、井尻雄士は、33歳にしてカーネギ・メロンの会計学の正教授であり、キャプランは28歳で会計学のいわば助教の立場のアシスタント・プロフェッサーであった。キャプランが語ったように、彼から学んだことは、既成理論や通念を超えて、現象に対する柔軟な思考であった。

キャプランは、ABC、BSCの提唱者として有名である、そればかりでなく、管理会計分野で多数の論文を執筆している。HBRには共著を含めて26論文を、さらに会計学のジャーナルを合わせると175論文にのぼる。それらの論文テーマや共著者を見ると、人との親交を深め、交流によって、新たな理論を生み出してきたことが推察できる。それは、キャプランがもともと教育課程において、専門的に会計学を勉強したことがなく、学界の通年

にこだわる事がなかったという点にある。

キャプランの人生は、企業活動の現実を測定・評価し、それを実際の企業の経営戦略に反映させるために会計情報はいかにあるべきか、という問題意識に立って、多くの人との交わりの中で究めてきたが、一方、ひとりの孤高の研究者として模索する毎日であったように思われる。

前述の管理会計の発展の起点となった名著“*Relevance Lost: The Rise and Fall of Management Accounting.*” with H. Thomas Johnson 1987（邦訳『レレバンス・ロストー管理会計の盛衰』白桃書房、1992）の巻頭にミルトンの『失樂園』の一節が掲げられていた。人との交流の中に研究を極めながらも、飽くなき好奇心を持ち、なお思索に沈潜するキャプランの心境がうかがえる。

群れを離れて寂しい丘の上に腰を下ろし、
崇高な思索に沈湎（ちんめん）し、
高遠な理論を果てしなく模索し、……迷路に陥る者もいた。

アメリカ超越主義と鈴木大拙

—エマソンからソローへ—

高梨 良夫

1 はじめに

鈴木大拙（1870-1966）は『続禅と日本文化』において、「自分は学生時代にエマソンを読みつつ深く感銘するところがあったが、今にしてその意味が判るのである。自分はその時米国の哲学者を研究する積りではなくて自分自身の心の深处、つまり、東洋的意識の目覚め以来自分の心の奥に動いていたものを、探り当てようとしていたのであった。その為にエマソンに親しみを感じたのであった。つまり、その時、自分は自分自身と知己になりつつあったのだ」¹と述べ、エマソン（Ralph Waldo Emerson, 1803-1882）の思想に共感したことを告白している。さらに鈴木は続けて、「ソローについても同じことが言える。彼と西行や芭蕉との詩人的親近性や、又、彼自身意識していなかったが、彼には自然に対する東洋的な感じ方があったという点を、誰しも認めるであろう」²と述べ、西行（1118-90）や松尾芭蕉（1644-94）の詩人的感性とソロー（Henry David Thoreau, 1817-62）の思想

1 『鈴木大拙全集』第11巻、「続禅と日本文化」：「禅と日本人の自然愛（一）」、185頁。尚、本文中の引用文で、旧漢字、歴史的仮名遣いで記されているものについては、論者の判断で常用漢字、現代仮名遣いに適宜直した（以下同）；Daisetz T. Suzuki, *Zen and Japanese Culture* (New York: Princeton University Press, 1959), pp.343-44: “I am now beginning to understand the meaning of the deep impressions made upon me while reading Emerson in my college days. I was not then studying the American philosopher but digging down into the recesses of my own thought, which had been there ever since the awaking of Oriental consciousness. That was the reason why I had felt so familiar with him—I was, indeed, making acquaintance with myself then.” 1838年に *Zen Buddhism and Its Influence on Japanese Culture* (Kyoto: Eastern Buddhist Society) として出版され、さらに1959年に *Zen and Japanese Culture* として改訂版が出版された。邦訳は北川桃雄訳『禅と日本文化』（岩波新書、1940年）、『続禅と日本文化』（1942年）。

2 同上書、185頁；Ibid., p.344: “The same can be said of Thoreau. Who would not recognize his poetic affinity with Saigyō or Bashō, and his perhaps unconscious indebtedness to the Oriental mode of feeling towards Nature?” 自然詩人としての西行、松尾芭蕉については、同書、127-32、140-44頁参照。この個所について、ソローを「アメリカの道教徒」(Taoist in America) と称した *Zen and American Thought* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1962) の著者 Van Meter Ames は、“But it seems gratuitous to suggest an indebtedness of Thoreau to the Orient for his own feeling” (n.15, p.83)；「しかしソローの自然に対する感受性には、東洋からの影響があるとするのは根拠がないように思われる」という注を付している。邦訳は中田裕二訳『禅とアメリカ思想』（旺史社、1995年）。芭蕉は西行の影響を受け、また禅の芭蕉に与えた影響は顕著である。

との類似性について言及している。さらに鈴木は「禅と日本人の気質」に、「この点では、アメリカのソローは余程東洋人に近い所があると、こう言って宜かろうと思う。事実その通りで、このソローという人は東洋の哲学を心読した人の一人なんであります」³と記し、また『禅と日本文化』では、「わび」は、ソローのウォールデン湖畔での、人間社会を離れ、自然と一体となった孤独の生活に通じると、次のように述べている。

この点において、吾々は多様性の中に超越的な孤絶性——日本の文化的用語辞典では、*wabi*と呼んでいるもの——を觀賞するのである。*wabi*の真意は「ボグアディー貧困」、即ち消極的に言えば「時流の社会の中に、又それと一緒に居らぬ」と言うことである。貧しいということ、即ち世間的な事物——富・力・名——に頼っていないこと、しかも、その人の心中には、何か時代や社会的地位を越えた、最高の価値をもつものの存在を感じることに、これが*wabi*を本質的に組成するものである。日常生活の言葉で言えば、*wabi*はソローの丸太小屋にも似た僅か二、三畳の小屋に起臥して、裏の畠から摘んだそきい蔬菜のしょうしょう一皿で満足することであり、静かな春の雨の蕭蕭たるに耳を傾けることでもある。⁴

本稿においては、論者がこれまでに発表した、鈴木の禅とエマソンの超越主義思想(Transcendentalism)との比較的考察に関する論考⁵に続いて、鈴木の禅思想とソローの超越主義思想との間の類似性について、さらに両者の思想の間に認められる根本的相違についての考察も試みてみたい。⁶

2 自然

まず第一に、鈴木大拙の禅とソローの自然観についての比較的考察を試みてみることに

3 『鈴木大拙全集』第16巻、「一真実の世界」：「禅と日本人の気質」、95頁。

4 同上書、「禅と日本文化」：「禅と美術」、18-19頁；Ibid., pp.22-23: “Here we have an appreciation of transcendental aloofness in the midst of multiplicities—which is known as *wabi* in the dictionary of Japanese cultural terms. *Wabi* really means ‘poverty,’ or, negatively, ‘not to be in the fashionable society of the time.’ To be poor, that is, not to be dependent on things worldly—wealth, power, and reputation—and yet to feel inwardly the presence of something of the highest value, above time and social position: this is what essentially constitutes *wabi*. Seated in terms of practical everyday life, *wabi* is to be satisfied with a little hut, a room of two or three *tatami* (mats), like a log cabin of Thoreau and with a dish of vegetables picked in the neighboring fields, and perhaps to be listening to the pattering of a gentle spring rainfall.”

5 高梨良夫「エマソンと鈴木大拙—「エマソンの禅学論」に関する一考察」『長野県短期大学紀要』第69号(2014年)、79-90頁；「エマソンと鈴木大拙—『東洋的な見方』を中心とする比較的考察」『長野県短期大学紀要』第70号(2015年)、81-91頁；Yoshio Takanashi, “The Reception of Ralph Waldo Emerson and Henry David Thoreau in Meiji to Taishō Japan,” *Oxford Research Encyclopedia of Literature* (Oxford University Press, Web, 2017); Yoshio Takanashi, “Ralph Waldo Emerson and Daisetsu Suzuki: A Comparative Investigation on their Views of Nature, Mind, and Language,” ed. Masaki Horiuchi, *Thoreau in the 21st Century: Perspectives from Japan* (Tokyo: Kinseido, 2017).

6 ソローと禅については、Kuniyoshi Ueda, “R. H. Blyth on Henry David Thoreau: Perhaps the Greatest Man America Has Produced,” *Yugō-bunka-kenkyū*, no.17, 2011, pp.14-27；三芳康義『瑠璃光の廣野へ—禅とアメリカ詩人』(言叢社、2008年)、27-35頁；Shōei Andō, *Zen and American Transcendentalism: An Investigation of One’s Self* (Tokyo: Hokuseidō, 1970), pp.136-46; and Ames, *Zen and American Thought*, pp.79-94.

する。鈴木は禅の自然観について、次のように述べている。

日本人の自然愛と結びついた、禅の禁欲主義^{アセティシズム}が最も特色とするところは何かであるか。

それは自然に対して、それに相応しい深甚の尊敬を払う点にある。これは自然を、征服すべきもの、恣^{ほし}いままに、人類の用に役立たせようものと見ないで、吾々と同じく、何時かは仏陀となる定めをもっている友人であり、仲間であるとして、自然に対する、という意味である。禅は吾々に、自然を以て、親しい、善意をもった者、且つ、その内的存在（精神）も全く自分達と変わりなく、いつでも自分達の正しい抱負に応じて、一働きする積りでいる者として遇するのがいいと教える。自然は決して、始終威嚇の態度で我々^{むか}に対して立つ敵ではない。自然は吾々がこれを壊滅し、奉仕を強いぬ以上、吾々を壊滅しようとするような力はない。……

禅の目的とするところは、自然を尊び、自然を愛し、己れ自らの生を生きるにある。禅の認めるところは、吾々の本性が客観的自然と一つであるということだが、これは数学的意味でいうのではなく、自然は人の中に生き、人は自然の中に生きるという意味でいうのである。こういう訳で、禅の禁欲主義は、単純・率直・雄渾を主張し、私利私欲のため自然を利用したりはしない。⁷

鈴木はまた、上記に引用した、自然は征服すべき対象ではなく、人間と一つになれる友、仲間であるという禅の自然観と、ソローのウォールデンの森のなかで雨の音に耳を傾けながら突然持った、自然との合一体験との類似性について、『ウォールデン—森の生活』（*Walden; or, Life in the Woods*, 1854）のなかの「孤独」（“Solitude”）の章の一節を引用しながら、次のように述べている。

ソローは彼の著『ウォールデンの森』（“Walden”）のなかで、雨を聴いて、宇宙的意識^{コスミック・コンシャスネス}と宇宙的感情^{コスミック・フィーリング}とか^{しばしば}屢々呼ばれるものを、心に抱いたと^{ほの}仄かに漏らしている。

「自分は寂寥を感じたことはない。少なくとも孤独感に襲われたことはない。しかし、ただ一度、この森に来てから二、三週間目だが、数時間の間、自分は静かな健全な生活にとって矢張り隣人の^{よしみ}誼^{よしみ}というもの^{よしみ}が極めて大切なのではないかと思ったことがある。ただ独りいるのは何となく面白くなかった。が、その時気分が少し乱れているのを意識していたし、やがて回復するものと想像された。こういう想いに充たされていると、折から静かな雨の最中だったが、不意に、自分は自然というものに、しとしと降る雨の音に、わが家を取りまく一切の音と眺めに、平和な恵溢れた交らいを、自分を支える雰囲気というべき無限にして説き盡しがたき親しみを、感

7 『鈴木大拙全集』第11巻、「続禅と日本文化」：「禅と日本人の自然愛（二）」、193-94頁；*Zen and Japanese Culture*, p.351-52: “What is the most specific characteristic of Zen asceticism in connection with the Japanese love of nature? It consists in paying Nature the fullest respect it deserves. By this it is meant that we may treat Nature not as an object to conquer and turn wantonly to our human service, but as a friend, as a fellow being, who is destined like ourselves for Buddhahood. Zen wants us to meet Nature as a friendly, well-meaning agent whose inner being is thoroughly like our own, always ready to work in accord with our legitimate aspirations. Nature is never our enemy standing always against us in a threatening attitude; it is not a power which will crush us if we do not crush it or bind it into our service. ... Zen proposes to respect Nature, to love Nature, to live its own life; Zen recognizes that our Nature is one with objective Nature, not in the mathematical sense, but in the sense that Nature lives in us as we in Nature. For this reason, Zen asceticism advocates simplicity, frugality, straightforwardness, virility, making no attempt to utilize Nature for selfish purposes.”

得して、隣人の情宣の利益などを空想したことが馬鹿らしくなった。その時以来、隣人などというものを想ったことはない。松の一葉一葉も自分に好意を見せて、ひろがり張って親しみを寄せた。自分は荒涼と呼び慣れているような風物にさえ、何となく自分に身近いものの存していること、自分に最も近い骨肉同胞は親戚や村人ではないことに、はっきりと気が付いたので、如何なる場所も二度と再び自分によそよそしい思いをさせようがないと思つたのである。⁸

実際ソローは『ウォールデン』のなかに、次の一節の例に示されているように、鈴木の禅体験と類似していると思われる、自らと自然との境界がなくなり、自然と一体となった体験を繰り返し記している。

さわやかな夕べである。全身が一つの感じになり、すべての毛穴が喜びを吸収している。私は自然の一部となり、妙に自由な気分で自然の中を歩きつ戻りつする。曇りで風があり、また涼しくてとくにこれといって注意を引くものもないのだが、上着を脱いで石の多い池の岸辺を歩いていると、すべての事物がいつもと違って、気持ちにぴったりしている感じだ。⁹

またソローは、自らが理性を持たない動物と一体化する存在になることを熱望し、『日記』に次のように記している。

我々の友人の生活は実に、実にすばらしいものだ。人間ではなくて、理性を持たない動物のようなものが存在し、しかも我々人類と一種の交際をするところまで達しているとは。たとえばネコを考えてみよ。……学校へ行かないし、聖書も読まない。しかし、いかにそれに近いところまで

8 前掲書、「禅と日本人の自然愛（一）」、183-84頁；Ibid., p.342-43. See also *Walden, The Writings of Henry David Thoreau*, 20 vols. (Boston and New York: Houghton Mifflin, 1906), vol.2, "Solitude," p.146: "Thoreau, in *Walden*, gives an inkling of what is sometime designated as cosmic consciousness or cosmic feeling, which he cherished as he listened to rainfall: "I have never felt lonesome, woods, when, for an hour, I doubted if the near neighborhood of man was not essential to a serene and healthy life. To be alone was something unpleasant. But I was at the same time conscious of a slight insanity in my mood, and seemed to foresee my recovery. In the midst of a gentle rain, while these thoughts prevailed, I was suddenly sensible of such sweet and beneficent society in Nature, in the very pattering of the drops, and in every sound and slight around my house, an infinite and unaccountable friendliness all at once like an atmosphere sustaining me, as made the fancied advantages of human neighborhood insignificant, and I have never thought of them since. Every little pine needle expanded and swelled with sympathy, and befriended me. I was so distinctly made aware of the presence of something kindred to me, even in scenes which we are accustomed to call wild and dreary, and also that the nearest of blood to me and humanest was not a person nor a villager, that I thought no place could ever be strange to me again."

9 神原栄一訳『森の生活』（荒竹出版、1983年）、「孤独」、136頁；*Walden*, "Solitude," p.143: "This is a delicious evening, when the whole body is one sense, and imbibes delight through every pore. I go and come with a strange liberty in Nature, a part of herself. As I walk along the stony shore of the pond in my shirt-sleeves, though it is cool as well as cloudy and windy, and I see nothing special to attract me, all the elements are unusually congenial to me."

来ているであろうか。そうしたことをする我々に何と似ていることか。¹⁰

鈴木はさらに、自然の動的な性質について、次のように述べている。

禅の特性をかく簡単に見たが、これによっても、吾々は禅の自然観を知ることが出来る。禅が自然の中に見て愛するのは、同一という観念や静寂という観念ではない。自然はいつも動いていて、決してじっとしていない。自然を愛するためには、その動いているときに之を捉えて、その美的価値を評価すべきであろう。その静寂性を求めることは、それを殺すことであり、その鼓動を止めることであり、その後に残った死骸を抱くことである。¹¹

“Nature”は元来「生まれつき付与されているもの」を意味し、また「おのずから生まれ成長すること」を意味する古代ギリシャ語の“*physis*”に相当する。鈴木「自然」はこの意味に近く、物質的な自然界ではなく、「内発性」又は「自然のままの純粹性」、すなわち「自然」というよりもむしろ「自然」（自ら然る）を意味していると考えられる。ソローもまた、人間界と自然界は完全に分離しており、自然を人間の支配の対象と考える、当時出現しつつあった産業社会、機械文明の原理である物質主義的、機械的自然観に強く反発した。そして内発的な動的生命力が全自然物に内在しており、人間と自然との間に調和的統一を唱える有機的自然観を提示した。こうした点においては、ソローの超越主義的自然観と鈴木「禅」的自然観との間に類似性を見出すことは容易である。

しかしながら同時に、ソローの自然観は、鈴木「禅」的自然観のように一様ではなく、自然を人間と容易に一つになるものとは必ずしも考えていない側面もみられる。『ウォールデン』の読者は、次の蟻の戦いを観察している一節にみられるように、ソローが随所で植物、動物、鳥、昆虫などの個々の生物の生態に強い関心を示し、客観的に観察する自然学者（Naturalist）でもあることに気が付く。

私はもっと穏やかならぬ出来事も目撃した。ある日、薪の山、というより切り株の山に行くと、二匹の大きなアリ、一方はアカアリ、他方はもっとずっと大きく、半インチ近くもあるクロアリ

10 *Journal*, IX, *The Writings of H.D. Thoreau*, vol.15, p.178 (Dec. 11, 1856): “Wonderful, wonderful is our life and that of our companions! That there should be such a thing as a brute animal, not human! and that it should attain to a sort of society with our race! Think of cats, for instance. ... they do not go to school, nor read the Testament; yet how near they come to doing so! how much they are like us who do so!” また『禅とアメリカ文化』、151頁; *Zen and American Thought*, p.83参照。さらに著者Amesは、“Chuang Tzu wondered whether he was a man dreaming he was a butterfly, or a butterfly dreaming he was a man. How Thoreau loved his world and wanted its sheer presence can be gathered from running over the topic in any volume of his *Journal*.” と続け、「知らず、周の夢に胡蝶と為るか、胡蝶の夢に周と為るか。周と胡蝶とは、則ち必ず分有り。此れを之物化と謂う」（『莊子』齊物論篇第二の「莊周夢に蝶となる」の説話）と記し、自分と他者との間に区別をつけない「万物斉同」説を説いた、莊子（中国戦国時代の思想家）の世界をソローが愛したことが『日記』に記されていると述べている。

11 『鈴木大拙全集』第11巻、「続禅と日本文化」：「禅と日本人の自然愛（二）」、204頁; *Zen and Japanese Culture*, p.361: “From this short characterization of Zen we can see what Zen’s attitude toward Nature is. It is not a sense of identity nor of tranquillity that Zen sees and loves in Nature. Nature is always in motion, never at a standstill; If Nature is to be loved, it must be caught while moving and in this way aesthetic value must be appraised. To seek tranquillity is to kill nature, to stop its pulsation, and embrace the dead corpse that is left behind.”

が激烈な戦いを展開しているところ見た。いったん組みついたら絶対に離れず、木片の土でひっきりなしに戦い続け、格闘し、転がり回る。さらにあたりを見ると、驚いたことに木片という木片はすべてそうした戦闘員でおおわれていて、それは決闘 (duellum) ではなく戦争 (bellum)、まさにアリの二種族間の戦争であった。二匹のアカアリに対してクロアリが一匹の組み打ちもあった。¹²

ソローの眼前の対象物を良く見ることを重要な精神の修練とし、細部にまでわたって客観的に観察しようとする自然に対する姿勢は、自然を自己の対象とはみなさず、自己と融け合う存在とする、次の鈴木 of 自然観とは対照的である。

山というものがあって、それが私に対立するものではないと見られる時、見る者と見られる山とが一体になりきってしまった時、山は山でなくなってしまう。山は自然における客観的存在ではなくなってしまうのだ。又逆に、山は私に対抗して立つもの、自分とは別個のもの、自分とは少しも親しみのないものであると見るならば、これもやはり山ではないのである。ではどうなのかといえば、山が全く私の存在の中に融けこんでしまい、私もまた山の中に吸収されて、山と私とがぴったり一枚となりきった時にこそ、山は本当に山なのである。自然というものが何か私とは別個のものであり、あたかも未知量として、又、単なる冷酷非情の事実として、私の前に現在するものであるかぎり、自然は単に親しくないものだとか、いや、むしろ敵意をもって人間にはたらきかけるものだとかいうことさえいいえないではないか。¹³

またソローは『メインの森』(The Main Woods, 1864)において、クタードン山の山頂近くで、原初の野生そのものの、永遠に人間を寄せつけることのない、「非我」としての自然が現前するのを見て、圧倒された体験を、次のように報告している。

とはいえ誰しも、こんなに巨大で荒涼とした、非情な自然を見たことがないならば、純粋な自然を見たとはいえないであろう。たとえそれが、都会の真中のことであってもさしつかえないが。ここでは自然は美しかったけれども、何か野蛮で恐るべきものであった。私は畏怖の念をもって自分の踏んでいる地面を見つめ、威力の持ち主である神々がここに何を造ったのか、その作品の形態と様式と材料を知りたいと思った。ここは世にいう「混沌」と「いにしえの夜」とから造られた大地であった。ここには人の園はなく、ただ封印をしたままの大地があるのみだった。それは、芝地、牧草地、採草地、森林地ではなく、詩にうたわれる草原や耕地でも、荒地でもなかった。それは地球という惑星の真新しい、天然のままの表面であった。我々に言わせると、それは、幾久しく人間の住む所となるように、その目的のために大自然によって造られたのだ。それで、も

12 『森の生活』、「動物の隣人たち」、248-49頁；Walden, “Brute Neighbors,” p.253: “I was witness to events of a less peaceful character. One day when I went out to my wood-pile, or rather my pile of stumps, I observed two large ants, the one red, the other much larger, nearly half an inch long, and black, fiercely contending with one another. Having once got hold they never let go, but struggled and wrestled and rolled on chips incessantly. Looking farther, I was surprised to find that the chips were covered with such combatants, that it was not a *duellum*, but a *bellum*, a war between two races of ants, the red always pitted against the black, and frequently two red ones to one black.”

13 『鈴木大拙全集』第12巻、「禅の研究」：「禅における自然の役割」、231-32頁。

し人間がそれを使用できるのなら、使ってもさしつかえないはずだ。だが、まだ人間はこの地に慣れあうべきではない。それは世にいう^{マザー}母なる大地ではなく、巨大で恐るべき物質^{マター}であった。人間はここを踏み、ここに葬られるべきではない。そうだ、たとえその身体を横たえるのでさえも、この大地になれなれしくすぎることになる。ここは「宿命」と「運命」の神々のやどる所だったから。ここには人間に対して親切にする必要のないある種の力が存在しているのが感じられた。¹⁴

さらにソローは『コッド岬』(Cape Cod, 1865)において、ひたすら砂地が広がり、吹きすさぶ風と打ち寄せる大西洋の波の音だけが聞こえる、コッド岬のわびしい風景の砂浜を歩き続けた時に受けた印象を、以下のように記している。

海岸は荒涼とした、いやな匂いの漂う場所であって、人に^{おもね}阿るようなところはまったくない。カニ、蹉跌、マテガイ、その他、海が打ち上げるありとあらゆるものが散乱する、ひとつの(死体保管所)であり、飢えたイヌが群れをなしてうろつき回るかと思えば、潮流が施してくれるわずかばかりの食べ物を、毎日カラスが^{ついで}啄みにやって来る。人間と獣の死骸が浅瀬に仲良く堂々と横たわり、太陽と波の中で腐り、漂白されている。潮が満ちるたびに死骸は寝床の上で反転し、からだの下に新しい砂のシートを敷いてもらうのだ。そこに赤裸々な自然がある——非人間的なまでに誠実で、人間への配慮などには微塵も患わされず、カモメが水しぶきを浴びて旋回する切り立った海岸を、少しずつ^{かじ}齧り取っている自然が。¹⁵

上記の引用文に示されているように、ソローは、『ウォールデン』に示されているような、穏やかな優しい自然との交流によって自らの自然観を形成しただけではなく、自然との一体感を求める超越主義的な自然観に飽き足らず、後年は辺境の、人間の手が一切加わっていない、不毛で荒涼とした極限的状况にある原生の自然を探究していった。鈴木が実際に

14 小野和人訳『メインの森—真の野生に向う旅』(金星堂、1992年)、「クタードン山」、70頁；*The Maine Woods, The Writings of Henry David Thoreau*, vol.3, “Kataadn,” pp.77-78: “And yet we have not seen pure Nature, unless we have seen her thus vast and drear and inhuman, though in the midst of cities. Nature was here something savage and awful, though beautiful. I looked with awe at the ground I trod on to see what the Powers had made there, the form and fashion and material of their work. This was that Earth of which we have heard, made out of Chaos and Old Night. Here was no man’s garden, but the unhandseled globe. It was not lawn, nor pasture, nor mead, nor woodland, nor lea, nor arable, nor waste land. It was the fresh and natural surface of the planet Earth, as it was made forever and ever, —to be the dwelling of man, we say, —so Nature made it, and man may use it if he can. Man was not to be associated with it. It was Matter, vast, terrific, —not his Mother Earth that we have heard of, not for him to tread on, or be buried in—no, it were being too familiar even to let his bones lie there, —the home, this, of Necessity and Fate. There was clearly felt the presence of a force not bound to be kind to man.” ソローは、1846年、1853年、1857年の3回にわたって、メイン州の奥地への旅を試みている。

15 飯田実訳『コッド岬』(工作舎、1993年)、「海と砂漠」、261-62頁；*Cape Cod, The Writings of Henry David Thoreau*, vol.4, “The Sea and the Desert,” pp.186-87: “It was a wild, rank place, and there is no flattery in it. Strewn with crabs, horseshoes, and razor clams, and whatever the sea casts up, —a vast *morgue*, where famished dogs may range in packs, and crows come daily to glean the pittance the tide leaves them. The carcasses of men and beasts together lie stately up upon its shelf, rotting and bleaching in the sun and waves, and each tide turns them in their beds, and tucks fresh sand under them. There is naked Nature—inhumanly sincere, wasting no thought on man, nibbling at the cliffy shore where gulls wheel amid the spary.” ソローは、1849年10月から1857年6月にかけて、コッド岬に合計4回の徒歩旅行を企てている。

読んだソローの著作は、時代的な制約もあり『ウォールデン』のみと推察され、自然との一体化というソローの自然観の側面のみ、禅の自然観との共通性を見出しているに過ぎない。ソローは自然との一体化を希求しながらも、容易には可能でないことも知っていた。鈴木は、ソローの自然観には、相矛盾した複雑性と多面性が認められる、という特徴を見落としている。

3 自己

第二に、鈴木大拙とソローの「自己」に対する考えに関する比較的考察を試みしてみる。鈴木は『続 禅と日本文化』において、禅の「一心」について次のように説明している。

シナ人の精神が、菩提達磨の大乘或は「一乗」^{エーカヤーナ}或は「一心」^{エーカチッタ}の教えから禅を発展させるには、二百年以上を要した。菩提達磨は「空」という言葉より、「一心」という言葉を好んで用いたように思われる。この「一心」という語より、吾々は見性^{けんしやう}だとか、無心だとか、無念などという（これらは主として慧能^{えのう}の用いた言葉であるが）、禅特有の観念の展開の源を尋ねることが出来る。

「一心」は般若哲学の「空」に相当するが、「一心」の方が心理的で、他の印度的用語よりシナ人の心には効果的に訴えるのである。シナの学者は、感覚的事物の全領域は勿論のこと、吾々個人の心をも含むところの、一切の特殊な存在物の総体を指して「万物」と言うが、「一心」はこの「万物」の基礎にある「心」^{マインド}である。この「心」は、それ故に、一切の事物の根源としての絶対心であり、そこには主観と客観との別なく、しかも、そこからこの区別が出るのである。禅的鍛錬の目的とするところは、この心に接触することにある。

「心」は吾々の持つ個々の心——普通一般に言う心と、極めて注意深く識別しなければならぬ。後者は個的特殊の世界に属し、生死の法則に支配せられるが、心は内在的なもので、又、^{トランセンデンタル}超越的なものである。特殊の心や意識が心と関係していることは、この現象世界の一切の特殊的事物と同じである。しかし、心は一切の特殊現象を活動させる創造力だという意味で、これら一切の特殊現象の総和以上のものである。心という精力の大貯蔵地から、世界はその生命力を引き出し、言わば、そこに棲息地を持つのである。しかし、それをこの相対の世界以外の何処かに離れて存在しているものとするなら、甚だ悲しむべき誤謬(ごびゅう)であり、それは一切の過失と苦痛に我々を導くのである。……

この「心」即ち「一心」を二元的世界の混乱の中に把握することが、禅的鍛錬の目的である。……心を洞察することは或特殊の心を洞察することであり、その反対も同じである。ここに主観と客観、見るものと見られるものの絶対的同一性が存する。慧能の洞察には、二元論も^{アブソルート・ワンネス}「静慮」^{コンテンプレーション}も没入もなく、あるのは絶対的一者、動的一者である。論理的に言うと、それは矛盾・懂著を手段として肯定に達する働きである。この理由で、禅とは自己矛盾を手段として

「セルフ・アイデンティフィケーション自己同一性」を成就する鍛錬だと言ってよい。¹⁶

また鈴木は「禅による生活」において、禅の「悟り」の経験について、次のように記している。

禅は一つの経験であり、禅の独特さはこの経験の独特さに存するといういい表わし方は未だ当を得たものではないようだ。ではどうかというと、「禅においては、主体として経験されるべきものもなく、また客体として経験せられるべきものもない」という方が正しかろう。われわれが俗に「経験」・「体験」というとき、それはわれわれの存在の一部分を指す。部分であるから、当然そこには経験するものと経験されるものがある。禅はこの種の経験ではない。それは部分的又は断片的な経験ではない。所謂の禅経験とは、全存在を含むのだ。その全体が全き変貌を経過することにより、[全体の中の]一が始めて一たる根拠を得るのである。¹⁷

悟りは自己の本性を見るのである。この「ネイチャー本性」は他と区別される自己のみに存するものではない。この「見」においては、見るものも見られるものもない。「本性」は見るものであると同時に見られるものである。悟りは、いかえれば、「無心」、「絶対の一念」、「絶対的現在」、「本来清浄」、「空」、「如如」など、いろいろいうことができる。禅匠に従えば、人が実在の底知れぬ深淵を測ろうとするには、人間の感覚経験や知的作用のみでは不十分である。悟りがそれに加えられなければならない、しかも、機械的・量的に加えられるのではなく、いわば化学的に又は質的に加えら

16 『鈴木大拙全集』第11巻、「続禅と日本文化」：「禅と空観」、275-77頁。菩提達磨 (Bodhidharma、生没年未詳) は南インドに生まれ、中国に渡り、崇山の少林寺で9年間面壁座禅したという。その伝には伝説的要素が多い。慧能 (638-713) は唐代の禅僧。中国禅宗の第六祖で南宗禅の始祖。『般若経』は大乗仏教の基本的教理である空思想を最初に明らかにした。ほんにやほらみつ般若波羅蜜とは、すべてのことがら (一切法) が「空」、すなわち固有不変の本性がないことを悟る超越的な知恵をさす。般若の「空」の思想は、中国伝来の初期には老荘の「無」の思想によって理解されたが、くまらじゆう鳩摩羅什 (Kumārajīva、344-413) による『般若経』の漢訳、なごうじゆん龍樹 (Nāgārjuna、150頃-250頃) が著した『中論』や『大智度論』の漢訳によって、ようやく正しい仏教的理解に達した (日原利国編『中国思想辞典』、研文出版、1992年)。

鈴木は、「〈空〉は空空寂寂の空ではなく、森羅万象、有耶無耶が雑然として、無尽に織れているところ、それが直ちに〈空〉の座である」(『鈴木大拙著・上田閑照編『東洋的な見方』、岩波文庫、1997年、71-72頁)とも記しており、こうした「空」に対する理解は、すべての事物に固有の実体が認められない「無自性」とするものではなく、むしろ事物を二元的にとらえず、二元に分離する以前の根源的な「不二」の状態とするものである。それ故鈴木の「空」という大乗仏教の核心的概念についての理解は、中観派に代表される厳格な解釈に基づくものではなく、老荘思想の「無」とほぼ同様に、実在的なものとみなす傾向を持っていることに留意する必要がある。

17 同上書、第12巻、「禅による生活」：「概観」、293頁；Daisetz T. Suzuki, *Living by Zen* (India: Munshiram Monoharlal Publishers, 2011), p.33: “It may not be correct to state that Zen is an experience and that its uniqueness consists in the uniqueness of this experience. The correct statement we can make about Zen is that in Zen there is no subject that experiences, nor is there any object that is experienced. When we talk in our common parlance about experience, it refers to a part of our experience and there is naturally that which experiences and that which is experienced. Zen is not this kind of experience; it is not a partial, fragmentary experience. The Zen experience so-called involves the whole being—that which makes one what one is—which goes through a total transformation.”

れなければならない。¹⁸

悟りの別名は、見性^{けんしやう}、「自己の本質を見抜くこと」である。人間にはその存在をつくりあげている本性とか本質とかいうようなものがある、その本性がこれと対立する誰かに見られるというふうを考えられるかもしれない。即ち、見るものと見られるもの、主観と客観、主と賓が存在すると。かかる見解は一般に多くの人々の持つところである。というのは、人間の世界は合理性によってつくりかえられていて、そこでは事物が常に対立し、この対立によって人は考え、その考えが順に投影されて一切の経験界となる。従って、この二分された世界は無限に自らを倍加してゆく。これに反し、見性はかかる考え方とは逆である。つまり一切の二元論を終結せしめるのだ。これは実にわれわれの経験を根底から改造することを意味する。禅の企てるところは、われわれの世界観の最も過激な革命である。¹⁹

鈴木は、禅の核心的部分は「悟り」の実体験にあり、また「悟り」とは自己の本性は事実上存在しないことを見抜くことである点を強調している。鈴木は、自己の本性が「空」であり、「無自性^{むじしやう}」（固有の本質がないこと）であることを、「東洋的一」において次のように説明している。

個が一つ一つに離れて、それだけで、それ自体で、存るものと考えられた場合には、その意味は全然掴まれないものである。個は個でない或るものとの相関において考えられる場合に、始めて認めることの出来るものである。逆説的ではあるが、個は個でないから個であると言えるのである。個が個として一つ^え折り抜かれた場合、それは直ちに個ではなくなる。個々の「自己」があると考えるのは^{イリュージョン}幻想である。此の様に自己なるものは、絶対的・独立的存在を有していない。²⁰

ソローは鈴木とは反対に、あくまでも自己の実在を認めた上で、自己の二重性を主張する。ソローは『ウォールデン』のなかで、客観的自己と主観的自己、高級で霊的な本性と低級で獸的な本性という自己の本性の二重性が認められると、次のように告白している。

18 前掲書、「悟り」、342頁；Ibid., p.74: “Satori is seeing into one’s own nature; and this “nature” is not an entity belonging to oneself so distinguished from others; and in the “seeing” there is no seer as well as the object seen. Satori is “mindlessness,” “one absolute thought,” “the absolute present,” “originally pure,” “emptiness,” “suchness,” and many other things. According to the Zen master, our sense-experience alone is not enough, nor is intellection, if we wish to sound the bottomless abyss of reality; satori must be added to it, not mechanically or quantitatively, but chemically as it were, or qualitatively.”

19 同上書、337-38頁；Ibid., p.69: “Another name for satori is *kensho*, “seeing into one’s own nature.” This may suggest the idea that there is what is known as nature or substance making up one’s being, and that this nature is seen by somebody standing against it. That is to say, there is one who sees and there is another which is seen, subject and object, master and guest. This view is the one generally held by most of us, for our world is a rational reconstruction which keeps one thing always opposing another, and by means of opposition we think, and our thinking in turn is projected into every field of experience; hence this dichotomous world multiplying itself infinitely. *Kensho*, on the contrary, means going against this way of thinking and putting an end to all forms of dualism. This really means reconstructing our experience from its very foundation. What Zen attempts is no other than the most radical revolution of our world view.”

20 『鈴木大拙全集』第7巻、「東洋的一」、360-61頁。

私は自分自身を一個の人間的存在としてのみ知っている。いわば、思索と感動の舞台としてである。そして他人から離れて立つようにそれによって自分から遠く離れて立って自分を見ていられる、ある二重性を自覚している。私の経験がどんなに強烈でも、私の一部であってそうでないもの、私の経験には参与せず、ただそれを注視している見物人であり、あなたでないと同様に私でもないものがいて、それが批評しているのを意識している。人生なる劇——悲劇であるかもしれない——が終わると、見物人は行ってしまふ。その劇は、その見物人から見れば一種の作り話、想像の作品にすぎない。この二重性が、ときにはわれわれを容易に頼りない隣人や友人にすることがあるのだ。²¹

たいていの人たちにも見られることだが、私は自分の内部により崇高な、いわゆる精神的生活を志向する本能と、もう一つ、原始的で野蛮な生活を志向する本能が潜んでいることに気づいてことがあって、今もそうだが、私はその両方とも大切にしている。善にまさるともおとらず野生を愛しているのだ。²²

以上考察してきたように、鈴木は「空観」に基づき、自己は他の事物との関係のなかで相対的に存在しているのみで、他から独立した個としては存在していないと考えている。他方ソローは、独立した主体としての自己を自らの思索、感情、五感の基盤と考えている。このように両者の自己の理解は正反対で、自己に対する考え方の思想的基盤が全く異なっており、両者の間には本質的な隔たりが認められる、と結論付けることが出来る。

4 言葉

第三に、鈴木大拙とソローの言語観をめぐって、比較的考察を試みしてみる。鈴木は禅の言葉に対する見方について、「禅の立場から」において次のように述べている。

禅宗は常識と相容れず論理と相違しておる、其の所言は矛盾に充ちておる、有ることを無いと言いまた無いことを有ると言う、これはどうしても日常の考では受取れぬことである。よりに予は思う、禅は何かこんなことを故意にやるのではないか、つまり禅は人を胡魔化するのではないかしらんと。その一例を挙げれば、「橋は流れて水は流れず」と言うが如き、これはどう考えても非常識非論理ではないか。……

21 『森の生活』、「孤独」、142-43頁；*Walden*, “Solitude,” pp.148-50: “I only know myself as a human entity; the scene, so to speak, of thoughts and affections; and am sensible of a certain doubleness by which I can stand as remote from myself as from another. However intense my experience, I am conscious of the presence and criticism of a part of me, which, as it were, is not a part of me, but spectator, sharing no experience, but taking note of it; and that is no more than it is you. When the play, it may be the tragedy, of life is over, the spectator goes his way. It was a kind of fiction, a work of the imagination only, so far as he was concerned. This doubleness may easily make us poor neighbors and friends sometimes.”

22 『同上書』、「より高度な法則」、227頁；*Ibid.*, “Higher Laws,” p.232: “I found in myself, and still find, an instinct toward a higher or, as it is named, spiritual life, as do most men, and another toward a primitive rank and savage one, and I receive them both. I love the wild not less than the good.”

禅は普通の意義にての論理ではない、勿論ない。しかし禅を以て事実と相反すと言うは、事実の何ものなるかを解せぬ人の言である。…… 禅の目的とするところは此事実を捕捉するに在る。言語文字の拘束を離れ、論理の縄墨にくくられずに、事実そのものに一たび触着せんとする所にある。故に禅は非常識、非論理と言うてよろしい。…… 文字言句とは概念と言うも同じことである。それ故、禅を概念から研究しようなどと言うのが、始めから間違っ出発したと言わねばならぬ。……

言句文字と言えば、つまり便利のために出来たものである。我と人と交際するに当たりて、思想の交換を円滑にせんとせば、いつも事実そのものを引っぱってあるくわけにゆかぬ。そこで人間の智慧は言句文字を発明した。ところが、此便利な器械が一たび出来てからは、器械の目的の方が忘れられて器械そのものが非常に珍重がられるに至った、従って此方面の智慧は長足の進歩をなしたが、言句発明の真意は次第に閑却せらるるに至った。其結果は如何かと言うと、言句が直ちに事実そのものと見做されて来た。固より言句も言句としては事実であるけれども、言句とこれで現わしておる事実とを混同してはならぬ。事實は事実で、言句はこれに対する符号である、象徴である。…… こんなわけで言句は言句として取り扱われねばならぬのである。これを事実そのものと見てはならぬ。……

事実と言うも、経験と言うも、つまり同じい。禅は一たび触れんことを説き勧める。言句文字は第二にしておいて然るべしと教える。水か流れようが、流れまいが、そんなことは頓着するに及ばぬ。一たびこのものに触るればよいのである。即ち事実を経験さえすれば、それで何の世話もない。²³

禅の特徴の一つは「不立文字」であるが、鈴木は禅の非論理性を強調し、差別・対立の現象を作り上げている人為的なものに過ぎない言葉による概念、分別知の束縛から自由になり、「事実そのもの」、すなわちありのままの事物の実相、神秘そのものを直接的に把握する必要があることを説いている。鈴木「事実」は、『ウォールデン』において述べられている、ソローの“reality”とほぼ同義と考えられる。

じっくり腰をすえて働き、意見、偏見、伝統、欺瞞、外観の泥とぬかるみをとおして、パリからロンドン、ニューヨーク、ボストンからコンコード、教会から国家、そして詩、哲学から宗教、と全世界をおおっているあの表土をとおして、しっかりと両足を大地に着けよう。そして我々が眞実 (reality) と呼ぶかたい基底とそこに根づいている岩石に足がたっしたら、これだ、間違いない、と言おう。それから出水や霜や火の下にしっかりとした抛り所となる基盤を求めたうえで、

23 『鈴木大拙全集』第16巻、「禅の立場から」：「如是観」、353-58頁。

安全に壁や国家を築いたり、電柱を立てたりする場所を準備することにしよう。²⁴

ソローが探究した「しっかりとした抛り所となる基盤」とは、「われわれの生命の永遠につきない源泉」²⁵であり、鈴木と同様、事物の生命そのものの実相であった。しかしながら次の引用文にあるように、ソローの“reality”は、人間の「俗界をわずかに離れていたる所にある」²⁶「法」(law)と直接的に結びついている。

万物に最も近くあるものは、その物を存在させている力である。すぐ身近かな所で最も崇高な法則 (laws) が不断に行われている。すぐ身近かにあるものは、われわれがともに語らうのが好きな、雇い入れた働き手ではなくわれわれ自身がその作品である働き手である。²⁷

何かを後に残しつつ、目に見えない境界を越えて進んでゆけるだろう。新しく、普遍的でいっそう自由な法則 (laws) がその周囲や内部に確立しはじめるだろう。あるいは、今までの古い法則を拡大してさらに自由な意味で自分のためになるようにそれを解釈し、存在のより高度な秩序に認可されながら生きてゆくだろう。生活を単純化するに比例して宇宙の法則が複雑でないものに見えるようになり、孤独は孤独ではなく、貧困は貧困ではなく、弱さも弱さではなくなるだろう。²⁸

以上考察したように、鈴木には、言葉は人為的な符号に過ぎず、「事実」の本性である超越的実在とは直接的に結びつくものではないとし、言葉に対する不信感が認められるのに対して、ソローにとっては、言葉は“reality”、すなわち事物の本質である普遍的な「法」の一部となっている。ソローは「人生の本質的な事実だけに直面すること」²⁹を望んだが、「事実」(fact)とは他と区別され、それ自身で独立している具体的な個々の事物であった。ソローにとっては、個物との直面を限界点にまで徹底させることこそが、一なる絶対者の一部となることに通じていた。またソローは、「本は書かれた時と同じようにじっくり、

24 『森の生活』、「住んだ場所とその目的」、103頁；*Walden*, “Where I lived, and what I lived for,” pp.108-09: “Let us settle ourselves, and work and wedge our feet downward through the mud and slush opinion, and prejudice, and tradition, and delusion, and appearance, that alluvion which covers the globe, through Paris and London, through New York and Boston and Concord, through Church and State, through poetry and philosophy and religion, till we come to a hard bottom and rocks in place, which we can call *reality*, and say, This is, and no mistake; and then begin, having a *point d'appui*, below freshet and frost and fire, a place you might find a wall or state, or set a lamp-post safely, or perhaps a gauge.”

25 *Walden*, p.148: “the perennial source of our life.”

26 *Ibid.*, p.94: “but outside of the earth everywhere.”

27 『森の生活』、「孤独」、141-42頁；*Walden*, “Solitude,” p.148: “Nearest to all things is that power which fashions their being. Next to us the grandest laws are continually being executed. *Next* to us is not the workman whom we have hired, with whom we love so well to talk, but the workman whose work we are.”

28 同上書、「むすび」、348-49頁；*Ibid.*, “Conclusion,” p.356: “He will put some things behind, will pass an invisible boundary; new, universal, and more liberal laws will begin to establish themselves around and within him; or the old laws will be expanded, and interpreted in his favor in a more liberal sense, and he will live with the license of a higher order of things. In proportion as he simplifies his life, the laws of universe will appear less complex, and solitude will not be solitude, nor poverty poverty, nor weakness weakness.”

29 *Walden*, p.100: “to front only the essential facts of life.”

慎しみ深く読まなければならない」³⁰と述べ、古典の熟読を勧めている。彼は、口語が、動物のように母親から学ぶ言葉で、母の言葉なら、文語は、深遠な意味が込められ、完成された父の言葉であると述べ、口語と文語とを明確に区別している。彼にとっては、“reality”が内在し、古くても永遠に新しい「法」が顕現するのは、父の言葉である文語のなかであった。さらにソローは、精神の修練は現前の事物をよく見ることにあるとしたが、見るだけではなく、五感という身体感覚を通じて、物自体を把握しようとする傾向が強くみられる。例えば彼は、書かれ、印刷された言葉以上に、「あらゆる事物や出来事が比喩を使わず直接に語る言語、それだけが豊富な内容を持つ、標準的な言語」³¹、すなわち森の中から直接的に響いてくる音声としての自然の言葉を重要視した。音声としての言葉とは「形」と「体」を備えた生命の言葉であろう。以上考察したように、ソローは、鈴木と異なり、精神の修練による真の言葉の探求を通じて、人間は事物の生命、普遍的な「法」と一体化することが出来ると考えており、両者の言語観は根本的に相違していると言える。

5 終わりに

以上鈴木とソローの思想をめぐって、自然、自己、言葉の観点から、両者の思想の比較的考察を試みてきた。その結果、鈴木がソローの自然のなかでの孤独な生活のなかで、禅の生き方との共通性を見出し、親近感を抱いており、またソローが、禅を直接的に知ることにはなかったとはいえ、インドや中国などの東洋の思想に強い関心を抱き、東洋関係の書物を熱心に読んでいたことは明白な事実であったにもかかわらず、共通性は表面的なものに留まり、両者の思想の間には本質的な相違があることが明らかになった。

日本におけるソローの受容は『ウォールデン』に基づいた自然詩人、森の隠遁者という理解から開始された。ソローがエマソンから独立した自然観を展開した自然哲学者であるという視点から熱心に研究され始めたのは1970年代以降のことであり、さらに「市民の反抗」(“Civil Disobedience,” 1849)に記されているように、民主主義社会の自由な市民としての立場からの米墨戦争や奴隷制度などの政治的不公正に対する不服従者(nonconformist)、さらに自然環境保全運動の先駆者として注目され、様々な作品が翻訳され始めたのは1990年代以降のことである。³²

エマソンは自然と人間精神との間の「照応」(Correspondence)の教義に基づき、「自然の過程はすべて道徳的な文章を翻訳したものだ。道徳的な法則が自然の中心にあり、円

30 *Walden*, p.112: “Books must be read as deliberately and reservedly as they were written.”

31 *Ibid.*, p.123: “the language which all things and events speak without metaphor, which alone is copious and standard.”

32 日本におけるソローの受容については、上岡克己「日本におけるソロー受容史」『ヘンリー・ソロー研究論集』第31号(2005年)、24-34頁；上岡克己「日本におけるソロー受容史一年表」、長島良久「ヘンリー D. ソロー著作邦訳書誌」日本ソロー学会編『新たな夜明け』(金星堂、2004年)、263-82頁参照。

周に向かって光の矢を放つ³³と『自然論』に記した。ソローは「師」としてのエマソンの超越主義思想から強い影響を受けたが、自然を道徳的・倫理的な視点からとらえる傾向にあったエマソンの自然観に不満を覚え、「私は自然を人間ではなく、人間から隔絶しているという理由で愛している。人間のいかなる制度も自然を制御し、浸透することはない。そこでは人間界とは異なった正義が行き渡っている³⁴と『日記』に記している。そして自然との一体化を求めた『ウォールデン』においても既に認められ、さらに特に人間に無関心で冷酷非情な自然を探求した『メインの森』や『コッド岬』などに顕著に示されているように、超越主義的・人間中心主義的自然観から自然をそれ自体として把握しようとする、生命主義的・経験主義的自然観を志向する方向に進んでいった³⁵。鈴木の実験は、禅との親和性が見出される、人間と自然とを一体化する自然詩人としてのソローの側面にのみ依拠しており、自然詩人とは別のソローの側面に関心を広げてゆくには至らなかった。ソロー受容の過程における時代的制約があったとはいえ、ここに鈴木の実験のソローの多面的で複雑な思想の展開に対する理解の限界が認められると言えるだろう。

*本稿は、令和元年度日本学術振興会科学研究費助成金（基盤研究C、課題番号：19K00464）による研究成果の一部である。

33 酒本雅之訳『エマソン論文集（上）』（岩波文庫、1972年）、「自然」、73頁；Alfred R. Ferguson, Joseph Slater, Douglas Emory Wilson et al. ed., *The Collected Works of Ralph Waldo Emerson*, 10vols. (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1971-2013), vol.1, p.26, Nature: "... every natural process is but a version of a moral sentence. The moral law lies at the centre of nature and radiates to the circumference."

34 *Journal*, IX, *The Writings of H. D. Thoreau*, vol.10, pp.445-45 (Jan.3, 1853): "I love Nature partly because she is not man, but a retreat from him. None of his institutions control or pervade her. There a different kind of right prevails."

35 エマソンとソローについては、John T. Lysaker and William Rossi eds., *Emerson and Thoreau: Figures of Friendship* (Bloomington: Indiana University Press, 2010); Joel Porte, *Emerson and Thoreau: Transcendentalists in Conflict* (Middletown, Conn., Wesleyan University Press, 1996); Robert D. Richardson, Jr., *Henry Thoreau: A Life of the Mind* (Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1986); Walter Harding, *The Days of Henry Thoreau: A Bibliography* (New York: Dover Publications, 1962); 高梨良夫「エマソンとソロー—自然観をめぐって」『ヘンリー・ソロー研究論集』第44号、25-35頁（2018年）などを参照。

わが国の原子力分野における 環境影響評価制度 —住民参加の観点から—

宮森 征司

1 はじめに

本稿は、わが国の原子力分野における環境影響評価制度の形成の展開について、住民参加という観点から、振り返るものである¹。

近時、原子力が環境法上の問題として議論されることは通例となっており、具体的には、原子力発電所の安全規制の仕組み、原子力発電所の再稼働やこれに対する裁判的統制、そして、原子力発電所や放射性廃棄物処分場の立地選定手続における住民参加などの諸問題が取り上げられ、議論が展開されている。

本稿が検討を行う環境影響評価制度についても、わが国の法制度は、現在、原子力発電所もその適用対象に含める仕組みを採用するに至っている。

もっとも、1997年に環境影響評価法が制定され、2014年に環境影響評価法が改正されるに至るまでの間²、わが国の環境影響評価法には、原子力発電所から放出される放射性物質に関して、同法が定める手続の適用を除外する規定、いわゆる「適用除外規定」が置かれていた。この適用除外規定は、原子力政策が環境政策よりも時期的に先行して推進され、原子力法体系が環境法体系とは別個の法体系として整備されてきたという、わが国の原子力関係法制の歴史的・政策的事情を背景とするものであり、諸外国の法制度からみても珍しいものであった³。その後、この適用除外規定は、東京電力福島第一原子力発電所事故

1 本稿は、筆者が「アジア原子力フォーラム（FNCA）2019スタディパネル」（内閣府原子力委員会主催）において行った報告（「日本の原子力分野における環境影響評価制度（EIA in the Nuclear Field in Japan）」）の内容を補完して、原稿化したものである。本稿の基となった報告スライドは、FNCAのホームページに掲載されている（https://www.fnca.mext.go.jp/panel/pdf/SP_3-2_P_JapanR0307.pdf [最終閲覧:2020年1月6日]）。

2 わが国における環境影響評価制度の一般的な展開について、近時の文献として、さしあたり、大久保規子「環境影響評価法制の整備」環境法研究30号（2019）239頁以下、柳憲一郎「公衆参加からみたわが国の環境影響評価制度—その制度化と形態」環境法研究18号（2017）205頁以下。

3 網羅的な検討に基づく知見ではないものの、注1）の国際会議における報告内容による限り、諸外国の環境影響評価の法制度において、適用除外規定が明記されている立法例は見られなかった。

により発生した、従来のわが国の法制度では前提とされていなかった事態、すなわち、原子力発電所からの放射性物質の一般環境中への放出への対応を契機として行われた一連の原子力関係法制の見直しの流れのなかで、削除されるに至った。

しかしながら、学説からは、上記改正後においても、下位法令（環境影響評価法に基づく基本的事項や政省令等）や運用レベルにおいて、法改正の趣旨を踏まえた適切な対応がとられていないとの指摘がなされており、仮に原子力発電所の新設やリプレースが問題になった場合、改正後の環境影響評価法の下において、同法に基づく手続が具体的にどのように行われることになるかについては、不明確な点が残されている状況にある。

以上のような状況を踏まえ、本稿においては、わが国の原子力分野における環境影響評価制度の展開の歴史を振り返ることで、原子力分野における環境影響評価制度がわが国の原子力法体系及び環境法体系において、いかなる法的位置づけを与えられてきたのか、明らかにすることにしたい。そして、このようないかなる位置づけを与えられてきたのか、明らかにすることにしたい。そして、このような検討を前提として、今後の制度のあり方について、住民参加の観点から考察することとしたい。

具体的には、まず、2014年環境影響評価法改正による適用除外規定の削除の前後に分け、わが国の原子力法体系及び環境法体系において、原子力分野における環境影響評価制度がいかなる位置づけを与えられてきたのか、制度の変遷に照らしながら分析を行う（2及び3）。その上で、2014年同法改正後の現行法制度の下において、わが国の原子力分野における環境影響評価制度はどうあるべきか、今後の制度運用のあり方や立法論について若干の検討を行う（4）。

2 2014年環境影響評価法改正前

2014年の環境影響評価法改正により適用除外規定が削除されるに至るまで、わが国の環境影響評価の法制度においては、放射性物質による環境影響について、同法の定める手続は適用されていなかった。以下では、環境影響評価法制定前（2-1）と、環境影響評価法制定後（2-2）に分けて、2014年以前のわが国における原子力分野における環境影響評価制度の展開について振り返る。

2-1 環境影響評価法制定前

2-1-1 法令に基づかない環境影響評価

環境影響評価法が制定されるよりも前、わが国には、法令に基づく環境影響評価制度が存在していなかった。しかしながら、既に環境影響評価の重要性は認識されており、一部の環境分野においては、実務において先行的に、一般に「閣議アセス」や「省議アセス」と呼ばれる、行政指導に基づく行政主導型の環境影響評価のスキームが確立していた。これらのスキームの一つとして、発電所については、「発電所アセス」と呼ばれる枠組みの

中で、通産省省議⁴に基づく環境影響評価手続が整備されており、原子力発電所もこの発電所アセスの対象とされていた。

2-1-2 発電所アセス

発電所アセスの手続については、上記省議を背景とした各種要綱に規定されていた⁵。当時の発電所アセスにおいては、環境影響評価ではなく、環境影響調査と環境審査という用語が用いられており、前者は電気事業者が実施する手続、後者は通商産業省が実施する手続であった。発電所アセスの枠組みにおいては、これらの法令に基づかない手続の実施を受けて、電力事業者が電気事業法上の各種許認可の申請を行い、これらの申請を受けて、当時の通産省が審査を行い、上記各種許認可を付与するものとされていた⁶。

このように、環境影響評価法が制定されるよりも前のわが国の法制度においては、法令に基づく環境影響評価制度はいまだ存在していなかったものの、行政実務上、インフォーマルに形成されていた発電所アセスの枠組みにおいて、発電所に関する環境影響評価を実施するというスキームが形成され、確立していた。法令に基づかないインフォーマルな制度とはいえ、発電所の立地の特性に応じたスキームが、一般的な環境影響評価制度の整備に先立つ形で整備されていたことは注目に値する。

2-1-3 原子力の特殊性に配慮した仕組みの不在

もっとも、発電所アセスの枠組みは、その名称にも現れているように、発電所一般に用いられたものであって、原子力の特殊性に配慮した仕組みは、特段、設けられていなかった。他方において、1980年代以降、通商産業省や原子力安全委員会によって第一次・第二次公開ヒアリングと呼ばれる住民参加手続が実施されていたが、これは法律に基づかない制度にとどまっていた。

このように、環境影響評価法制定前においては、原子力分野における住民参加がインフォーマルな形で実施され、法令上の根拠は整備されていない状況にあったと評価することができる。

2-2 環境影響評価法制定後

1997年、環境影響評価法が制定され、わが国において、法令に基づく一般的な環境影響評価制度が整備された。

2-2-1 環境影響評価制度の適用対象

わが国の環境影響評価法においては、同法の定める手続が適用される「法対象事業」についての定めがあり、事業の規模に応じて「第一種事業」と「第二種事業」という区分が設けられている。実施される事業が「第一種事業」に該当する場合、事業者は、環境影響

4 「発電所の立地に関する環境影響調査及び環境審査の強化について」（昭和52年7月4日通産省省議）。

5 「発電所の立地に関する環境影響調査要綱」、「環境影響調査及び環境審査に伴う地元住民等への周知等の措置要綱」、「発電所の立地に関する環境審査指針」。

6 参照、高橋滋『先端科学の行政法理』（岩波書店、1998）48頁。

評価法が定める環境影響評価手続を必ず実施しなければならない。

原子力発電所を含む発電所は、第一種事業に該当するものと定められており（同法2条2項ホ。2014年改正後の法制度においても、この基本的な構造に変化はない）、環境影響評価法の定める手続は、同法の制定当時から、原子力発電所にも適用されていた。

2-2-2 発電所アセスの法制度化

発電所に関する環境影響評価について、制定時の環境影響評価法59条（その後、60条に繰下げ）は、「…この法律および電気事業法の定めるところによる」として、発電所の環境影響評価に関する特例を設けていた。そして、同条に対応する形で、電気事業法の各種許認可に関する規定が追加された⁷。

環境影響評価法の逐条解説においては、このような法律上の仕組みが設けられた理由が、同法制定前の発電所アセスのスキームにおいて、手続の各段階において国が監督指導し、十分な実績を上げてきていたこと、そして、電気事業は、民間事業者の個別事業は電力の安定供給という国の施策と強い関わりを持つという特殊な性格を有するものであることの二点が、発電所アセスに関する特例が置かれたことにあるとされている⁸。

このように、環境影響評価法制定と電気事業法改正により、発電所の立地段階については、従来、実務レベルで形成されてきたインフォーマルなスキームが、電気事業法上の許認可の要件とされ、環境影響評価法が定める手続と電気事業法が定める手続とが連結される形で、法律上の制度として整備されるに至った⁹。このことは、発電所の立地選定における住民参加の法制度整備という観点から見ると、一つの前進ではあった¹⁰。

2-2-3 環境影響評価法の適用除外

しかしながら、他方において、当時の環境影響評価法は、「放射性物質による汚染」に関する措置について、同法の規定を適用しないものと定める適用除外規定を置いていた¹¹。この適用除外規定に基づき、環境影響評価法に基づく手続においては、原子力発電所から生ずる環境影響のうち、放射性物質による環境影響は対象から除かれていた。わが国の環境影響評価法上、かような適用除外規定は放射性物質による環境影響以外に関しては置かれておらず、また、国際的に見ても珍しい規定である。それでは、適用除外規定が置かれた背景には、どのような事情があったのだろうか。

まず、環境影響評価法に適用除外規定が設けられた背景には、わが国の環境法体系にお

7 当時の環境影響評価法第3章第2節第2款の2「環境影響評価に関する特例」。

8 環境庁環境影響評価研究会『逐条解説 環境影響評価法』（ぎょうせい、1999）44・45頁、及び、239頁以下。

9 参照、高橋・前掲注6）49頁。発電所アセス手続については、島村健「石炭火力発電所の新增設と環境影響評価(1)」自治研究92巻11号77頁以下（80頁以下）。

10 高橋・前掲注6）12頁は、発電所アセスの法制度化を「これまで法の外に置かれてきた施設立地手続を正式に法の世界に組入れる足場をなすものとして、注目に値する」として、原子力発電所の立地選定手続における住民参加の観点から肯定的に評価している。

11 環境影響評価法52条1項（当時）：「この法律の規定は、放射性物質による大気汚染、水質汚濁…及び土壌の汚染については、適用しない。」

いて基幹法的な位置づけをもつ、環境基本法の第13条（当時）がある¹²。同条は、放射性物質による汚染の防止のための措置について、原子力法体系に委ねる旨を定めていた。同条は、放射性物質による汚染の防止のための措置について、原子力法体系に委ねる旨を定めていた。同条は、環境基本法の前身である公害対策基本法第8条を受け継ぎ、環境基本法の制定当時に、放射性物質による汚染に関する措置が原子力関係法制において既にとられており、放射性物質が原子力発電所の内部において厳格に管理されていることを理由として、設けられたものである¹³。同条を背景に、わが国の個別環境法においては、放射性物質による汚染に関する適用除外規定が置かれていた。

次に、環境影響評価法52条1項の趣旨について、同法の逐条解説によれば、「放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染については、原子力基本法の体系で放射能漏れがないように保安・安全対策が講じられることとされており、環境基本法13条においても、その汚染の防止のための措置は、原子力基本法その他の関係法律で定めるところによるものとされていることから、本法は適用しないこととしたものである¹⁴」とされている。

上記を総合すれば、環境影響評価法の適用除外規定は、原子力法体系の下において、放射性物質が原子力発電所内部で厳格に管理されているとの「前提」の下、これとは別に、環境影響評価法に基づく手続をあえて実施することは不要であるとの考え方を、立法上、採用したものと解することができる。

もっとも、同法の適用除外規定は、原子力発電所の設置等の事業について、環境影響評価手続が不要である旨を定めたものではなく、あくまで放射性物質による汚染に限って、同法の規定の適用を除外するにとどまるものであったことには、留意が必要である。すなわち、放射性物質を含まない下水や廃棄物については環境影響評価法の対象とされ、また、環境法上の基本理念等については、環境影響評価法に基づく手続に際しても適用されていたものと考えられる¹⁵。

2-2-4 まとめ

環境影響評価法の制定から2014年同法改正に至るまでのわが国の原子力分野における環境影響評価制度の特徴は、以下の通り、まとめることができる。

まず、環境影響評価法の制定により法令に基づく環境影響評価制度が設けられ、原子力

12 環境基本法13条（当時）：「放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、原子力基本法（昭和30年法律第186号）その他の関係法律で定めるところによる。」

13 環境省総合環境政策局総務課編著『環境基本法の解説〔改訂版〕』（ぎょうせい、2002）174頁。同条の立法背景及び趣旨については、高橋滋「原子力利用と環境リスク」『環境法大系』（商事法務、2012）635頁以下（643頁以下）、田中良弘「原子力法制の立法過程に関する一考察：原子力損害賠償法と放射性物質汚染対処特措法を題材に」法政理論50巻3・4号（2018）348頁以下、伊藤哲夫「放射性物質による環境構築と環境法・組織の変遷」環境法研究8号（2018）189頁以下（207頁以下）を参照。なお、第140回国会衆議院環境委員会（平成9年4月22日）において、橋本龍太郎大臣がこれに対応する答弁を行っている。

14 環境庁環境影響評価研究会・前掲注8）227頁。

15 参照、高橋・前掲注13）645頁。

発電所を含む発電所一般が、同法の適用対象とされた。そして、発電所の立地選定については、従来、法令に基づかずに実施されていた環境影響評価手続（発電所アセス）に、環境影響評価法及び電気事業法という法的根拠が与えられた。この法律上の仕組みは電気事業法上の許認可の要件とされる形で整備されたため、発電所の設計及び建設段階についても、環境影響評価法の手続の結果が考慮されるという仕組みが採用されることとなり、法令に基づく環境影響評価手続が影響を及ぼし得る範囲は、他の環境分野に比して広いものとなった。

しかしながら、環境基本法13条に基づき、放射性物質による汚染に関する措置を原子力法体系に委ねていたわが国の環境法体系の枠組みの中で、環境影響評価法には適用除外規定が置かれていた。この規定に基づき、放射性物質に関する環境影響評価法に基づく環境影響評価は実施されないものとされた。他方において、第一次・第二次公開ヒアリングについては、依然として法律上の根拠が与えられなかった。

以上を踏まえると、原子力分野における住民参加制度に関する法律上の制度の不備という状況は、環境影響評価法の制定後も、継続していたものと評価することができる。

3 2014年環境影響評価法改正後

3-1 適用除外規定の削除

3-1-1 環境基本法13条の削除

東日本大震災を原因とする福島第一原子力発電所事故は、環境法制度との関係を含め、わが国の原子力法制全体の見直しを迫る契機となった。

既に述べたように、改正前のわが国の環境法制度は、法制度上、放射性物質は原子力発電所の内部から放出されることはまずないという前提の下に設計されていたものであった。しかしながら、福島第一原子力発電所事故に起因して放射性物質が原子力発電所の外部にまで大量放出される事態が現実に発生したことで、震災前のわが国の原子力分野における環境法制度のかような前提は動揺を余儀なくされ、国会等による議論を経た上で、関係法制の整備・改正が進められた。

まず、震災当時のわが国の法制度は、一般環境中に放出された放射性物質により汚染された土壌や汚染物について、正面から対処する法律が存在しない状況にあった。そこで、このような状況への立法的対応として、2011年8月、放射性物質汚染対処特措法が制定された¹⁶。

その後、一連の環境法制度の見直しの動きは一般法レベルにも及び、個別環境法における適用除外規定の前提を成していた環境基本法13条の見直しが国会において議論され、その結果、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則51条に基づき、環境基本法

16 放射性物質汚染対処特措法の立法過程に関する考察として、田中・前掲注13) 335頁以下。

13条が削除されるに至った¹⁷。

3-1-2 環境影響評価法52条1項の削除

環境基本法13条の削除を受け、同条の趣旨を背景に個別環境法に設けられていた適用除外規定の見直しは、中央環境審議会において議論された。その結果が取りまとめられた意見具申においては、基本的には、個別環境法の適用除外規定を削除すべきであり、環境影響評価法52条1項については、「東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質によって汚染されたおそれのある地域における対象事業の実施が想定されることを踏まえて適用除外規定の削除について検討が必要である」との考え方が示された¹⁸。

他方、国会においては、福島第一原発事故により、放射性物質による環境影響を原子力関係法規では担保することができないことが明らかになったことから、環境影響評価法52条1項を含め、放射性物質による汚染が適用から除外されているわが国の環境法制度には問題があるとする旨の議員からの発言に対し、担当大臣から、当面は放射性物質汚染対処特措法で対応し、順次、個別環境法上の適用除外規定に関する対応を環境省として行う旨の答弁がなされた¹⁹。

そして、2013年、「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第60号）が制定され、同法に基づき、個別環境法上の適用除外規定が削除され、環境影響評価法52条1項も削除されるに至った²⁰。

3-1-3 まとめ

以上のような経緯を経て、環境基本法13条、そして、環境影響評価法52条1項の適用除外規定は削除された。このことを受けて、原子力発電所については、放射性物質による汚染も、環境影響評価法の適用対象に含められることとなった。

適用除外規定の削除に関する一連の議論の過程を見ると、放射性物質が原子力法体系の下で原子力発電所の内部で厳格に管理されているとの前提が動揺を余儀なくされたことを受け、環境基本法13条の削除に対応して、環境影響評価法52条1項が削除されたことがうかがわれる。もっとも、当時の審議会や国会の議論においては、適用除外規定が削除され

17 環境基本法13条が削除されるに至った経緯とその意義について、高橋滋「原子力規制法制の現状と課題」高橋滋＝大塚直編『震災・原発事故と環境法』（民事法研究会、2013）12頁以下。

18 中央環境審議会「環境基本法の改正を踏まえた放射性物質の適用除外規定に係る環境法令の整備について」（2012年11月30日）（<https://www.env.go.jp/press/files/jp/21110.pdf> [最終閲覧2020年1月6日]）

19 第180回国会参議院環境委員会（平成24年6月19日）市田忠義議員の発言、細野豪志国務大臣の答弁。

20 同改正に関して、大久保規子「エネルギー、化学物質、水管理政策と市民参加」行政法研究12号（2016）1頁以下、大塚直「改正アセスメント法の現状と課題」人間環境問題研究会編『最新の環境アセスメント法の動向と課題』（2014）3頁以下（14・15頁）、同『環境法BASIC（第2版）』（2016）112頁。また、環境影響評価法の適用除外規定が削除されるに至るまでの経緯については、西久保裕彦「放射性物質による環境汚染の規制権限について—特に東日本大震災以降の変化—」長崎大学総合環境研究17巻1号（2014）47頁以下が詳しい。金子和裕・角智子「東日本大震災・原発事故における環境汚染の問題～災害時における環境法制・環境行政の課題～」立法と調査317号（2011）157頁以下（161頁）、安部慶三「3・11大震災後の環境行政・政策の課題～原子力安全規制に係る体制整備と地球温暖化対策の見通し」立法と調査324号（2012）132頁以下（133・134頁）、島村健「復興と環境アセスメント」日本不動産学会誌26巻3号（2012）58頁以下（63・64頁）も参照。

たことをもって、実際にどのような形で原子力分野における環境影響評価が実施されるべきかについてまで踏み込んだ議論は、行われていなかった。

3-2 基本的事項の改正

適用除外規定が削除されたことにより、放射性物質による汚染についても、環境影響評価法の定める手続の対象となった。しかしながら、他の環境分野における環境影響評価手続と同様、その具体的な手法については、環境影響評価法に基づく基本的事項や各種省令、そして、制度運用に委ねられることとなった。

そこで、基本的事項のレベルにおいていかなる対応すべきかが議論された。環境省に設置された「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会」（2014年1月～2014年6月）（以下、「技術検討委員会」という）において、適用除外規定（環境影響評価法52条1項）の削除を踏まえた基本的事項の改正に結びつくと考えられる事項について検討が行われ、報告書が公表された。

同報告書においては、福島第一原子力発電所事故に由来する放射性物質への対応が「当面の課題」と位置付けられ、具体的には、土地の形状の変更等に伴い放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれのある事業（例：避難指示区域等における法対象事業の実施）と、供用中に放射性物質を取扱う事業（例：原子力発電所の設置等）の2つのケースが念頭に置かれた²¹。

そして、技術検討委員会による検討の結果が反映される形で、2014年6月、環境影響評価法に基づく基本的事項が改正された。同改正により、基本的事項に環境影響評価を実施する際の評価項目として「一般環境中の放射性物質」が追加され、かつ、その評価は「放射線の量」に従って行われるべきことが明記された。

4 若干の展望

以上、本稿においては、わが国における原子力分野の環境影響評価制度の歴史的展開について見てきた。

わが国の原子力分野における環境影響評価制度は、環境影響評価法が制定される以前から、実務において先行して形成されてきたインフォーマルな発電所アセスの仕組みが、環境影響評価法の制定を契機に電気事業法の許認可と連結され、法律上の根拠を与えられる形で発展してきた。他方において、わが国の環境影響評価制度は、放射性物質による汚染を適用除外としていた。しかしながら、この適用除外規定も、福島第一原子力発電所事故を契機とする関係法制の見直しの動きのなかで削除されるに至り、現在の法制度の下においては、原子力発電所についても、他の環境分野と同様に、環境影響評価法に基づく手続

21 環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書（平成26年6月）（<https://www.env.go.jp/press/files/jp/24736.pdf>〔最終閲覧：2020年1月6日〕）。

が実施されることとなった。

しかしながら、適用除外規定が削除され、放射性物質による環境影響が環境影響評価法の適用対象となった現在の法制度の下においても、原子力分野における環境影響評価を具体的にどのように実施すべきかについては、不明確な点が残されている。

そこで以下においては、原子力分野における環境影響評価の具体的な手続等について定めた環境影響評価法の下位法令に対して批判的な学説を検討素材としつつ、今後のわが国における原子力分野における環境影響評価制度のあり方について、供用時の環境影響評価（4-1）と、事故時の環境影響評価（4-2）の二つの局面から、若干の考察を行うことにしたい。

4-1 供用時の環境影響評価

4-1-1 下位法令における対応の不備

わが国の環境影響評価制度は、各種施設の設置時のみならず、供用時における環境影響も対象に含んでいる。そこで、適用除外規定が削除され、放射性物質による環境影響が環境影響評価法の適用対象となった現在の法制度の下において、原子力発電所の供用時における環境影響評価をいかに行うことになるかは、一つの大きな論点となり得る。

この点、学説からは、省令において、放射性物質による環境影響のうち、最も基本的な要素である原子力発電所の供用時の影響に関する定めがないことが、適用除外規定を削除した法改正の趣旨に反する違法なものであり、現在の法状況に照らせば、原子力発電所の新設やリプレースが今後とも問題となり得る以上、省令による対応が即座にとられるべきである旨の見解が示されている²²。

本稿においても検討したように、環境基本法13条の削除を受けて適用除外規定が削除された趣旨は、福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、原子力法体系の下における厳格な管理により放射性物質が原子力発電所内部に閉じ込められていることを前提に設計されたわが国の法制度の問題を取り除くことにあったと考えられる。そうすると、環境影響評価法が改正され、適用除外規定が削除されたにもかかわらず、下位法令のレベルにおいて、原子力発電所の供用時における対応がなされていないことは、それをもって直ちに違法を生ずるかはともかく、対応に不備があるとの批判は免れないであろう。

4-1-2 適用除外規定が削除された経緯

もっとも、本稿の検討に照らせば、かような省令における対応の不備は、立法過程のレベルにおいて、適用除外規定の削除が、福島第一原子力発電所事故後における対応の文脈において行われたことが遠因となっているといえるのではないか。すなわち、環境基本法13条や環境影響評価法52条1項の削除は、福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質の一般環境中への放出という特殊な事態にいかに対処するかという文脈のなかでなされ

22 大久保・前掲注20) 14頁。

てきており、基本的事項の改正に関する技術検討委員会においても、中長期的なスパンで、原子力分野における環境影響評価をどのように実施すべきか、という議論はほとんどなされなかったことが看取される。このように、省令における規定が不十分なものとどまっている背景には、事故後の処理ための法改正の経緯という側面を指摘することができよう。

4-1-3 二分的発想の妥当性と住民参加

もっとも、今後、新設やリプレースが問題となった際に、供用時の環境影響を含めていかに対応すべきかがほとんど議論されていないことは、これらの可能性が排除されておらず、現行の法制度において、これが同法の適用対象とされていることが明らかである以上、問題であることに変わりはない。そうすると今後は、基本的事項のレベルにおいて示されているような、原子力発電所の内部における放射性物質と一般環境中の放射性物質とを二分する発想が、適用除外規定が削除された現行の法制度下においてそもそも適当な整理であるといえるかも含めて、検討の余地がある。少なくとも、環境影響評価の実施にあたっては、福島第一原子力発電所事故前の法制度が立っていた「前提」の維持を意味することとならぬよう、十分に留意する必要があるといえる。

さらに、住民参加の観点からは、上記を踏まえた上で、原子力発電所の供用時における環境影響手続のあり方について、住民参加がどのように行われるべきか等の議論が、既にインフォーマルな形で実施されている原子力分野における住民参加手続（第一次公開ヒアリング・第二次公開ヒアリング）との関係を含め、深められることが期待されているといえよう。

4-2 事故時の環境影響評価

4-2-1 事故時の環境影響評価をめぐる議論

供用時の環境影響をいかに評価するかという問題とは別に、事故時の環境影響評価をどのように評価すべきか、という問題がある。この点、学説においては、諸外国の法制度の動向も踏まえ、わが国においても、事故時の影響も含めた環境影響評価についての検討がなされるべきであるとの見解が提唱されている²³。

もっとも、わが国の環境影響評価制度については、一般に、政府の公式見解として、設置時や供用時の環境影響に限って対象とされるという解釈が採用されており、現在のところ、原子力分野に限らず、他の環境分野においても、同法に基づく事故時の環境影響評価は実施されていない²⁴。このように、事故時の環境影響評価が含まれない点は、わが国における環境影響評価制度全体に関わる問題であるということができ²⁵、現行の環境影響評価法の枠組みを前提とする限り、原子力発電所の事故時における環境影響を同法の対象に含めるべきである、との解釈論を展開することは困難である。したがって、この問題を議論す

23 参照、大久保・前掲注20) 15頁。

24 参照、環境庁環境影響評価研究会・前掲注8) 56頁。

25 大塚直『環境法BASIC（第2版）』（有斐閣、2016）112頁。

るにあたっては、原子力の特殊性を踏まえた立法論的・法政策論的観点からの考察が求められるといえよう。

この点、学説からは、原子力リスクについて、平常時のリスクが周辺環境に有為な影響を与えない程度に厳密に管理されているのに対して、事故時のリスクについては、事故そのものの性格からして、原因・経過・被害規模等について、さまざまなシナリオを想定すべきであり、原子力リスクを環境リスクの一範疇に含める考え方がわが国において常識となった今日であるからこそ、個別法令において原子力リスクの特性を踏まえた的確な制度設計が望まれるとの指摘がある²⁶。

このような指摘を踏まえると、原子力分野における環境影響評価のあり方についても、一般的な環境影響評価制度の枠内では捉えることのできない原子力固有のリスクに配慮する形での制度設計が求められているといえる。そして、この原子力固有のリスクこそが住民の不安・不信を募らせる要因であると考えられる以上、事故時における環境影響を評価する仕組みが法令に基づく制度として整備される必要性は、他の環境分野に比して大きなものであるといえよう。

4-2-2 住民参加手続の法定の必要性

事故時における環境影響評価の仕組みについては、住民参加手続に関する法的根拠の整備の必要性が、原子力法の側から、長きにわたって指摘されてきた。しかしながら、現在においても、原子力分野における住民参加の仕組みは、法令上の制度として整備されるには至っていない²⁷。これに対して、本稿においては、原子力分野における環境影響評価について、いわば環境法の側から検討を行ってきた。かような検討の結果、筆者は、これまで学説が主張してきた原子力分野における住民参加手続の法定の必要性が、より鮮明に浮き彫りにされたものとする。

原子力の特殊性を踏まえれば、環境法の側からのアプローチにせよ、原子力法の側からのアプローチにせよ、事故時の環境影響を対象に含めた環境影響評価制度ないし住民参加制度が、わが国の法制度に存在していないことの問題性は明らかであり、喫緊の対応が求められる。

26 高橋・前掲注17) 35頁、あわせて、高橋・前掲注13) 649頁以下も参照。

27 高橋・前掲注17) 33頁、大久保・前掲注20) 12頁以下。

信州諸藩の鷹狩り

—松代藩の祢津家の鷹書—

二本松泰子

はじめに

平安時代から室町時代後期の信濃国の東部地域では、当地を本貫地とする海野氏・祢津氏・望月氏が地縁によって結束し、「滋野三家」と称して一大勢力を誇っていた。このうち海野氏・望月氏は中世末期にそれぞれ嫡流が途絶えてしまい（海野氏の名跡は真田氏が継承）、目立った事跡を確認することができない。一方、祢津氏については、中世末期以降も嫡流が存続し、近世期を通して事実上の足跡をたどることができ、当家は、徳川家康に仕えた祢津松鶴軒の弟である信忠の子・幸直（祢津志摩）の直系に当たり、幸直が松代藩の初代藩主である真田信之に仕えて以降、代々家老クラスの家臣として幕末まで同藩に仕えた（注1）。

ところで、このような祢津氏嫡流と別系の祢津一族である松鶴軒の

子孫は三代で断絶したものの、代々の徳川將軍に鷹書を献上したとされる（注2）など、將軍家所縁の格式高い鷹術を伝えていたことは著名である（注3）。その一方で、嫡流である幸直の直系もまた鷹術と関わる一族であったことはあまり知られていない。このたび、その幸直の子孫に伝来した鷹書群が新たに確認され、稿者はそれらを調査する機会を得た（注4）。本稿では、まずは当該の鷹書群の中から物語や説話が記された文芸的要素の強いテキストについて取り上げ、他のテキストとの本文の比較を通してその特徴を分析する。それによって、近世期における祢津氏嫡流が担った文化伝承の一端を明らかにしつつ、当時の松代藩の鷹狩りの実像にアプローチする一助としたい。

一、近世期における祢津氏嫡流

今回、調査させていただいた祢津氏嫡流に伝来した古文書類は、現在それらを所蔵している祢津泰夫氏の御祖父が当主より譲り受けたものという。古文書類の中には、当家の系図がいくつか含まれ、それらについてはすでに拙稿で具体的に紹介した(注5)。本稿では、そのような系図類とは別に、家伝を記した紙綴り綴じの冊子を取り上げ、当家の祖として認識された祢津幸直(志摩)と鷹術について簡単に紹介する。

さて、当該の家伝書は明治期の書写とおぼしきもので、前半部分に幸直に関する逸話と彼の子孫の本家争いの記事が掲載され、後半部分には祢津氏の「中興」とされる人物たちの名前とその事跡が列挙されている。奥書等は無し。この前半部分に相当する記事を次に挙げる(句読点は私に付した。また、割注は「」で示した。以下同じ)。

一 或覚に曰、眞田伊豆守殿御幼児の時、祢津宮内太輔元直が後妻を乳づけの母ニ頼給ふ。祢津が先妻ハ信州先方の諸賀入道か娘也。後妻ハ上州吾妻ノ住士羽尾入道が娘ナリ。安房守殿羽尾ニ由緒有故ニ頼給ふと也。其後参州長篠合戦ニ宮内大輔討死しけれハ、妻女剃髪して貞繁尼と云。嫡子長右衛門ハ継子たるによつて、母子の中平かならず。貞繁尼、源三郎殿ニちなみ有ニよつて、常ニ安房守殿の御方ニ立寄るニより、内外の人、いつとなくおつぽね様と云。乳の好身なる祢津が子を式部と云。兩人、彼ノ乳母の両膝ニ居て、乳房を含みける程ニ、兄弟よりも睦しく、たかいニ生たち給ひしとナリ。毎日いせ山ニあそびて、りうそをつりて心を

慰めり。源三郎殿、此山坂をやすくのほり給むとて、夙ニおきて朝草かりの馬ニ打乗り給ふ。式部ハ腰ニ焼めしを附行て、供ニ是を食し、夕陽ニ及て城ニ帰りしと也(伊勢山ハ戸石の古城ノ跡ナリ。朝草茹の馬とハ、民家ニ馬をかふもの、未明ニ山ニ行、青草を茹て用、其馬を借りて乗てナリ)。互に成馬して、式部ハ祢津志摩幸直と名乗り、或る時志摩申ハ、伯父ニテ候祢津松鶴軒、上州豊岡ニ罷在候、是を頼、家康へ成り共、秀吉へ成りとも奉公致シ候べし。此年ごろの御厚恩申し難く、且御名残も惜しく候と也。

信之宣ふハ、存立候処尤ニハ思へ候得共、安房守、今の俣ニテハ朽果給ハじ。大望有人ナリ。我又心中ニ大望有ル。その深志をしらぬ人か情なくも振り捨いなんとハ宣ふものかな。日来の契りをハ吾ハ忘れぬ物をと有ければ、祢津黙止がたく思ひ止りて、神川一戦の時も二心なく籠城しけるとナリ。

一 祢津三十郎紋所ハ梯子月と唱。本家ハ今ノ祢津数馬直家ニ候得共、三十郎先祖ハ先ニ御当家へ罷出。本家ハ断絶後、御当家へ被召寄。依而其時分ハ本家之様ニモ不掙。然レトモ人ノ知ル所ニシテ又未家タラン事にモふ面百彼是有紋所文字引替候間。

一 今ノ祢津三十郎先祖志摩ト云シトモ八百石ニテ本家方先ニ御当家へ出て系圖ニ見ヘタリ。

一 祢津家紋黒餅を代月の文字ニ直ス。当時モ幕ノ紋ハ黒餅ヲ付ル。一 其ノ後、祢津神平と祢津三十郎、本家別家のあらそへ有し時、親類、打寄ひやう□□候處、兎も角も兄弟之事なれハ、兄神平の方を本家ト申候が可然様、皆々被申候有。夫方神平の方本家と

申侍候也。

右掲の第一条によると、真田信之と祢津幸直の幼少時の逸話が記載されている。すなわち、祢津宮内太輔元直の後妻である上州我妻の住人・羽尾入道の娘が信之の授乳係になったという。その所以は真田昌幸が羽尾に由緒があったからとされる。三河国長篠合戦で元直が討死すると、その妻は剃髪して貞繁尼と称した。嫡子の長右衛門は継子なので折り合いが悪く、信之の方に立ち寄り、内外の人々にお局さまと呼ばれるようになった。また、彼女の息子である式部は信之とともに両膝に乗って乳房を含み、仲睦まじく成長する。二人は毎日朝早くから夕暮れまで伊勢山に遊び、心を慰めた。式部は祢津志摩幸直と名乗るようになった。ある時、志摩は伯父の祢津松鶴軒を頼って家康・秀吉に奉公しようとするが、信之の心中に秘めた「大望」に感じ入り、信之に忠義を尽くすことを決意する。そのため、神川の戦でもふた心なく籠城したと記されている。

このような祢津幸直（志摩）に関する逸話は、江戸時代末期の松代藩家老であった河原綱徳（寛政四（一七九二）年～慶応四（一八六八）年）の編になる『長国寺殿御事蹟稿』『祢津』にも「真田御武功記」からの引用として右掲記事とほぼ同文が掲載されている。なお、長野県立図書館蔵『松代藩士系図 全』（資料番号0104163225、請求番号N28833）に所収される二種類の系図はいずれも祢津幸直直系の系譜である。それらによると、政直（「祢津宮内大輔 松鶴軒」と注記される）の弟である信忠の次子に「幸直」が見え、「式部 志摩守 介 右衛門 系左別 武靖公御伽相助 系在別」もしくは「式部 助右エ

門 志摩守 武靖公御伽」という注記が見える。

続けて、第二条～第五条では、祢津家の本家争いに関する記事が列挙される。すなわち、第二条によると、本家（の当主）は祢津数馬直家であるが、祢津三十郎の先祖は早くに「御当家」（未詳）へ出たといい、「当家に養子に入る」意か。また、本家も断絶した後、「御当家」に召し寄せられたといい、その当時はすでに本家はその態ではなかったとされている。さらに、第三条によると、祢津三十郎の先祖は件の祢津志摩であるが、八百石の禄高を以て本家より先に「御当家」へ出たと記す。なお、第三条において祢津三十郎が禄高八百石を得ていると記されていることについては、長野県立図書館蔵『松代藩』御家中分限覚』（資料番号0104163142、請求番号N280399）に所収されている明暦三年（一六五七）の分限帳の写しによると、松代藩筆頭家老の矢沢家（石高二千二百二十五石）から五番目に「八百石 祢津舎人」と見える。右掲の家伝書に見える祢津三十郎はいつの時代の人物か未詳であるが、この「祢津舎人」と禄高が符合することから同族と推定され、先述のように当家の禄高が松代藩の家老クラスであったことが改めて確認できる。

次に、第四条では祢津家の家紋が黒餅から月の文字に変更された（幕紋は黒餅のまま）ことが記され、第五条では祢津神平と祢津三十郎の本家争いについて記述されている。これについては、両者が兄弟関係であることを理由に、兄の神平の方を本家とすることになった由を記す。当該記事に見える本家争いの史実的な経緯は現段階では不明である。ただし、第三条において本家争いの渦中の人物が、祢津志摩を先

祖とすることに言及している点は、当家の氏祖意識を象徴する認識として重要であろう。

ところで、そのような幸直に宛てて、真田信之が元和八年（一六二二）五月二十七日付で出したとされる書状がある（注6）。それによると、信之が志摩に対して、鶴や鶏を「御鷹匠」に渡すことを依頼しつつ、松平忠直が巢鷹を所望していることなどを伝えている（注7）。他にも同じく信之が幸直（志摩）に宛てて寛永四年（一六二七）〜同一四年（一六三七）の六月七日に出したとされる書状がある（注8）。これによると、信之から幸直（志摩）と片山主膳への依頼として、長岡藩主牧野忠成の長男である光成の鷹狩りに際して、いずれの山においても「鷹まち」と相談して彼を「馳走」するように指示している。このように、柵津幸直（志摩）は実際に鷹術を以て信之に奉仕していたことが確認できる。幸直直系の子孫に鷹書群が伝来したのは、当家が代々鷹術に関わる一族であったことを示す証左といえよう。

二、柵津氏嫡流の鷹書その① — 柵津氏各家の鷹書との比較 —

柵津泰夫氏が所蔵なさっている柵津氏嫡流（柵津幸直系）伝来の鷹書は全部で十点ある（注9）。いずれも表題や奥書がなく、伝来の具体的な経緯や流派などは不明である。本稿では、この中から説話や縁起などの物語的な叙述が比較的多く含まれたテキストを取り上げる。当該書の書誌を次に挙げる。

外題無し。内題無し。縦24.0センチ×横17.6センチ。四つ目綴じ。袋綴じ。半

葉十行。漢字平仮名交じり文。全六十七丁。裏表紙見返しにも本文有り。五十三丁裏、六十丁裏は白紙。五十四丁表〜六十丁表に「白鷹記」の本文（有注）。六十一丁表〜六十七丁表に「架と緒」の図解。奥書無し。

同書は冒頭に鷹の伝來說話が掲載されている。このような伝來說話は、幸直系以外の柵津家に伝わる鷹書類にも類話が確認できることから、相対比較によって特徴を分析しやすい。そこで、まずは、柵津泰夫氏所蔵のテキストの該当部分を次に挙げる（句読点は私に付した）。それ鷹の日本逸渡り初る事三ヶ度也。先一番にわたりて駿河国富士山を巢山となして、七子をなし七月七日にたて、日本國にひろめ始る也。鷹をつかひはしめられしハ、仁徳天皇の御宇八十六年の御代をたまたせ給ふ。四十六年の御年にあたり、九月十三日、はくさい国より鷹に八十一巻の文書を相添て渡し、けんし奉けり。其鷹の名をはくちと云也。和泉國もす野にて仁徳天皇初しめてつかひそめ給ふなり。彼御代の後にハ二百余年におよび鷹をつかふと云事終たり。然間、古をつたへて知る人もなかりき。其名のみばかりにて、ふんみやうならず。清和天皇の御時まで此書ありといへ共、讀ひらき鷹を知る人もなし。其時の都はあわづなり。その比、唐人越前の国つるかの津に渡り、彼唐人の名をハこうしん、名乗ハ米光と云。装束ハ大あられのほいのあほにふ色のさしぬきのふちそめまりの衣着て、錦のほうしをそきたりける。形はさうに似たり。犬かいの名をハ袖満と云。犬の毛ハ黒駁なり。様ハ瘦□□牛のことし。犬の名をハとまほこと云。此旨をつるかより

さうもんす。帝王ゑいらんありて勅使にハ播摩の国の住人源政頼の卿をもつて鷹并犬請取にさしくたさるゝ。其すてに古渡りたる鷹の真書を彼米光に讀へきよし、せんしなり。米光、彼書を覽して手を打、此國に書ありとおとろき、讀ひらく事なし。政頼、此よしをさうす。帝王、御はかり事にちちくと云女ヲ政頼御使にて送り給ふ。ちちくか装束、やまふきの色の袴、髪ハひすいのことし。姿ハ如来のやう也。米光、ちちくか姿を見て譽、鷹并犬、鷹装束、餌袋、かり杖、犬かいの装束、其外の具足共を御門ゑ奉る。政頼、是を請取。米光、帰らんと云。政頼、長持二ゑた、唐櫃一合、酒筒調てちちくに相添持参す。唐人、重而よろこひ、ちちくにめてゝ、三月あまり逗留す。其中、政頼、八十一卷の真書ヲ米光に讀ひらかせ、十八のひち、三十六の口傳、迷ゝ習とゝめ、口のみちつしにして鷹を学に天下においてならふるかたなく、きいのおもひをなす。帝王、御らんあつて、政頼に□鹿の郡を給にけり。さて、政頼、ちちくの宿ゑあやの小袖一重にひねり文つかはわすとて、ちちくてうことかたからは笛竹の一夜のふしを人にかたるなど讀てやる。ちちく返事に、くれはとりかさねし夜半のあしたよりふしそまされるちちくひとり、かく讀て返す。またた國の内ほり川の□玉ほこの津よりハ五万五千里也。はくさい國玉ほこの津より日本越前の羈賀の津迄ハ三万三千里なり。七日七夜に羈賀の津に着たりといへり。

右掲の叙述には、部分的に整合性のない文脈があり、若干文意の取りにくい箇所がいくつかある。このように、中近世期の鷹書は混乱し

た叙述が多く見られるのが一般的である。そこで、本稿では、テキスト間での内容上のモチーフや叙述表現レベルでの異同を明らかにするため、掲出した鷹書の本文については適宜、モチーフ単位で整理した意識を示すことにする。右掲の叙述の意識は次の通り。

鷹が日本へ渡った経緯は三度あるという。最初に渡ってきた時には「駿河国富士山」を巢山として、七ツの子をなして七月七日に巢立ちをさせ、日本に広めた。鷹を遣いはじめたのは、仁徳天皇八十七年の御代の四十六年九月十三日、「はくさい国」から鷹に八十一卷の文書を添えて渡来して（天皇に）献上された。鷹の名前は「くち」という。和泉国百舌野で仁徳天皇が初めて遣った。そのあと、二百余年間、鷹を遣うことがなく、いにしえを伝え知る人もいなかった。その名前のみで分明ではなかったのである。清和天皇の時代までこの書があるといても、読みひらいて鷹を知る人もいなかった。そのときの都は粟津であった。その頃、唐人が「越前の国つるか津」に渡ってきた。その唐人の名は「こうしん」、名乗りを「米光」といった。装束は大靄の布衣の青鈍色の指貫にふち染の衣を着て、錦の帽子を着し、形は僧侶に似ていた。犬飼の名は袖光といい、犬の毛は黒駸で□□□（※判読不明）牛のような様子をして、名前は「とまほこ」と言った。この旨を敦賀から奏聞すると帝の叡覧があり、勅使として播磨国の住人である源政頼卿が鷹及び犬を受け取るために下される。古い時代に渡ってきた鷹の真書を米光に読ませようとする宣旨であった。米光は、この書物を見て、手を打ち、この国に書あり、と驚くが、読みひらくことはなかった。政頼は、この由をさらに奏聞すると、帝は謀をめぐ

らして「こちく」という女性を政頼に遣いとして送った。こちくの装束は、山吹色の袴に髪は翡翠のごとく、姿は如来のようであった。米光はこちくの姿を見て喜び、鷹ならばに犬、鷹の装束、餌袋、狩り杖（＝狩りに用いる杖）、犬飼の装束その他の具足などを帝に奉った。

政頼はこれを受け取るが米光は帰国しようとしたので、米光のために長持二えだ、唐櫃一合、酒筒を整えてこちくに持参させると唐人は重ねて喜び、こちくを愛でて三月余り逗留した。そのうち、政頼は、八十一巻の真書を米光に読みひらかせ、十八の秘事、三十六の口伝を習い、天下において並びなき鷹飼となった。帝は御覧になつて政頼に「口鹿の郡」を賜った。政頼はこちくの宿に綾の小袖一重にひねり文を遣わし、米光から教えられたことを他言しないように和歌で伝え、こちくはそれを了解する返事をやはり和歌で伝えた。「まかた國の内ほり川の口玉ほこの津」から五万五千里、「はくさい國玉ほこの津」から「日本越前の鷹賀の津」までは三万三千里であるという。

ところで、祢津幸直（志摩）所縁の鷹書というものも現存する。すなわち、宮内庁書陵部所蔵『根津志摩守ト有之鷹書』（函号一六三—九六八）という鷹書の序文には、以下のような記述が見える。

一 大事と申。口傳人ニ諸物みせず、かさす候。子細忘、わかちを人の知事、此秘伝書清生をかけくはものこさすして常ニみれば、覚申候。是其儘尋根津志摩守所ニ奉公仕時、ぬすみ出しうつし候。甚兵衛十二才之時也。

右によると、同書は「甚兵衛」なる人物が十二歳のとき「根津志摩守」の元に奉公していた際に盗み写した秘伝書であるという。ここに

見える「甚兵衛」の奉公先である「根津志摩守」は祢津幸直のことであろう。この序文を信じるならば、祢津幸直（志摩）の鷹書というものがあつたらしいが、現存しない。が、少なくとも、宮内庁書陵部所蔵『根津志摩守ト有之鷹書』は幸直の鷹術と関わり深いテキストであったことは判断されよう。そしてこのテキストの冒頭には、祢津泰夫氏所蔵の鷹書に見える鷹の伝來說話の類話が掲載されている。以下に該当部分の記事を挙げる。

鷹飼来之事

一 日本マん鷹渡る事、仁徳天皇御宇の時也。其後四拾六徳歳過て、百濟國より日記を被添鷹を渡ス。使者は清来と申法師也。鷹の道状と云文字を相添渡る。其時、よへ本の儘不相分ハんなし。其後、清林和之之御帝に衣依溲余傳と云。口傳猶義くらし。政頼將軍の御時、唐土の鷹の餌マつる政頼、彼唐人をかたらい、小竹女と申美人を妻ニ被請付候へハ、清来、慶て十八のひてん、三拾六の口傳きこしめし、やわら不相分ているくの文字を請取給也。其時、鷹の餌飼しやうそく、犬引しやうそくすマニ餌袋、かり竿、打かひ袋、政頼將軍ニ渡シ申。其後、政頼將軍、小竹女を近づけていわく、

筒竹の二夜のふしをひとかし経

暮羽鳥かさねし夜半のあしたより

右の記述もまた、文意不明な箇所が多く、かなりわかりにくい文脈となっている。意識は以下の通り。

日本に鷹が渡ってきたのは仁徳天皇の時代である。そののち四十六年が過ぎて、百濟國より使者が日記を鷹に添えて渡ってきた。使者は

清来という法師で、「鷹の道状」という文字（文書？）を添えて渡ってきた。そのときは読む人がいなかった。後に「清林^{（和カ）}之御帝」に伝授したが、なおその意義は不明であった。政頼將軍の時、唐人を騙るために小竹女という美人を妻として差し出すと、清来は喜んで十八の秘伝と三十六の口伝を伝え、さらにはいろいろな文字（文書？）を請け取るようになった。その時、鷹の餌飼装束、犬牽の装束に餌袋、狩り竿、打ち飼い袋を政頼將軍に渡した。そののち、政頼將軍は小竹女を近づけて和歌のような文言を伝えたという。

右掲の鷹の伝来説の叙述は文脈がところどころ飛躍している他、たとえば、鷹を日本の伝来した使者の名前を「清来」、日本で清来の対応をする人物の名前を「政頼將軍」と称するなど、内容にもかなり混乱がある。また、祢津泰夫氏所蔵の鷹書の類話と比較すると、文意の乱れという範疇を超えて大きく異なる叙述となっている。各モチーフの具体的な異同については後出の異同表で示した。当該表のように、モチーフ番号5、15の内容において両書は類似している。ただし、モチーフ番号5「清和天皇の時代まで鷹書はあったが誰もひらき見た人はいなかった」については、宮内庁書陵部所蔵『根津志摩守ト有之鷹書』では鷹書に言及せず、「口傳猶義くらし」という表現にとどまっている。同じくモチーフ番号15「米光はこちくの姿を見て誉め、鷹並びに犬、さらには鷹狩りの道具を帝へ奉る」という内容については、宮内庁書陵部所蔵『根津志摩守ト有之鷹書』では米光が献上した相手は帝ではなく、政頼將軍となっている。

次に、祢津幸直の父・元直及び松鶴軒の兄とされる「光直」の子孫

で、やはり松代藩士であった一族に伝来した鷹書について取り上げる（注10）。同一族のご当主である禰津喜隆氏は、当家伝来の鷹書を五冊所蔵する。それらは、いずれも外題・内題等がなく、それぞれの書名は不明。そのうち、墨付き全二十二丁のテキストの冒頭部には、次のような鷹の伝来説話が見える。

一 それたかの日本へわたりはしめたる事。神代より、はくさいこくより一はんにこえて、するかのふし山をすやまとなして、七の子をなす。七月七日にたて、日本国にひろむ也。たかをつかふといふ事、仕徳天主の御とき、八十七年のよをたもたせ給ふ四十六年にあたりしとし、はくさいこくより、たかを書とあひそへてけんしたてまつり、そのたかのなをくちんといふなり。使のてい、そうのことし。仁徳てんわうの御よの後ハ、たかをつかふといふ事、たちたり。清和天王の御ときまで、この書ありといへとも、よみひらく人なし。そのとき、唐人、越前の羈かの津にわたり付。この唐人は、名をよねみつといふ。その米光に、このたかの真書をよむへきよし、せんしなり。御つかいには政頼なり。かのよねみつ、てをうちて、この国に、かの書ありとおとろく。よみひらく事なし。政頼、このよしをそうす。みかと、御はかりことは、こちくといふおんなを政頼、御使とておくり給ふ。そのち、政頼に、このしんしよをよみひらく。八十一くわんの書をつたへ。○三十六の口傳をならひとり、しかるあひた、日本にたかを相傳ハ政頼、はしめてひろめけり。

右掲の叙述も文意の取りにくい箇所があるが、祢津泰夫氏所蔵の鷹

書に見える類話とやや近いモチーフをいくつか含んでいる。意識は次の通り。

鷹が日本へ初めて渡ってきたのは、神代に「はくさいこく」から一番を超えて「するかのふし山」を巢山として七つの子を産み、七月七日に巢立たせて日本国に広めたという。鷹を遣うということは、仁徳天皇八十七年の御代の四十六年に「はくさいこく」から鷹に鷹書を添えて献上された。その鷹の名前は「くちん」といい、使者の様子は僧のようであった。仁徳天皇の御代の後は、鷹を遣うことが絶えてしまった。そのため、清和天皇の時代までこの鷹書を読みひらく人はいなかった。その（清和天皇の）時代に、唐人が「越前の鸕かの津」に渡ってきた。この唐人の名前は「よねみつ（米光）」という。この米光に鷹の「真書」を読むべき宣旨が下る。宣旨の使いは政頼である。米光はこの書物を見て、手を打ち、この国に書ありと驚くが、読みひらくことはなかった。政頼がこの由を奏聞したため、帝は謀をめぐらし、「こちく」という女を政頼に使いとして送った。その後、（米光は）政頼にこの真書を読みひらく。そして（政頼は）八十一巻の書を伝えられ、三十六の口伝を習い取った。それを相伝した政頼が日本のはじめて広めたという。

右掲の鷹の伝来説話は、祢津泰夫氏所蔵の鷹書に見える類話のダイジェスト版といえる。後出の異同表によると、モチーフ番号1、2、3、5、12、13、18の内容において両書は類似している。ただし、モチーフ番号3「鷹の名前を「くち」という」については、禰津喜隆氏所蔵の鷹書では鷹の名前を「くちん」と表記する。これについては、

ほぼ同じ名前と見做せる。同じくモチーフ番号18「政頼は八十一巻の鷹書を米光に読みひらかせて、十八の秘事、三十六の口伝を習い、天下にならびなき鷹術を身に付けた」については、禰津喜隆氏所蔵の鷹書では鷹術を身に付けた政頼が相伝した鷹術を日本に広めた、という結末となっている。

最後に、祢津松鶴軒伝来のテキストとして、依田盛敬氏所蔵『鷹序之卷 乾』^九について取り上げる。同書は、その奥書によると、「寶曆九^九 依田十郎左衛門／六月吉日 盛昌（花押）（縦2.3^寸×横2.3^寸の朱正方印）／依田次右衛門殿」とある。すなわち、当該テキストは、宝暦九年（一七五九年）六月吉日に、依田盛昌から依田次右衛門に伝授されたという。この依田盛昌及び依田次右衛門とは、祢津松鶴軒の娘婿で松鶴軒系の「祢津家の鷹術」を伝授された依田守廣の直系の子孫である。彼らもまた、松鶴軒系の「祢津家の鷹術」を受け継いだ加賀藩の「鷹匠」であった（注11）。同書の第三条に以下のような鷹の伝来説話が記載されている。

一 抑、鷹之日本エ渡始ル事、神之代也。白濟國ヨリ一番ニ越、駿河之富士ヲ巢山トナシテ、七ツノ子ヲ作。七月七日ニ巢山ヲ出、日本六十余州エ廣ムル也。吾朝ニ鷹ヲ仕ト云事、仕徳末皇之御宇之八十六年之御代ヲ爲持給。四十六年ニ當リシ年、白濟國ヨリ鷹ヲ書ト相添テ渡シケル。其鷹之名ヲ、俊鷹ト云也。使之鉢、如僧也。仕徳末皇之御代之後ハ、鷹ヲ仕ト云事絶タリ。清和末皇之御時迄、此書有ト云共、讀開人ナシ。使ノ名ヲハ小満ト云也。清和末皇之御時、渡鷹ハ韓卷ト云也。使之鉢、如僧也。此仁、越前國

敦賀津ニ渡着。名ヲ姫仕米光ト云也。文書盡シテ被渡キ。越前之國敦賀津ニ着テ奏聞ス。其時之都ハ、粟津也。大臣、公卿、納言、殿上至迄、集給テ、韓卷ヲ取ニ可ト宣旨有ケレハ、公卿各々申サセ給イケル。其時、播磨國之住人、源政頼、爲勅使敦賀津ニ被下。内裏之御使成ト云。唐人ノ字者姫仕ト云。名乗ヲ米光ト云也。米光カ獎束ニハ、大荒目之ホイノ色也。刺貫、節染之三重ノ衣ヲ着タリ。錦之帽子ヲゾシタリケル。形ハ似僧ニ。政頼、彼ニ向テ、宣旨御使成ト云ケレハ、政頼ニ向テ申テ曰、韓卷ニ文書ヲ相添テ、取渡テト云。其時、政頼、大國之文ヲ讀兼テ、米光ニ讀ト云ニ、ホウ枕ヲタベト答フ。其時、小竹ト云半物ヲ出ス。米光、餘ニ喜テ床ヨリ下、七度拜ス。小竹カ獎束ニハ、山吹之匂之色、紅之茂袴、髪ハ如翡翠也。形ハ似如来ニ。米光申ケルハ、小竹ヲ以テ奏聞可申ト御返事申。御門重テ政頼ヲ以、此鷹之文書ヲ可讀由、宣旨也。御使政頼也。彼米光、手ヲ打テ、此國ニ此書有ト驚。讀開事ナシ。政頼、此由奏聞ス。御門之御謀ニ、小竹ト云女ヲ、政頼、御使トシテ出シ給。政頼、此文書ヲ讀開、八十一卷之書。其後、政頼ニ相傳シ、三十六之口傳トス。如右之、不殘信濃國祿津、是ヲ傳ノ者也ト云。

右掲の鷹の伝来説話はかなり詳しく叙述され、相対的にある程度整合性のある筋立てといえよう。意識は次の通り。

鷹が日本に初めて渡ったのは神代のことであるという。「白濟國」から「駿河之富士」を巢山とし、七つの子を産んで七月七日に巢立たせて、日本六十余州に広めたという。わが国で鷹を遣ったのは仁徳天

皇の八十六年の御代の四十六年に当たる年に「白濟國」から鷹を書と添えて伝来したのが始まりという。その鷹の名前は「俊鷹」という。鷹を伝えた使者は僧形をしていた。しかし、仁徳天皇の御代以後は鷹を遣うことは絶え、清和天皇の時代までこの鷹書を読み開く人もいなかった。使者の名前は「小滿」という。清和天皇の御代に伝来した鷹は「韓卷」という。使者はやはり僧形をしており、「越前國敦賀津」に到着した。名前を「好仁米光」という。文書をことごとく渡されて、「越前之國敦賀津」に着いて奏聞した。その時、都は粟津であった。

「大臣、公卿、納言、殿上」にいたるまで集まり、「韓卷」を取りに下るべき宣旨があった。その時、「播磨國之住人、源政頼」が「敦賀津」に下り、内裏の使者になると言った。唐人のあざなは「好仁」といい、名乗りは「米光」と言った。米光の装束は、大粗目の布衣の色(？)、指貫は藤染の三重の衣を着し、錦の帽子を身に付けていた。形は僧に似ていた。政頼が彼に向かって「宣旨のお使いである」と言うと、(米光は)政頼に「韓卷」に文書を添えて渡すと言う。その時、政頼は大國の文書を読みかねて、米光に読めと言う。すると、(米光は)「ホウ枕」を賜るように望んだため、「小竹ト云半物」を出したところ、米光は喜んで床より降りて七度拜んだ。小竹の装束は、山吹の匂いの色に紅の裳袴、髪は翡翠のようで、形は如来のようであった。米光が言うには、小竹を以て奏聞するべきとの返事である。帝は重ねて政頼を以てこの鷹の文書を読むべき由の宣旨を出した。使いは政頼である。米光は手を打ち、この国にこの書があると驚いた。しかし、それを読み開くことはなかった。政頼がこの由を奏聞すると帝は謀をめぐらし、

小竹を政頼が遣わした。政頼はこの文書を読み開き、「八十一卷之書」とした。その後、政頼に相伝して「三十六之口傳」となる。それらは残らず「信濃國祢津」に伝わったという。

右掲の鷹の伝来説話は、宮内庁書陵部所蔵『根津志摩守ト有之鷹書』や禰津喜隆氏所蔵の鷹書より、祢津泰夫氏所蔵の鷹書の類話と近似するモチーフや叙述表現を多く含む。後出の異同表によると、モチーフ番号1、2、5、6、7、8、12、13、14、18の内容において両書は類似している。ただし、モチーフ番号7「清和天皇時代に唐人が「越前の国つるか津」に渡ってくる。名を「こうしん」、名乗りを「米光」と言った」については、依田盛敬氏所蔵『鷹序之巻 乾一』では、仁徳天皇時代に百済国から渡ってきた使者についても「小満」という名前を伝えていて、より具体的な記述となっている。

以上のように、祢津泰夫氏所蔵の鷹書に見える鷹の伝来説話は、他の祢津氏の各家に伝わるテキストの類話とモチーフ単位で部分的に一致した叙述が見られる。ただし、一致するモチーフ同士においても表現レベルでは細かな異同が見られることから、テキスト間において出典関係などの直接的な影響があったとは考えにくく、むしろ、共通の物語伝承からそれぞれ個別に展開していった説話群であると推定される。

三、祢津氏嫡流の鷹書その②

―その他のテキストとの比較―

実は、以上のような祢津氏各家に伝来したテキスト以外にも、祢津

泰夫氏所蔵の鷹書に見える鷹の伝来説話に近い内容を持つ類話を記載する鷹書がある。すなわち、永青文庫所蔵『和傳鷹経 上下』（資料番号3-3-44）の冒頭に記載されている鷹の伝来説話は、管見において祢津泰夫氏所蔵の鷹書の類話に最も近い。

この永青文庫所蔵『和傳鷹経 上下』は、上巻の奥書に「右鷹書依上意所令書写進上之如斯／明應五年^辰閏二月日／前信濃守神貞通奉」（三十五丁裏）と見え、下巻の奥書に「右鷹書依上意所令書写進上之如斯／明應五年^辰閏二月日／前信濃守神貞通奉」（五十三丁裏）「宝曆十一年辛巳 以宇土之書寫之」（五十四丁表）と見える。これらの本奥書によると「前信濃守神貞通」が、明応五年（一四九六）に書写して幕府に進上したものである。ここに見える貞通とは、『諏訪大明神画詞』の作者とされる円忠から六代目の子孫とされ、室町幕府奉行人を世襲した京都諏訪氏の一族である。貞通はまた、京都諏訪社の神職を務め、当社の布教活動を特に積極的に行っていたという（注12）。すなわち、当該テキストは京都諏訪氏のテキストという特性を持つものである。

このように、永青文庫所蔵『和傳鷹経 上下』は、室町時代に京都で流布したテキストである。まずは、同書に見える鷹の伝来説話に該当する本文を掲出し、祢津泰夫氏所蔵の鷹書に見える類話との異同を分析する。

・本朝鷹渡始事

一・抑此土へ鷹渡始事三ヶ度也。神代の時一度人間始て、一度其後二百余年にあたつて、つかひ給して此道学傳る人なし。其名の

み云傳たるまでにて不分明也。仁徳天皇四十六年代百濟国より國使を副て鷹を奉る。其鷹をハ俱智祖といへり。鷹飼の名をハ米光と云。犬飼、名をは袖光と犬の名をハ、とまほこと云。毛ハ黒駁也。彼唐人を越前敦賀津に着。政頼行向て鷹を請取、犬を請取て日記副て渡也。米光、兼満とす。政頼彼唐人の心をとらん為に長持一えた、からひつ一かう、酒の筒一、小竹といへるはした者にもたせて、唐人の所へつかハす。米光、なのめならずよろこひて、是を請取。さて朝に、おんなを返すとて捨文云

小ちくてふ事かたからハ笛竹(フエ)の一夜のふしを人にかたるな

此哥をよみて、あさの小袖一重とらせけり。此女にめて、三ヶ月までと、まり、政頼終夜當て鷹の事を被尋とひけるに、十六の秘事、三十六の口傳、悉習當て鷹を仕けるには、下におきて哥口の思ひをなし、不思議の見物なりとて御門も大に御悦あつて政頼にこまの郡を給にけり。

一・仁徳天皇八十七年たもたせおハします其時、四十年云正月ニ摩伽陀国ヲ駿王と云鳥をわたし、天竺の使にハ、勾陣、米光、文書相具して渡り、此宣旨を下さるゝ。宮あわつの宮なり。納言、宰相、公卿、大臣、殿上人、參集る時、誰か駿王鳥請取に下へきと宣旨ありけれハ、公卿、各申させ給けるハ、藏人政頼ハかりそ御使に下て、駿鳥請取へきと申上給ける其時、政頼、越前国敦賀津へ下き。大國の御使、字勾陣、米光か装束は、大あられのあけにこのさしぬきに藤染色の上の衣を着たり。錦の帽子をしたり。其時の形、僧ににたり。政頼、相向て宣旨の御使たりと云。米光

駿王まいらす。文書あいくして渡したり。政頼、大國の御文よみへす。米光によめと政頼かいふに、ほう枕をたへと云。其時、こちくといふはしたものをいたす。米光、餘に悦て床よりおりて七度拜す。小竹か装束は款冬のにほひの色、くわに紅のまろ袴也。かみはひすいのことく、形は如来のやうなる其時、政頼とくとおもふハいかにと云へハ米光よむへしと答、小竹取て返事、

くれはとりかさねし夜半の朝よりふしてまされる小竹ことかねかくいひて米光大國の文書よむ。さて云、駿王ハ是たゝの鳥にあらず。毘沙門天皇の变化駿鳥の魂也。摩伽陀の内鷲峯山の麓にて駿王と云、けいたん國のうち五臺山の麓にてハ山に鳥といふ。日本富士のこしにてハ鷹と云。百濟国ヲ日本国つるかの津にて三万三千里之。唐人ハ水神也。百濟国ヲ七日七夜につる賀の津に着と云。

右掲の二つの項目の叙述は、それぞれモチーフや叙述表現が異なる鷹の伝来説話である。両項目とも筋立てに混乱があり、鷹の伝来説話にまつわるモチーフを適当にちりばめたような印象を受ける。意識は次の通り。

まず、第一条の叙述によると、本国に鷹が渡ってきたのは三度あるという。まずは神代で、そののち二百余年間、鷹を遣ったり、この道を学び伝える人はいなかったため、その名前のみ伝わり、不分明であった。仁徳天皇四十六年の御代に「百濟國」より国使を添えて鷹が奉られた。鷹の名前は「俱智祖」、鷹飼の名前は「米光」、犬飼の名前は「袖光」、犬の名前は「とまほこ」と言う。(犬の)毛は黒駁である。その

唐人が「越前敦賀津」に到着したので、政頼は行き向かって鷹を請け取り、犬を受け取って日記を添えて渡された。米光は兼光という。政頼はこの唐人の心をつかむために長持一枝、唐櫃一合、酒の筒一つを小竹というはした者に持たせて唐人のところに使わせた。米光はなみなみならず喜んで、これを請け取った。翌朝、女を返すといつて捨文に和歌を一首詠む。この和歌を詠んで麻の小袖を一重とらせた。また、この女を愛でて三月まで滞留した。政頼は最後の夜に当たり、鷹のことを尋ねられると、十六の秘事、三十六の口伝のことごとくを伝授された。帝も大いに御悦あつて、政頼に「こまの郡」を賜ったという。

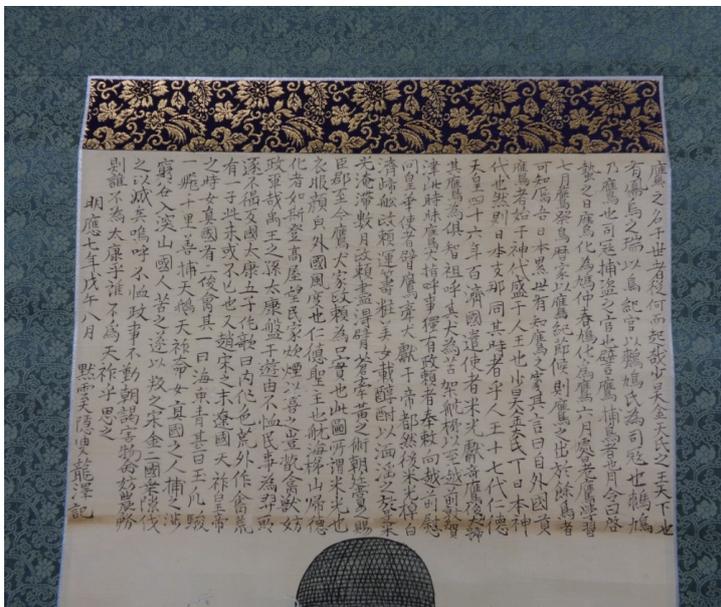
次に、第二条の叙述によると、仁徳天皇八十七年の御代の四十年という正月に「摩伽陀国」より「駿王」という鳥が渡り、天竺の使いには「勾陣・米光」が文書を伴って渡り、宣旨がくだされたとする。都は「あわつの宮」であった。「納言、宰相、公卿、大臣、殿上人」が参集し、誰が駿王を請け取るべきかと相談したその時、政頼が「越前国敦賀津」に下った。大国の御使いはあざなを「勾陣」「米光」という。米光の装束は、大靱のあけにこうの指貫に、藤染色の上の衣と錦の帽子を着用していた。その時の形は僧に似ている。政頼は、相向かって宣旨の御使であるという。米光は駿王に文書を伴って渡した。政頼は、大国の御文を読むことができないので、米光に読めと言うと、(米光は)ほう枕を賜るよう望む。(政頼は)その時、「こちく」というはした者を出すと、米光は喜んで床に降りて七度拝んだ。小竹の装束は款冬の匂いの色、くわの紅のまる袴である。髪は翡翠のようで、形は如来のようであった。その時、政頼が「早く(読め)と思うがいかに」と言

うと、米光は(文書を)読もうと答えた。小竹は返事として和歌を一首詠む。如上の経緯から米光は大国の文書を読んだ。さて、駿王はただの鳥ではない。毘沙門天の変化が駿鳥の魂である。「摩伽陀の内鷲峯山の麓」にて「駿王」と言い、「けいたん国のうち五臺山の麓」にては「山に鳥」という。「日本富士のこし」にては「鷹」という。「百濟国」より「日本つるかの津」まで三万三千里、唐人は水神である。「百濟国」より七日七夜で「つる賀の津」に到着したという。

以上のように、両条とも、かなり整合性の無い筋立てである。が、その叙述に含まれるモチーフは、祢津泰夫氏所蔵の鷹書に見える類話と重なる。後出の異同表によると、永青文庫所蔵『和傳鷹経 上下』第一条ではモチーフ番号2、3、9、10、16、17、18、19の内容において祢津泰夫氏所蔵の鷹書に見える類話と一致している。ただし、モチーフ番号3「鷹の名前を「くち」という」については、永青文庫所蔵『和傳鷹経 上下』では鷹の名前を「俱智祖」と漢字表記している。また、モチーフ番号10の「犬の毛が黒駁であること、犬の姿形についての説明、犬の名前が「とまほこ」であること」については、永青文庫所蔵『和傳鷹経 上下』では犬の姿形についての説明が無い。さらに、モチーフ番号19「帝は政頼に「^高□鹿の郡」を賜った」については、永青文庫所蔵『和傳鷹経 上下』では、帝が政頼に賜ったのは「こまの郡」であると伝える。同じく後出の異同表によると、永青文庫所蔵『和傳鷹経 上下』第二条ではモチーフ番号6、8、14、21において祢津泰夫氏所蔵の鷹書と一致する。また、これら四つのモチーフは同書の第一条には見られない。このことから、永青文庫所蔵『和傳鷹経 上

下』の第一条・第二条を合わせると、モチーフ番号2、3、6、8、9、10、14、16、17、18、19、21の計十二か所において祢津泰夫氏所蔵の鷹書と一致する。この数は、前節で挙げた祢津氏各家のテキストに見えるいずれの類話よりも多い。このように、一致するモチーフ数の多いことが、永青文庫所蔵『和傳鷹経 上下』の鷹の伝来説話と祢津泰夫氏所蔵の鷹書の類話が近いと判断する所以である。

ところで、一般財団法人千秋文庫所蔵『米光之図』（和人物78、縦102.5[㍥]×横33.5[㍥]）に付される賛にも、祢津泰夫氏所蔵の鷹書の類話に近い叙述が見える。当館の目録によると、原本は室町時代の絵師で狩野派の祖である狩野正信の子・元信（文明八年（一四七六）〜永禄二年（一五五九））の筆とされ、模者は不詳（注13）。同画の下部には、朝鮮装束の朱服に黒帽を着用し、マナヅルとおぼしき鳥の頭・翼・脚を胸に抱えた「米光」像が描かれている。一方、上部には、室町・戦国時代の臨濟宗の僧侶である天隱龍澤（応永二十九年（一四二二）〜明応九年（一五〇〇））によるという米光像の画賛が付されている。当該図については、絵師や賛の成立事情に関する具体的な考証が待たれるが（注14）、原本制作に狩野元信や天隱龍澤関わったとする情報が事実であれば、原本は永青文庫所蔵『和傳鷹経 上下』とほぼ同じ時代に都の文化圏において成立したことになる。



図版②
千秋文庫所蔵『米光之図』上部画賛本文



図版①
千秋文庫所蔵『米光之図』全体

次に当該の画賛の本文の全文を挙げる。

鷹之名于世者徒何而起哉。少昊金天氏之王天下也。有鳳鳥之瑞以鳥紀官。以鵝鳩氏為司寇也。鵝鳩乃鷹也。司冠捕盜之官也。譬鷹捕鳥者也。月令曰、啓蟄之日鷹化為鳩。仲春鳩化為鷹。六月處曰、老鷹學習。七月鷹祭鳥。曆家以鷹紀節候、則鷹之出於餘鳥者可知焉。

吾日本累世有知鷹之家。其言曰自外國莫。鷹者始于神代盛于人王也。少昊金天氏丁日本神代也。然則日本支那同其時者乎。人王十七代仁德天皇四十六年、百濟國遣使者米光、獻奇鷹俊犬。号其鷹為俱智祖、呼其犬為苦架。航梯以至越前敦賀津。此時味鷹大指呼事。獨有政頼者奉勅向越前、慰問皇華使者。臂鷹牽犬獻于帝都。然後米光棹百濟歸船。政頼運籌、粧美女、載醇酎、以洒淫之。於是米光淹滯數月。政頼盡得臂蒼牽黃之術、朝廷賞之賜臣郡。至今鷹犬家政頼為口實也。此圖所謂米光。衣服顏兒、外國風度也。仁德聖主也。航海梯山、歸德化者如斯。登高屋望、民家炊煙以喜之。豈翫禽獸妨政事哉。禹王之孫太康、盤于遊由、不恤民事。為羿所逐、不得反國。太康五子之歌曰、内作色荒、外作禽荒、有一于此未或不亡也。又趙宋之末、遼國天祚皇帝之時、女真國有二俊禽。其一曰海東青、其二曰玉爪駿一飛千里。善捕天鷲。天祚命女真國之人捕之。涉窮谷入深山國人苦之。遂以叛之。宋金二國、乘隙伐之、以滅兵。嗚呼、不恤政事、不勤朝謁、害物命、妨農務、則誰不為太康乎、誰不為天祚乎。思之。

明應七年戊午八月 默雲天隱叟龍澤記

右掲の画賛では、まずは中国で鷹が名付けられた経緯について述べ、次いで『礼記』月令篇の記事について触れている。続けて、仁德天皇の時代に百濟国から米光という鷹匠が鷹と犬とそれらを扱う技術を伝えたという、いわゆる鷹の伝来説話を記載した後、仁德天皇は優れた天皇であるため、狩猟に明け暮れて政治を妨げることはないと言っている。その一方で、中国古代の皇帝たちが狩猟や鷹狩りに遊びほうけて失政を行った事例をいくつか挙げています。

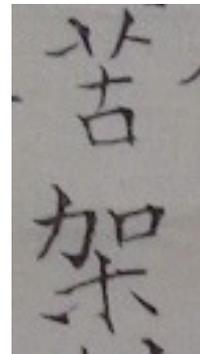
以上のような画賛の言説の中から、鷹の伝来説話の部分（傍線部）の意識を次に掲出する（注15）。我が国には代々鷹を掌る家があった。その言うことには外国から鷹を献じた者は、神代に始まり、人の代になつてからの天皇（神武天皇）の御代に盛んになつたと。少昊金天氏はちやうど日本の神代の時代に当たる。それならば、日本と中国とは時を同じくして盛んになつたのだろうか。人の代になつて十七代の仁德天皇の四十六年、百濟くだの国は使者として米光という鷹匠を遣わしてぬきんでた鷹と優れた犬を献じた。その鷹を俱智祖と呼び、その犬を苦架と呼んだ。海を渡り、山を登って、越前の敦賀の港に到着した。この時、日本人は鷹や犬を使う猟の技術には暗かった。ただ、政頼という者が勅命を奉じて越前に向い、百濟国の勅使を慰問した。鷹を腕にのせ犬を牽いて都の天皇に献上した。その後、米光は百濟の帰船に乗って帰ろうとした。政頼ははかりごとをめぐらして、美女に化粧をさせ、よく熟したうま酒を載せて、米光を酒色におぼれさせようとした。そこで、米光は数か月とどまることとなり、政頼はその間に鷹や犬を猟に使う術をすべて習得した。朝廷はこれをほめて、臣下である

政頼に郡を下賜した。今に至る鷹や犬を掌る家では政頼の(この話を)語り草としている。

右掲の画賛に見える鷹の伝來說話は、前掲の鷹書類に見える類話に比べると、さすがに文脈上の混乱がなく、整合性のある内容となっている。さらに、後出の異同表によると、モチーフ番号3、10、16、17、19において祢津泰夫氏所蔵の鷹書とモチーフ内容が一致している。ただし、モチーフ番号3「鷹の名前を「くち」という」については、画賛の方では「俱智祖」となっている他、モチーフ番号10「犬の毛が黒駁であること、犬の姿形についての説明、犬の名前が「とまほこ」であること」については、画賛の方では犬の毛及び姿形については言及されず、名前が「苦架」となっている。その他、モチーフ番号16「米光が帰国したがったので、政頼は長持、唐櫃、酒筒をこちくに持たせて米光に与える」については、画賛の方では「こちく」に相当する女性の名前は明記されず、同じくモチーフ番号17「こちくを愛でた米光は三月逗留する」については、画賛の方では「數月」の滞留と表記される。また、モチーフ番号19「帝は政頼に「^高鹿の郡」を賜った」については、画賛の方では政頼が下賜された土地の具体的な地名は記載されていない。

このような右掲の画賛における鷹の伝來說話において注意されるのは、モチーフ番号10に相当する叙述として、犬の名前が「苦架」となっている点である。

この「苦」の文字は「苦」の誤記ではないだろうか。もし、「苦架」とすれば、「とまほこ」と訓読できる。それならば、祢津泰夫氏所蔵



図版③
千秋文庫所蔵『米光之図』
上部画賛の本文より「苦架」

の鷹書及び永青文庫所蔵『和傳鷹経 上下』に見える鷹の伝來說話に登場する犬の名前と同じことになる。前節で確認したように、鷹とともに伝来した犬のモチーフは、祢津氏の他家に伝わる鷹書には記載されていない。そもそも、鷹とともに伝来した犬の名前を記載する事例は、話型の異なるその他の鷹の伝來說話には散見するが(注16)、当該の話型を持つ類話では、祢津泰夫氏所蔵の鷹書・永青文庫所蔵『和傳鷹経 上下』・千秋文庫所蔵『米光之図』賛に見える三話しか管見において確認できない。すなわち、当該の犬のモチーフは、中近世期において数多く流布した鷹匠所縁の鷹書類には見られず、京都諏訪氏の鷹書と天隠龍澤の著と伝えられる画賛に引用されることから、室町期の京洛において相応に流布したことが窺えよう。少なくとも、このモチーフは、祢津流の鷹匠たちによる文化伝承を遡源としたものでないことが想定される。むしろ、祢津泰夫氏所蔵の鷹書に見える鷹の伝來說話は、永青文庫所蔵『和傳鷹経 上下』や千秋文庫所蔵『米光之図』賛に見えるような、京洛で流布した説話が地方で享受された事例のひとつと判断されるものである。

【異同表】

| モチーフ 番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|-----------------------------|--|------------------------------|--|---|---------------------------------|------------------|------------------------------|
| 祢津泰夫氏所蔵の鷹書 | 日本に初めて鷹が渡ってきた時、駿河国富士山を巢山にして七子を育て、七月七日に巢立たせて日本に広めた。 | 仁徳天皇の時代に「はくさい国」から鷹と鷹書が渡ってきた。 | 鷹の名前を「くち」という。 | 「和泉國もす野」で仁徳天皇が初めて鷹を遣った後、二百余年間、鷹を遣うことが途絶えた。 | 清和天皇の時代まで鷹書はあったが誰もひらき見た人はいなかった。 | その時の都は「あわづ」であった。 | 清和天皇時代に唐人が「越前の国つるかの津」に渡ってくる。 |
| 宮内庁書陵部所蔵 『根津志摩守ト有之鷹書』 | × | ○ | × | × | ○ | × | △：「政頼將軍」の時代に唐人がやって |
| 禰津喜隆氏所蔵の鷹書 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × | △：「よねみつ」の別名は無し。 |
| 依田盛敬氏所蔵 『鷹序之巻 乾一』 | ○ | ○ | △：仁徳天皇の時代に伝来した鷹の名前は「駿鷹」、清和天皇の時代に伝来した鷹の名前は「韓卷」。 | × | ○ | ○ | ○：仁徳天皇時代に百済国から渡ってきた |
| 永青文庫所蔵 『和傳鷹経 上下』 第一項目 | × | ○ | ○：鷹の名前は「俱智祖」。 | △：「神代の時」に鷹狩りが伝来してから二百余年、鷹を遣うことが途絶えたという記載有り。 | × | × | △：仁徳天皇の時代に百済国から渡って |
| 永青文庫所蔵 『和傳鷹経 上下』 第二項目 | × | × | △：鷹の名前は「駿王（鳥）」。 | × | × | ○ | △：仁徳天皇の時代に摩伽陀国から渡っ |
| 千秋文庫所蔵 『米光之図』画賛 | × | △：鷹書については記載無し。 | ○：鷹の名前は「俱智祖」。 | × | × | × | △：仁徳天皇の時代に百済国から渡って |

| | | | | | | | | | |
|----------------|-------------------------------------|-----------------|-------------------------------------|--|---|---|----------------|----------------|--|
| 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | |
| 米光が帰国したがったので、政 | 米光はこちくの姿を見て誉め、鷹並びに犬、さらには鷹狩り道具を帝へ奉る。 | こちくの装束及び姿形について。 | 帝の謀によって、「こちく」という女を、政頼を使いとして(米光に)送る。 | 古くに伝来した鷹書を米光に読ませようとしたところ、米光はこの書を見て驚く。しかし、読みひらくことはなかった。 | 帝の命を受けて「播磨の国の住人源政頼の卿」が鷹ならびに犬を請け取るために下された。 | 犬の毛が黒駁であること、犬の姿形についての説明、犬の名前が「とまほこ」であること。 | 犬飼の名前を「袖満」という。 | 米光の装束及び姿形について。 | 名を「こうしん」、名乗りを「米光」と言った。 |
| × | ○ | × | △…帝の謀ではなく政頼將軍が判断したとする。 | × | △…帝の命を受けたとする記載無し。政頼將軍が請け取る。犬に関する記載無し。 | × | × | × | きたとする。その使者の名前は「清来」。 |
| × | × | × | ○ | ○ | × | × | × | × | |
| × | △…小竹を見た米光は、喜びのあまり床より降りて七度拝んだとする。 | ○ | ○ | △…鷹書を読ませようとしたら、米光は「ホウ枕」を所望したとする。 | △…「播磨国之住人源政頼」。犬に関する記載無し。 | × | × | ○ | た使者の名前は「小満」。清和天皇時代に渡ってきた唐人のあざなは「好仁」、名乗は「米光」。 |
| ○ | × | × | △…帝の謀ではなく政頼が判断したとする。 | × | △…「政頼」。 | ○…犬の姿形についての説明は無し。 | ○ | × | きた鷹飼の名前は「米光」、のちに「兼満」とする。 |
| × | △…こちくを見た米光は、喜びのあまり床より降りて七度拝んだとする。 | ○ | △…帝の謀とは明記していない。 | △…鷹書を読ませようとしたら、米光は「ほう枕」を所望したとする。 | △…「藏人政頼」。犬に関する記載無し。 | × | × | ○ | てきた使者のあざなは「勾陣」、「米光」。 |
| ○…女の名前は明記 | × | × | △…帝の謀ではなく政頼が判断したとする。 | × | △…「政頼」。 | 無し。 | × | × | きた使者の名前は「米光」。 |

話との比較を通して、当該テキストに見える説話の特性について考察した。その結果、祢津氏の分家の鷹術は、近世期において格式の高い流派として隆盛し、諸藩の鷹匠たちを中心に流布した(注17)が、自家の鷹書に見える説話は、そのような鷹匠たちに伝承された類話とは異なる位相において流布・展開した可能性が確認できた。

このような自家の鷹書の特徴を踏まえると、祢津氏嫡流の鷹術伝承は、鷹狩りの実技に携わる鷹匠以外の文化人に流布したものにも近いことが推定される。さらには、当家を重用した松代藩では、将軍家所縁といった格式の高い鷹術とは異なる放鷹文化を標榜したことも窺われよう。

【注】

- (1) 二本松泰子「近世期における祢津氏嫡流の家伝について―新出の祢津氏系図を端緒として―」(『唱道文学研究第十二集』所収、三弥井書店、二〇一九年十月刊行予定)。
- (2) 宮内庁書陵部所蔵『鷹狩記 祢津流 完』の奥書及び内閣文庫蔵『朝野旧聞哀藁』など参照。
- (3) 二本松泰子『鷹書と鷹術流派の系譜』第二編「鷹術流派の系譜」(三弥井書店、二〇一八年二月)など参照。
- (4) 注(1) 二本松論文参照。
- (5) 注(1) 二本松論文参照。
- (6) 上州我妻郡西窪村西窪治部右衛門所蔵『真田信之書状 元和八年(一六二二)』(『信濃史料』補遺下「大鋒院殿御事蹟稿廿一」)。
- (7) ちなみに、岡村博文氏蔵文書『真田信之書状 年次未詳』(『信濃史料』補遺下「岡村博文氏所蔵文書」)にも、注(6) 同じ内容の書状が見える。
- (8) 上州利根郡白岩村中島某所蔵『真田信之書状 寛永四年(一六二七)』(『信濃史料』補遺下「大鋒院殿御事蹟稿廿一」)。
- (9) 各テキストの書誌については、注(1) 二本松論文を参照されたい。
- (10) 注(3) 二本松著書参照。
- (11) 注(3) 二本松著書参照。
- (12) 石井裕一郎「中世後期京都における諏訪氏と諏訪信仰―『諏訪大明神絵詞』の再検討―」(『武蔵大学人文学会雑誌』第四一卷二号、二〇一〇年)など。
- (13) 「開館35周年記念 佐竹家 狩野派絵師たち 展示品目録」(一般財団法人千秋文庫、平成28年9月6日(火)〜平成29年1月28日(土))。
- (14) 千秋文庫所蔵『米光之図』をはじめとする五山僧が著した米光像賛については、中本大も言及している(「鷹書研究会発表資料」二〇〇九年五月三十日(土))。たとえば中本は、室町時代の五山僧である月舟寿桂著作の『幻雲北征文集』に米光像賛が見えることを取り上げ、月舟寿桂と朝倉教景(宗滴)との関係について触れながら、米光説話について考察している。すなわち、「朝倉氏の出自を有間皇子の子である『表米(うわよね)親王』以来の日

下氏とする説の周知」を所以として、月舟寿桂と関わり深い朝倉氏所縁とされる鷹書に米光説話が叙述されていると推測するのであるが、不審な点が多く、再考を要する。

(15) 当該の意訳は谷口(安藤)真由実氏のご教示による。

(16) 依田盛敬氏所蔵『祢津家獫之秘書』及び『野出咒文 外物』に掲載されている鷹及び犬の伝來說話など。

(17) 注(3) 二本松著書参照。

【付記】

本稿をなすにあたり、貴重な資料の閲覧・引用をお許しくくださった祢津泰夫氏と禰津喜隆氏および諸機関に心より感謝申し上げます。また、本文中に引用した千秋文庫所蔵『米光之図』賛の解釈については、谷口(安藤)真由実氏からご教示賜りました。併せて感謝申し上げます。

なお、本研究は、JSPS科研費JP19K00325の助成を受けたものである。

Falconry in the Various Domains of Shinshu

—The Falcon Book of the Matsushiro Domain's Nezu Family—

Yasuko NIHONMATSU

Studying the direct descendants of the Nezu family who became senior vassals of the Matsushiro domain in the early modern period, this paper examines anecdotes related to the founder of this family and the cultural traditions related to falconry, which this family has been involved in for generations. The research is based on newly sourced materials in the possession of Yasuo Nezu. In other words, because Yukinao Nezu, the founder of this family, attended closely on Nobuyuki Sanada, who would eventually become the first feudal lord of the Matsushiro domain, his descendants were appointed for generations by the Matsushiro domain as feudal warriors who received stipends equivalent to those of the chief retainers. Furthermore, this family took part in falconry, and it has passed down several books on falconry. Among these books, this paper features texts that have numerous narrative descriptions, and it compares the transmitted stories of falconry described in these books, with similar stories seen in other falconry books passed down in other branch families of the same Nezu family. It also compares them with similar stories of other serving clans or similar stories that appear in picture inscriptions that appear to be the work of *gozanso* monks. The comparison reveals that the falconry books of this family has content that is closer to the texts circulated among intellectuals in Kyoto during the Muromachi period than to the falconry books of the same family that were passed down to falconry masters. It is conjectured that there is a possibility that the Matsushiro domain, which appointed to high office this family that possessed such falconry traditions, emphasized cultural education over practical knowledge when it came to falconry.

長野県立大学型経営学 アクティブラーニングの探求①

—既存アクティブラーニングに関する調査報告—

東 俊之

1 はじめに

1-1 「長野県立大学型経営学アクティブラーニングの探求」の概要

本稿は、長野県立大学（以下、本学）の公募型裁量経費事業（平成30年8月～令和元年7月）として採択された、「長野県立大学型経営学アクティブラーニングの探求」（以下、本研究）の調査結果の一部をまとめたものである。本研究は、「長野県立大学グローバルマネジメント学部には有効なアクティブラーニング（AL）を探求すること」を主目的として実施し、後述するように、①アクティブラーニングの検討および先行事例の収集・調査、②長野県立大学の特色を踏まえた経営学アクティブラーニング方法の検討、③長野県立大学型経営学アクティブラーニングのモデル化と場づくり、という三段階にわけて実施した。そのうち、本稿では、アクティブラーニングの検討および先行事例の収集・調査の結果をまとめている。

本研究がキー概念としてあげるアクティブラーニングとは、「教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称」であり、「学習者が能動的に学習することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る」（文部科学省）ことと定義されている。特に近年、知識蓄積偏重の受動的な教育から、多面的能力を育むための「能動的学修」へ転換するために、アクティブラーニング（以下、場合によって「AL」と略することがある）の必要性が大学でも広く認識されている。こうした定義や、社会制度の変化からも、本学の使命である「リーダー輩出」「地域イノベーション」「グローバル発信」の達成を可能にするため、また「自ら考え、自ら学び、主体的に行動」するリーダーを育てるために、アクティブラーニングは有効な手段であると考えられる。

しかし経営学分野では、立教大学経営学部の「BLP（Business Leadership Program）」や横浜国立大のビジネスゲームなどの先駆的アクティブラーニング事例が報告されている

が、実践的・研究的にも検討が十分ではない（古田、2018）。また、既存のAL手法を導入することが本当に効果的か検討する必要があると考える。特に、筆者らが専門分野とする経営学は実践的な学問であると認識されており、前述のようなビジネスゲームやケーススタディなどを活用した授業が他大学でも展開されているが、大学の建学理念やカリキュラム、また各科目の教育目標を考慮し、さらに学生に知識や学修意欲に合わせたALを準備することが必要である。例えば本学の特色である、1年次全寮制、少人数授業、2年次全員参加海外プログラム等の特色を生かしたアクティブラーニングを検討することが必要である。

すなわち、アクティブラーニング自体が包括的な用語・概念であるため、各大学の特色に合わせてカスタマイズすることが必要なのである。そこで、長野県立大学（本学）の特色に合わせた経営学におけるアクティブラーニングを探求し、「長野県立大学型経営学AL」をモデル化することを課題とし、筆者が所属する本学グローバルマネジメント学部、さらに専門とする経営学・経営組織論を教授するうえで有効なアクティブラーニングを探求したいと考えて本研究を実施した。

なお、本研究は公募型裁量経費事業等のうち、学長の裁量経費「④若手研究者（准教授以下）の研究・教育の向上に資すると認められる研究活動」として採択され、長野県立大学グローバルマネジメント学部グローバルマネジメント学科准教授の東俊之が研究代表者であり、また同学部同学科准教授の首藤聡一郎が共同研究者であった。

1-2 本研究のスケジュール等

本研究は、3つの期間に大きく分けて実施した。

1-2-1 平成30（2018）年8月～平成31（2019）年2月

「アクティブラーニングの検討および先行事例の収集、調査」

最初の段階で、アクティブラーニングに関する基本的文献の収集ならびに調査を行った（詳細は第2章にて記述する）。松下佳代・京都大学高等教育研究開発推進センター編著『ディープ・アクティブラーニング』（勁草書房、2015）、C. ボンウェル・J. エイソン著（高橋悟監訳）『最初に読みたいアクティブラーニングの本』（海文堂出版、2017）、安永悟・関田一彦他『アクティブラーニングの技法・授業デザイン』（東信堂、2016）、行安茂『アクティブ・ラーニングの理論と実践』（北樹出版、2018）などのアクティブラーニングの基礎的な書籍および関連論文の文献調査を行い、その概要把握を行った。またデューイ（Dewey）、ヴィゴツキー（Vygotsky）、エンゲストローム（Y. Engeström）ら、アクティブラーニングに関連する教育学の各論の検討を行った。また、亀倉正彦『失敗事例から学ぶ大学でのアクティブラーニング』（東信堂、2016）などから、失敗事例も研究対象として分析する。

さらに、経営学におけるアクティブラーニングの先行事例の収集にも時間をかけた。具体的には、立教大学経営学部「BLP（ビジネス・リーダーシップ・プログラム）」や専修

大学「専修リーダーシップ開発プログラム」など先駆的な事例を収集し、分析を行った。また経営学関連の教員が独自に取り組んでいるゼミ運営や授業運営方法等についても、参与観察やインタビュー調査を通じて情報を収集した（詳細は第3章にて記述する）。当初の予定では、平成30（2018）年12月までを先行事例の収集・調査期間と考えていたが、先方の都合ならびに学期末の報告会の見学を実施したため、平成31（2019）年2月まで（一部は3月）に調査期間を延長した。

1-2-2 平成31（2019）年1月～平成31（2019）年3月

「長野県立大学の特色を踏まえた経営学アクティブラーニング方法の検討」

次に、本学の特徴とアクティブラーニングの関係性の検討を行った。特に「少人数教育」と金田一学長のいう「『対話』を原点とした学びの園、現代のアカデミアを築く」（『長野県立大学GUIDE BOOK 2019』）をキー概念として、前段階で検討したアクティブラーニングの概要および先行事例を踏まえて、本学の特徴に合わせた経営学アクティブラーニングを検討した。

1-2-3 平成31（2019）年4月～令和元（2019）年7月

「長野県立大学型経営学アクティブラーニングのモデル化と場づくり、論文作成」

最後に、具体的に「長野県立大学型経営学アクティブラーニングのモデル化」を検討し、実際に必要に応じて、ALを実施するためのツールや教材の開発を検討した。またアクティブラーニングを実践できるような「場づくり」についても、抜かりがないように進めた。そして、2019年度前期（1・2学期）の研究者らの授業で、一部試行している。

なお本稿は、「長野県立大学型経営学アクティブラーニングの探求」の中から、筆者らが行ったアクティブラーニングの検討および先行事例の収集、調査をまとめたものである。

2 経営学教育におけるアクティブラーニング

本章では、本研究の最初に行ったアクティブラーニングに関する既存研究をレビューする。特に、アクティブラーニングとは何か、また経営学教育におけるアクティブラーニングとは何かを明らかにする¹。

2-1 アクティブラーニングとは

2-1-1 アクティブラーニングの背景

主体的・能動的な学びを意味する「アクティブラーニング」が大学改革の流行語のように用いられている。アクティブラーニングが求められるようになった背景としてよく語られているのが、「大学の大量化・ユニバーサル化」と「学士力、社会人基礎力などの新しい能力の要請」である（松下、2015、p.3）。もともとは1990年代はじめに北米で求められ

1 経営学教育ならびに経営学教育におけるアクティブラーニングに関して、本稿では簡単に触れるのとし、詳細は、別紙にて検討する予定である。

るようになり、日本では2000年代以降に盛んに議論されるようになってきている。

日本でアクティブラーニングが注目を浴びるようになった理由の一つとして、産業界側からの要請があげられる。社会人基礎力などのジェネリックスキルを涵養するために有効であることから、産業人材の育成の観点からアクティブラーニングが重視されるようになったと指摘されている（山地・川越、2012）。

2-1-2 アクティブラーニングの定義

ところで、アクティブラーニングとは何だろうか。アクティブラーニングの定義として、中央教育審議会（中教審）・大学部会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け主体的に考える力を育成する大学へ」答申（2012年8月）にあげられている定義がよく利用されている。それは「教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた授業・学習法の総称。認知的、倫理的、社会能力的、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループディスカッション、ディベート、グループワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である」（中央教育審議会、2012、p.37）である。こうした提言を受け、多くの大学でアクティブラーニングへの取り組みが行われるようになった。くわえて、国の大学支援事業などにおいてもアクティブラーニングを推進する大学に対して補助金が供されるようになった。

しかし、成田（2015）は、答申の定義だと学生のアクティブラーニングに有効な方法として「グループディスカッション」や「グループワーク」があげられているために、レクチャー（講義）はだめだという誤った認識を流布させたと指摘する。彼は、溝上（2014）の考えに依拠し、アクティブラーニングとは「ティーチングからラーニング」への「授業学習法パラダイムの転換」であり、溝上（2014）のアクティブラーニングの定義である「一方的な知識伝達型の講義を聴くという（受動的）学習を乗り越える意味での、あらゆる能動的な学習のこと。能動的な学習には、書く・話す・発表するなどの活動への関与と、そこで生じる認知プロセスの外化を伴う」（溝上、2014、p.7）を採用し、アクティブラーニングを広めていこうというスタンスから、非常に有意義な定義であると評価する。

またアクティブラーニングについて整理した先駆的著作であるBonwell & Eison (1991)によると、アクティブラーニングの一般的特徴として

- (a) 学生は、授業を聴く以上の関りをしていること
- (b) 情報の伝達より学生のスキルの育成に重きが置かれていること
- (c) 学生は高次の思考（分析、総合、評価）に関わっていること
- (d) 学生は活動（例：読む、議論する、書く）に関与していること
- (e) 学生が自分自身の態度や価値観を探求することに重きが置かれていること

をあげている。そして、行為すること、行為したことを内省（リフレクション）することを通じて学ぶことがアクティブラーニングであると指摘している（松下、2015、p.2）。

とはいえ、アクティブラーニングの定義にはさまざまな論争があり、アクティブラーニ

ングを定義することは困難であると指摘されている。それは、Bonwell & Eison (1991) が指摘するように「能動的」という言葉を定義することが難しく、また「学習の能動性が外部から直接判断できないことに起因」(中井、2015、p.6) するからであるという。

2-1-3 アクティブラーニングの多様な手法

次に、アクティブラーニングの手法はどのようなものが考えられるであろうか。前述した溝上(2014)では「書く・話す・発表するなどの活動への関与」と述べられており、授業内で得た知識について話し合ったり、考えたことを書いたり発表したりすることによって、外化(アウトプット)することが要求されている。これまでの講義型の授業では、知識を内化(インプット)することに主眼が置かれ、外化はせいぜい試験をくらいであったのに対し、アクティブラーニングは「認知プロセスの外化」を学習プロセスの中に正當的に位置づけた功績があると指摘されている(松下、2015)。すなわち、内化と外化の組み合わせを工夫することが、アクティブラーニング手法の前提であるといえる。

アクティブラーニングの手法は多様なものが考えられる。山地・川越(2012)では、「活動の範囲」と「構造の自由度」の2軸から、大学で行われているアクティブラーニングの方法を整理している(図1-1)。彼らは、「既存のジェネリックスキルを活用しながら更に総合的にスキルアップができるよう、様々な工夫を有機的に組み合わせて学習を進めていく方法」をアクティブラーニングと考え、10大学の取組みを分析している。

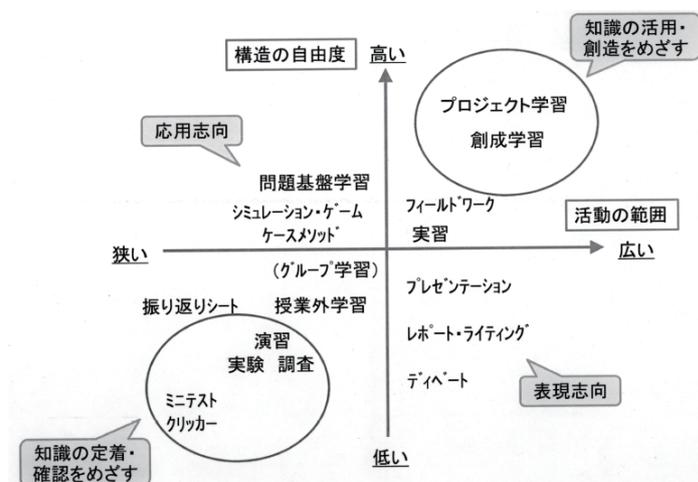


図1-1 アクティブラーニングの多様な方法

(出所) 山地弘起・川越明日香(2012)「国内大学におけるアクティブラーニングの組織的実践事例」『長崎大学 大学教育機能開発センター紀要』第3号、p.68.

さらに松下編(2015)では、アクティブラーニングをより深化させた「ディープ・アクティブラーニング」の事例として「反転授業」「ピア・インストラクション」「PBL (Project/ Problem Based Learning)」を取り上げている。そして、こうした取り組みのいずれもが、「授業外での知識の獲得と授業での問題解決やディスカッションという形で、内化と外化が組み合わせられている」(松下、2015、p.9)と言及している。

本研究ではアクティブラーニングを、前掲の溝上(2014)の定義として考えたい。特に、

「内化と外化」の組み合わせを重視する。そのために、他者とのかかわり、すなわち対話や協同学習が重要であることを前提としたい。

2-2 経営学教育とアクティブラーニング

2-2-1 経営学教育

前述のとおり本研究では、「経営学におけるアクティブラーニングの探求」を課題とした。そこで、経営学におけるアクティブラーニングを考えるにあたり、経営系学部での教育についての2つの視点から考えたい。それは、「経営力を教育するのか（経営教育）」と「経営学を教育するのか（経営学教育）」という視点である²。前者について齊藤（2012）は、アメリカやドイツでは、20世紀になると、企業経営を科学的な対象にし、またビジネススクールで経営のプロ化、専門経営者の育成を目的として経営教育が発展してきたと指摘している。

一方「経営学教育」は文字通り経営学の教育であり、加護野・吉村（2012）のいう「マネジメントとは、『人々を通じて』、『仕事をうまく』成し遂げること」であり、「そのための方法を研究することが、狭い意味での経営学である」（加護野・吉村、2012、p.27）に従うならば、「人々を通じて仕事をうまく成し遂げるための方法を教授すること」が経営学教育であるといえよう。しかし学部での経営学教育は、プロフェッショナルとしての経営者の育成を目的にしているのではなく、誰もが所属する組織を“うまく”マネジメントし、よりよい“成果”をあげることの学問（知識）体系を学ぶことに主眼が置かれていると考えられる。

こうした「経営学教育」を行うための方法として、古くからケーススタディが用いられてきた。ただし、前述したように、単に事例を購読し、経営学理論を勉強するだけではアクティブラーニングとは言えない。事例から学んだこと（＝内化）を、対話や協同学習に生かすこと（＝外化）によってはじめてアクティブラーニングとしての要件を満たすことになる。

2-2-2 経営学教育におけるアクティブラーニング手法

経営学におけるアクティブラーニングの実践例は、既にいくつか紹介されている。例えばリーダーシップ教育では、立教大学経営学部のBLP（Business Leadership Program）が代表的な事例として取り上げられている（日向野、2015；中原監修、2018）。詳細は次章で述べるが、立教大学経営学部のBLPの軸は、ビジネスプロジェクトとスキル科目とが学期ごとに実施されており、特にビジネスプロジェクトによるPBL（Project Based Learning）型教育が柱であると考えられる。同様に、さらに、地域課題を解決するPBL（Project/Problem Based Learning）を用いた経営系学部のゼミ活動やプロジェクト活

2 そのほか、辻村（2008）は、「経営手腕という個別総合的な経営者アートを、学習者に教育するための方法についての指導者向けの学」あるいは『『経営実践の教育』実践についての学』としての「経営教育学」を提起しているが、ここでは詳細は検討しない。

動も数多く紹介されている（伊吹、2017；軈、2013・2014・2016など）。

また、間嶋・橋田・植竹（2016）は、経営学分野におけるアクティブラーニングの代表的手法として「ビジネスゲーム」をあげている。ビジネスゲームは、「企業の実務を知らない学生に企業経営を模擬体験させることは、会計やマーケティング、生産、流通、戦略など経営学に関連する科目の理解を深めることに効果を発揮している。ただし、このようなビジネスゲームを行うためには、事象のモデル化を詳細に行うとともに、それらをシミュレーションできるシステムを準備する必要があり、事前に多大な準備作業が必要となるという問題点がある」（間嶋・橋田・植竹、2016、p.20）と指摘する。その上で彼ら実際に、「身近な素材で手軽にできる題材をもとにグループワークを行い、会計などの科目と関連付けて理解を深めるという手法」を組織論やマーケティングの授業に応用し、実践している。

同じくビジネスゲームの例として田中・藤野（2015）は、麗澤大学におけるビジネスゲームの教育効果を検証している。彼らによると、麗澤大学でのビジネスゲームは、1コマの授業の中で現金管理表、製造原価計算書、損益計算書、貸借対照表の4つの書類を決算書類として完成させることになっており、学生はペンと電卓を使って書類を作成するという。また、会社はメーカーが想定され、学生は一人ひとりが「社長」として、「材料を購入し、それを加工し、完成品として市場に売るという行為を、サイコロの目と自身の意思決定で、繰り返していく」という。そして、こうしたビジネスゲームを通じて「決算書類の作成を学生が実際に体験することで、簿記原理の理解が進むことが明らかになった」（田中・藤野、2015、p.24）と指摘している。

そして、こうした「PBL型アクティブラーニング」、「ビジネスゲーム型アクティブラーニング」の基本単位となるのは、グループである。明治大学商学部編（2018）では、アクティブラーニングとこれまでの学習との違いについて「グループで学ぶ」ところであると指摘する。そのうえで、社会（ビジネスの現場）へ出る前の最後の教育機関である大学では、この「グループ」単位での主体的な学びにより、「考えを構築する」力を付けなければならぬと言及している。

以上のように、経営学におけるアクティブラーニング手法は、これまで大きく次の2点にまとめられてきた。すなわち、

①PBL型のアクティブラーニング

②ビジネスゲーム型のアクティブラーニング

である。ここでは、これらのメリット・デメリットを比較することはしないが、様々な形式／方法による「経営学アクティブラーニング」があることを前提としながら、経営系学部を有する大学での調査を行い、本学にふさわしいアクティブラーニングを探っていくことにしたい。

ただし、山岡（2014）が指摘するように、文部科学省は「地域再生の核となる大学づくり＝COC（Center of Community）構想の推進」を掲げており、大学を地域社会との積極的な連携を求めるようになってきた。こうした背景を踏まえて、地域課題の解決を目的

とするPBL型授業が多くなり、特に経営学系の学部を有する大学では、所在する近隣地域の企業との連携を推進し、企業が提案するテーマに学生が問題解決に取り組むPBL型の授業が多く実践されるようになってきている。そのため、本研究が調査対象とした大学でもPBL型授業の取組が多くなっている。

これら①PBL型アクティブラーニング、②ビジネスゲーム型アクティブラーニングに加え、前述したアクティブラーニングの定義、「一方的な知識伝達型の講義を聴くという（受動的）学習を乗り越える意味での、あらゆる能動的な学習のこと。能動的な学習には、書く・話す・発表するなどの活動への関与と、そこで生じる認知プロセスの外化を伴う」（溝上、2014、p.7）活動を、各教員のそれぞれの授業で創意工夫しているものもアクティブラーニングに含まれると考える。これを本研究では③授業内アクティブラーニングと称し、他大学での取組を調査の対象とした。

3 他大学における経営系学部のアクティブラーニング(調査報告)

第3章では、本研究が行った他大学経営系学部でのアクティブラーニングに関する取り組みを紹介し、若干の考察を加えたい。具体的には、①立教大学のBLP（Business Leadership Program）、②専修大学の「専修リーダーシップ開発プログラム」、③京都産業大学の「経営組織論」、④関西大学・京都産業大学のゼミ合同発表会、⑤徳山大学の「地域ゼミ」³、である。これらの調査事例は、以下のように区分できる（表3-1）。ここ

表3-1 本研究における調査対象の分類

| 実施単位 | AL手法 | PBL型 | ビジネスゲーム型 | 授業内 グループワーク |
|-------------|------|------------------|----------|----------------|
| 全学部生対象 | | ①立教大学 ⑤徳山大学 | | |
| ゼミ単位 | | ④関西大学・ 京都産業大学 | | |
| 授業／課外プロジェクト | | ②専修大学 | | ③京都産業大学 |

(出所) 筆者作成

3 このほかに、2018年11月16日に名古屋商科大学でインタビュー調査を行っているが、アクティブラーニング全般についての話を主に調査したため、名古屋商科大学でのアクティブラーニングの取り組みについての詳細は聞くことができなかった。そのため、本章からは省いている。

また、2019年6月25日に産業能率大学でインタビューを行っているが、産業能率大学経営学部のアクティブラーニング活動よりも、アクティブラーニングの場づくりの手法を具体的に伺うことが多かったため、ここでは詳細の報告は省いている。アクティブラーニングの「場」については、別稿にて検討したい。

3-1 立教大学リーダーシッププログラム

3-1-1 調査の概要

2018年10月9日(火)12時30分～16時40分まで、立教大学経営学部(以下、場合によっては「立教経営」と略)で実施されているビジネス・リーダーシップ・プログラム(BLP)の授業内容を参観した。BLPの概要のレクチャーを受けたのち、学生のご案内・解説のもとで実際の授業教室で見学した(2クラスを見学)。なお、当日は1年生後期向けの「BL1」と呼ばれる授業であり、論理思考の基礎を身につけるためのスキル型の授業であった。SA(student assistant)が実質的に授業を運営している様子を見学できたが、教員の介入方法などクラスによって差が表れていた。

その後、他の参観者(大学関係者や高校教員など)ならびにSAとともにディスカッションをすることで、情報の共有と知識の深化を行った。

3-1-2 立教経営BLPの特徴

立教大学経営学部のBLPは「プロジェクト型」と「スキル強化型」の2つのカリキュラムを通して社会で通用するリーダーシップを修得することを目的としている(立教大学リーダーシッププログラム紹介資料より)。BLPは経営学部経営学科のコアプログラムであり、「BL0」、「BL1」、「BL2」、「BL3-A」、「BL3-B」、「BL3-C」、「BL4」の7科目が準備されている。このうち、「BL0」(1年次春学期)は経営学部生全員が受講する自動登録科目であり、「BL1」(1年次秋学期)と「BL2」(2年次春学期)は経営学科学生が自動登録となっている(国際経営学科は選択科目)。さらに、全学部学生を対象とした全学共通科目GLP(Global Leadership Program)も用意されている。

立教大学BLPの特徴として、1年次の春学期の「BL0」から、3年次春学期のBL4まで5学期2年半にわたって実施されていること、また「プロジェクト型」(PBL型)と「スキル型」(グループワーク型)の授業が交互に行われていることがあげられる。単にプロジェクトだけでなく、スキル強化に十分な時間を割いているところが特徴と言える。またスキル型授業でも、学外での課題(予習・復習課題)が与えられており、「授業外学習をしてくる学生が成長できる」という。

さらに、立教大学経営学部の新入生全員が参加する「ウェルカムキャンプ」の段階で、上級生であるSAやCA(Course Assistant)がサポートしながら、「BL0」の圧縮版を体験するようである。このウェルカムキャンプから実質的に立教大学のリーダーシッププログラムはスタートしているといえよう。

また、プロジェクト型授業では、株式会社ビームスなど著名企業からプロジェクト課題の提供を受け、その課題解決をチームメンバーで協働して行っている。また、スキル型授業では、見学時の様子からも明らかであったが、授業の進行をSAが担う場面が多くみられた。授業で用いるスライドは共通のものを使用しているとのことであるが、その説明(例えば、事例の紹介等)は学生であるSAが各々工夫しているとのことである。

最後に、各授業後に担当教員、SA・CAを交えて情報共有のためのミーティングが行わ

れている。ここでは、教職員だけでなく学生（SA・CA）も参加している。それとは別に、毎週1度SAのみのミーティングも開催されているとのことである。これらSAを統括する学生もいる。

なお、BL1の受講生は約360名（経営学科は全員履修、国際経営学科は約98%が履修）、クラスは12クラス開講されており、SAは24名（各クラス2名）、CAは11名とのことである。また、SAは有償であるという。

3-1-3 立教経営BLPに対する考察

立教経営のBLPでは、SAの役割が大変重要である。前述したように、見学した「BL1」の授業では担当教員に代わって授業を仕切っていたし、また「BL0」の授業ではグループに積極的に関与するとともに「ベスト授業外実践」「グッド授業外実践」も選んでいるという（評価採点は、担当教員が行う）。授業参加後の振り返りでプレゼンしてくれた学生によれば「SAにあこがれている人も多い」とのことである。それだけに、SAになる学生の教育訓練が重要になってくると考えられる。それに加えて、プロジェクト型授業を指導するための教員のスキルも不可欠になってくる。したがって、本学に援用するにあたっては、SA教育のみならず、担当教員の教育も不可欠であるように思われた。しかし、本学授業運営の参考となる点も多々あったので、援用可能な点をさらに検討したい。

また、立教大学経営学部ではBLPをカリキュラムの柱に据えており、そのためのマンパワーと予算を準備しているようである。さらに、前述した株式会社ビームスをはじめ、多くの提携企業からの協力を得てプログラムが実施されていた。本学で同様の取り組みをするためには、それなりの「覚悟」を持って取り組むことが必要であると感じた。

一方で、リーダーシッププログラムそのものの導入に至らなくとも、授業内でのSAの活用や「プロジェクト型授業とスキル強化型授業を交互に行うこと」などは参考になる点も多かった。

3-2 専修大学リーダーシップ開発プログラム

3-2-1 調査の概要

2019年1月10日（木）16時45分～18時35分、専修大学リーダーシップ開発プログラムの最終報告会を見学し、同プログラムを主導している専修大学経営学部准教授の福原康司氏、同大学キャリアデザインセンター職員堀野賢一郎氏から詳細を伺った。また翌11日（金）11時～12時頃まで、同大学キャリアデザインセンターにおいて、専修大学経営学部教授の間嶋崇氏、ならびに専修大学キャリアデザインセンター職員の中條賢二氏・中村彩氏に対してヒアリング調査を行う。チューターとよばれる上級学年学生の役割の重要性、また職員のマンパワーが必要であることが理解できた。また、その後数度にわたりメールや面会等で福原氏や間嶋氏から追加で情報を収集した。

3-2-2 専修大学リーダーシップ開発プログラムの特徴

専修大学のリーダーシップ開発プログラムは「周囲の人々の多様性を理解し、それらの

人々と協働して新しい価値を創造していくのに必要不可欠な『リーダーシップ』能力を体得することを主たる目的（「平成30年度専修大学リーダーシップ開発プログラム 最終報告会パンフレット」より）としているとのことである。特にリーダーシップを「ビジョン（目的）を自ら創造し、多様な他者を理解しながら、そのビジョンを実現していくために他者と協働していく能力」と定義づけ、「理論」と「実践」だけでなく、学生に「内省」することを重視したプログラムになっているとのことである（表3-2）。

表3-2 専修大学リーダーシップ開発プログラムの概要

| | |
|----|--|
| 理論 | 毎週の講座（木曜日5・6限）は、演習編（ケースメソッドなど）と理論編（演習後の参加者による振り返りや意味づけのための理論的解釈の提供など）から構成されています。 |
| 実践 | 毎週の講座と並行して、プログラム参加者は応募時に選択したテーマにチームで取り組み、リーダーシップを実践します。 |
| 内省 | 学内での理論学習と学外でのチーム実践活動を振り返り、自分自身のリーダーシップ行動について、定期的に個人毎（年2回）、チーム毎（年4回）に深く内省する機会を設け、経験を体得していきます。 |

（出所）「平成30年度専修大学リーダーシップ開発プログラム 最終報告会パンフレット」

プログラム参加者は自ら応募した学生であり、応募者の中から志望理由書や面談によって選抜された結果30名程度が参加している。今年度（2018年度）までは単位化されていないが、次年度からは単位化する予定であるとのことである。プログラム参加学生は、主に1年生であり、経営学部の学生が多いが、商学部・経済学部・人間科学部の学生も参加している。また、応募時に選択した企業や行政などが提供するテーマに取り組むことになる。5名を1チームとし、6つのテーマが提供されている。なお、春季のガイダンス時後に行われる同プログラムの説明会や先輩からの口コミなどをうけ、学生は応募してくるとのことである。

また、参加学生は1年間（約10カ月）にわたり、毎週の講座と学外でのプロジェクト活動に臨んでいる。講座の回数は「全体振り返り」なども含め29回に渡っており、課外での活動は、多いところで毎日（最低でも月1回）取り組んでいる。

3-2-3 専修大学リーダーシップ開発プログラムに対する考察

最終報告会を見学し、1年生主体のプロジェクト活動（5名×6チーム）であるにもかかわらず、その報告も学内の理論学習と学外での実践活動の両輪ともきちんと取り組みしており、活動の深い内省ができていた優れたものであると感じた。しかし、このプログラムを本学に導入するには、教職員の人員確保など、多くの課題を乗り越える必要があり、早急の導入は難しいと考えられる。

担当教員の話によると、「実施にあたり相当の業務量がある」という。現在、教員3名と職員3名の体制でワーキンググループが組まれているが、準備と日程調整、講師の依頼、受講生の面談、フィールドワークの同行、学生の進捗状況の確認、受け入れ先との打ち合

わせ、チューター学生との会議、など多岐にわたる業務を実行しなければならず、学生の規模としては30名が限界であるという。

また、前節で紹介した立教大学経営学部のBLPと同様に、先輩学生（専修大では「チューター」と呼ばれる）の役割が重要であるという。今回は10名の学生が参加しており、中には何年も連続して行っている学生もいるとのことである。専修大学のチューターは無償であり、事前にファシリテーション技法のレクチャーを受けてから、プログラムに参加している。チューターの教育に関しては、キャリアデザインセンター職員に専門的な資格を持っている人がいたから実現できた、との説明を受けた。前章と同様に、プログラム実施にあたってどれだけの教職員が参加可能か考えると、同様のプログラムを実施するには相当の準備期間を要するものと思われる。

3-3 京都産業大学経営学部科目「経営組織論（マクロ）」での アクティブラーニング

3-3-1 調査の概要

2019年1月18日（金）10時45分～12時15分（2限目）、京都産業大学経営学部教授の佐々木利廣氏が担当する授業「経営組織論（マクロ）」（2年次科目）を見学した。当日は、「ミニプレゼン」と称した学生によるグループ発表が行われた。当該授業は、630名という超大規模授業であり、プロジェクトを主体としない科目におけるアクティブラーニングの可能性を探るために見学に訪れた。ミニプレゼンを行った学生は、1ヵ月という限られた準備時間のなかで、毎週の授業を通じて興味を抱いたテーマを深掘りして発表していた。ただし、発表を行った学生とそれ以外の学生との間に興味・関心の濃淡があり、議論を活性化しにくい状況にあることも事実であり、更なる工夫の余地があると感じた。

3-3-2 京都産業大学「経営組織論（マクロ）」におけるアクティブラーニングの特徴

前述したように、履修者数が630名という大人数科目であり、後期最後の授業ということもあり出席者が多く、少々ざわついた雰囲気であった。授業での取り組みである「ミニプレゼン」は全部で10組のエントリーがあり、授業の最後から2回、すなわち第14週・第15週の2週に渡って実施されていた。

エントリー募集は約1ヵ月前の授業で行うという。エントリー制であるため、採点の対象ではあるが既存の成績評価に加点するもの（いわゆるボーナスポイント）になるということである。そのため、学習効果以外の目的でプレゼンを行う消極的な参加者もいた可能性がある。

なお、プレゼンのテーマは「経営組織論（マクロ）」に関するものの中から学生たちが興味を持ったテーマを深く掘り下げて発表するというものであった。当日（1月18日）は5組の発表があり、「集団浅慮」「ピグマリオン効果」「リーダーシップ」「組織変革」「組織内個人行動」などをテーマに発表していた。なお、発表した5組のうち4組が3名のグループで、1組が1名のみでの発表であった。

3-3-3 京都産業大学「経営組織論（マクロ）」におけるアクティブラーニングに対する考察

600人を超える履修者の授業でのアクティブラーニングは容易に実施できるものではないが、個別の授業内で行うアクティブラーニングの一つとして、各自（各グループ）が自学した内容をプレゼンテーションする形は、有効であるように思われる。ただし、授業を見学している限りでは、聴衆学生には「評価シート」を配付し、提出することを求められていたものの、プレゼンテーションを行った学生と、聴衆学生との間に興味・関心の濃淡があるように感じられた。またミニプレゼンは、大人数の学生の前で限られた時間で自ら学んだ内容をわかりやすく報告することが基本になるが、プレゼンのなかには、さらにブラッシュアップが必要であると思われるケースもあった。

今後の課題としては、発表学生、聴衆学生ともに「学習の能動性」を確保する工夫が求められるように思われる。例えばテーマごとにクラス内に「分会」を設け、発表学生と聴衆学生がディスカッションできるような工夫ができるのではないかと考えられる。ただし、どれだけの効果があるのか、その検証を行う必要がある。

3-4 関西大学商学部ゼミと京都産業大学経営学部ゼミによる合同発表会

3-4-1 調査の概要

2019年2月19日（火）13時～17時30分まで、関西大学梅田キャンパスにて開催された「京都産業大学経営学部佐々木利廣ゼミ・関西大学商学部横山恵子ゼミ第3回合同ゼミ発表会」を見学した。両ゼミ生の発表を聴講するだけでなく、ゼミ単位でのフィールド調査の方法や他大学との合同ゼミの方法、また受け入れ先団体への対応方法や選定方法などについてのヒアリングも行った。

なお、本合同発表会は、第3節で述べた京都産業大学訪問の際に紹介を受けたものであり、ゼミ単位でのアクティブラーニング（PBL）の調査を目的として参加した。

3-4-2 関西大学・京都産業大学のゼミ合同発表会の特徴

関西大学・京都産業大学のゼミ合同発表会は、関西大学商学部横山恵子ゼミ生（2年生14名）と京都産業大学経営学部佐々木利廣ゼミ生（3年生21名）の大学を超えた「コラボゼミ」として実施され、今回で3回目であるという。それぞれのゼミで受け入れ先企業・行政やNPOなどの団体ごとにチームを組み、2018年9月から半年かけて取り組んできた成果を発表する会であった。今回の発表会までに、何度も受け入れ先企業・団体を訪問し、それぞれの受け入れ先から提示された課題の解決策をチームで検討し、この合同発表会では導き出された解決策をプレゼンテーションしていた。

コラボゼミでは、「ソーシャルな目線を持ちながら事業に取り組んでいる現場を訪れ、事業者から生の声を聴き、事業について理解を深めるとともに、事業者や企業のお悩みに対して学生ならではの課題解決策を提案」することが目的であるという（提供資料より）。また発表内容は受け入れ先企業・団体のメンバーや外部評価者によって審査され、グラン

プリ・準グランプリ・オブザーブ賞が決定されている。なお、審査項目は、①分析力（団体の背景を理解し、整理できているか）、②独創性（学生ならではの視点や新たな切り口で提案できているか）、③説得力（論理的に説明できているか、スライド作成・プレゼンのスキル、質問に回答できているか）、④チーム力（グループでフィールドワークに取り組んでいることが感じられるか）、の4点であった。

今回の合同ゼミでの受け入れ先の企業・団体は、大阪ガス株式会社、株式会社キリン堂、大阪商工信用金庫、阪南市である。ゼミと企業・団体との媒介役は、京都産業大学佐々木利廣教授が日頃から交流している（特活）大阪NPOセンターが果たしている。当初は佐々木ゼミのみが受け入れ先企業・団体での活動を行っていたが、のちに横山ゼミも参加するようになった。また、受け入れ先の企業・団体からは、学生の若い発想が得られることを期待する一方で、企業側を学生目線で評価するような報告も欲しいとの意見があった。

3-4-3 関西大学・京都産業大学のゼミ合同発表会に対する考察

今回の見学により、他大学（もう少し広域の大学）と共同でゼミ発表会等のイベントを行うことが、結果的には学生・教員に刺激になり、受け入れ先団体にもプラスの影響を与えられるように感じた。確かに、学外の「ビジネスプランコンテスト」などにゼミ単位で応募することもゼミ活動での「外化」の有効な方法であるが、“顔の見える範囲”で他大学の学生と競い合い、それぞれのゼミが切磋琢磨することが学習意欲の向上に寄与することも再認識できた。

さらに受け入れ先企業・団体から評価され、適切なフィードバックを得られることも重要であると考えます。「行為すること、行為したことを内省（リフレクション）することを通じて学ぶことがアクティブラーニング」であるならば、その内省する機会を提供することが不可欠である。合同発表会においては、受け入れ先企業・団体から講評の機会が与えられること、また他大学ゼミの取組を聴講できることは、チーム活動を内省する良い機会になると考えられる。

3-5 徳山大学の地域課題解決型アクティブラーニング

3-5-1 調査の概要

2019年3月7日13時～15時頃まで、徳山大学アクティブラーニング研究所にて、同研究所の寺田篤史講師ならびに徳山大学経済学部の呉賛講師から、徳山大学におけるアクティブラーニング活動に関するヒアリング調査を行った。

徳山大学は、1971年に開学し、経済学部（現代経済学科・ビジネス戦略学科）と福祉情報学部（人間コミュニケーション学科）の2学科を有する公設民営型の大学である。「平成26年度 大学教育再生加速プログラム（AP）テーマI（アクティブ・ラーニング）」に選定されており、また平成25（2013）年度より、学生に主体的な学びの場を提供する教育改革を「地域課題の発見と解決」をテーマとするアクティブラーニングの導入によって実現し、「地域に輝く徳山大学」を目指す取り組みを行ってきたという（徳山大学提供資料

より)。そこで、寺田講師・呉講師から、「地域課題」をテーマとするPBL型授業「地域ゼミ」と、徳山大学のアクティブラーニングの柱となっている「ALヒエラルキー」や「BAL (Barometer of Active Learning)」の概要をヒアリングした。

3-5-2 徳山大学の地域課題解決型アクティブラーニングの特徴

まず「地域ゼミ」とは、2014年度の開始され、2017年度に全学必修化された2年次科目であり、地域課題をテーマとするPBL型授業である。「教員がもつさまざまな研究テーマ（シーズ）の中から、解決に貢献できそうな地域課題を発見し、学生自らが調査や分析にかかわり、解決策の提言（プレゼンテーション）までを行い、アクティブラーニング（AL）を体験しながら“自ら学ぶ力”を育て、地域と大学との結びつきを強化することがねらい」（『徳山大学入学案内2019』p.11）であるという。「地域ゼミ」の活動は、教員個人でテーマを作っていることが多く、2018年度は22の地域ゼミプロジェクトが活動し、その多くは、地域の小学校や高等学校や、行政・企業と連携したプロジェクトである。そして、こうした協力体制を構築し、地域ぐるみでPBL活動に取り組む環境ができつつあるという。また、地域ゼミは半期15回の授業として設計されている。さらに、2年期必修である「地域ゼミ」を履修する前に、1年次必修の「教養ゼミ」においてPBLの基礎的能力（PBLリテラシー）の育成を図っている。

また徳山大学では、PBL型授業の導入・推進に留まらず、講義形式を含む全授業へのアクティブラーニングの活性化などの授業改革に全学的に取り組んできたという。全授業におけるアクティブラーニングを推進するために、授業のアクティブラーニング度を可視化するためのシステムである「ALヒエラルキー」と「BAL (Barometer of Active Learning)」によって、アクティブラーニングに対する全教員の意識付けを図っている。

まず、ALヒエラルキーとは、『学生が何をできるようになるか』を基準として『学び』の進捗度を階層化したもの」であり、「ALの多様な学習形態・教授法の導入度と効果を検証し、ALを構造的に整理するための尺度となる」（徳山大学提供資料より）という。

またBALとは、ALヒエラルキーに基づいて、授業のAL導入度を測定する指標である。教員の自己評価、学生からの評価、学生の参画度の3種類のアンケートを実施している。これらアンケートは、オンラインで実施され、自動集計されるシステムが構築されている。

さらに、「地域ゼミ」の教育目標である「課題対応能力の獲得」を測定・評価するために共通のルーブリック「コモン・ルーブリック」が開発されている。コモン・ルーブリックは、PBL進行の4つのステージ（Ⅰ～Ⅳ）と各々2つずつの評価観点（①～⑧）からなっている。すなわち、「Ⅰ．現状理解（①情報選択、②現状認識）」「Ⅱ．課題発見（③本質理解、④課題評価）」「Ⅲ．課題解決（⑤行動計画、⑥調査分析）」「Ⅳ．結論導出（⑦傑老導出、⑧プレゼン）」である。「地域ゼミ」の担当教員は、上記の観点から学生評価をオンライン上で実施でき、学生はその評価結果をレーダーチャート図で確認・内省できるように設計されている。

3-5-3 徳山大学の地域課題解決型アクティブラーニングについての考察

ヒアリング調査で、徳山大学での取組は、学長のリーダーシップの下で全学的な展開されていると伺った。特に「BAL値」や「コモン・ループリック」のコンピュータ・システム化が可能になったのは、もともと理系（高エネルギー物理学・理論）を専門とする学長（調査当時）の力が大きいと伺った。

一方で、各教員の負担も大きいことも理解できた。BALによってすべての科目を自己評価し、他己評価される、さらに改善するにつなげることの負担は容易に想像できる。しかしながら、こうした取組を制度化することによって、大学全体にアクティブラーニングの文化が醸成され、より高い効果が発揮されるのではないかと考える。

また、前述したように「地域ゼミ」では、地域の企業をはじめ、自治体、商工会議所、青年会議所等との協力体制を構築し、地域ぐるみで大学のアクティブラーニング活動工場に取り組む環境が整いつつあるとのことである。大学として地域の様々なアクターと関係性を構築することが、地域課題解決型のPBLを実行するためには不可欠である。

4 まとめと今後の課題

4-1 本稿のまとめ（若干の考察）

本稿では、「長野県立大学型経営学アクティブラーニングの探求」の最初として、アクティブラーニングの概要の検討、経営学教育におけるアクティブラーニングの特徴、他大学での取り組み紹介を行った。そして、他大学での取り組みを調査した結果、以下の点が言及できる。

4-1-1 教職協働体制の構築と先輩学生の参加

立教大学や専修大学のリーダーシップ教育では、教員のみならず、職員の役割が重視されていることがあげられる。さらに、SAやチューターと呼ばれる先輩学生の参加も必要であった。学部をあげての大規模なアクティブラーニング活動（特にPBL）を実施するためには、教職協働体制の構築と先輩学生参加の制度整備が不可欠である。

4-1-2 体系的なカリキュラムの構築

全学・学部全体をあげての取り組みである立教大学経営学部のBLPや、徳山大学の地域ゼミでは、初年次教育の段階から順を追って体系的にPBL活動を学ぶカリキュラムが構築されている。特に、カリキュラム全体のなかでアクティブラーニングをどのように位置づけるか、決定することが不可欠である。

4-1-3 教員個人の活動から大学全体へ、一大学から他大学への波及

一教員の活動に留まらず大学全体へ、あるいは一大学の活動から他大学へと波及させていくことが求められる。例えば、京都産業大学佐々木ゼミのPBL活動が、関西大学横山ゼミへと波及したことによる相乗効果が考えられる。

同様に、大学内の一つの授業だけでのアクティブラーニングでは不十分であり、複数の授業で実施したほうが、学生はより能動的に授業に取り組む姿勢を身につけることができ

る。また複数授業での実施を可能にするためには、教員の意識付けも求められる。徳山大学のBALシステムなど、アクティブラーニングの導入・改善を意識づける仕組みを導入することも不可欠である。

4-1-4 地域の企業・自治体などとの連携

「地域の核としての大学づくり」が求められている現状、ならびに経営系学部ではビジネスの現場でのPBLが求められている現状において、地域の企業や自治体などと連携することが求められる。そのための関係性をいかに構築していくかが課題となる。例えば、関西大学・京都産業大学の合同ゼミの事例では、第三者が介在することでスムーズな関係性を築けているし、また徳山大学では公設民営型大学として地域の産官学連携の重要な役割を担い、地域ぐるみでのアクティブラーニング活動の向上のための環境が整いつつある。こうしたアクティブラーニング推進のための「場」（関係性）を外部に構築しておくことが必要である。

4-2 今後の課題

アクティブラーニングという概念は包括的なものであり、またアクティブラーニングの定義も難しい。本稿では溝上（2014）の定義を援用し、さらに「内化と外化の組み合わせ」をキーワードとしてアクティブラーニングを考えるとしたが、他大学の事例をそこまで踏み込んで分析はできていない。経営学アクティブラーニングにおける「内化と外化」を深く検討する必要がある。

さらに、対象とした経営学は「実践的な学」と捉えられているために、これまでも、あるいはこれからも様々なアクティブラーニング手法が授業で用いられるものと考えられる。本稿では、主にPBL型のアクティブラーニング活動の事例紹介ばかりになってしまった。他の手法、例えばビジネスゲームなどを用いたアクティブラーニングの詳細を調査する必要がある。

また本稿では事例調査を「考察」しているが、科学的なエビデンスがあるわけではなく、筆者の主観の域を脱していない。今後はより多くの事例を収集し、またアクティブラーニングを実践するなかで、より精緻に考察していきたい。

謝辞

本稿は、長野県立大学の学長裁量経費事業（平成30年8月～令和元年7月）として採択された、「長野県立大学型経営学アクティブラーニングの探求」（以下、本研究）の調査結果の一部をまとめたものである。本研究の遂行に対して助成くださった長野県立大学学長金田一真澄先生にこの場を借りて御礼申し上げる。

また忙しい中、ヒアリング調査や授業・発表会見学などの機会をいただいた各位に対しても厚く御礼申し上げます。なお、いうまでもなく、本稿についての誤謬は、すべて著者の責任に帰するものである。

参考文献

- Bonwell C. C. & J. A. Eison (1991) *Active Learning: Creating Excitement in the Classroom*, John Wiley & Sons. (C. ボンウェル・J. エイソン著 (高橋悟監訳) (2017) 『最初に読みたいアクティブラーニングの本』海文堂出版.)
- Y. エングストローム著 (山住勝広監訳) (2018) 『拡張的学習の挑戦と可能性』新曜社. (原著2016年)
- A. プリチャード・J. ウーラード著 (田中俊哉訳) (2017) 『アクティブラーニングのための心理学 教室実践を支える構成主義と社会的学習理論』北大路書房 (原著2010年).
- L. トープ・S. セージ著 (伊藤通子・定村誠・吉田新一郎訳) (2017) 『PBL 学びの可能性をひらく授業づくり』北大路書房 (原著2011年).
- 伊吹勇亮 (2017) 「課題解決型授業における広報活動—『人生〇度目の修学旅行』の事例—」 『高等教育フォーラム』(京都産業大学) 第7号、pp.71-76.
- 加護野忠男・吉村典久編著 (2012) 『1からの経営学 (第2版)』碩学舎.
- 亀倉正彦 (2016) 『失敗事例から学ぶ大学でのアクティブラーニング』東信堂.
- 齊藤毅憲 (2012) 『経営学を楽しく学ぶ Ver.3』中央経済社.
- 全国ビジネス系大学教育会議 (編著) (2012) 『ビジネス系大学教育における初年次教育』学文社.
- 田中智志・橋本美保 (2012) 『プロジェクト活動 知と生を結ぶ学び』東京大学出版会.
- 田中敬幸・藤野真也 (2015) 「経営学におけるアクティブ・ラーニング—ビジネスゲームの教育効果の検証—」 『麗澤経済研究』(麗澤大学) 第22号、pp.15-27.
- 中央教育審議会 (2012) 『新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～ (答申)』
- 辻村宏和 (2008) 「経営教育学序説—中心的『命題及び仮説』の意義—」 『経営教育研究』(日本経営教育学会) 第11巻第1号、pp.59-71.
- 鞆 大輔 (2013) 「近畿大学における地域密着型PBLの実施と評価：Facebookを用いた商店街活性化企画『KU-CAI』の事例を元に」 『商経学叢』(近畿大学) 経営学部開設10周年記念論文号、pp.463-476.
- 鞆 大輔 (2014) 「近畿大学における地域密着型PBLの実施と評価—八戸ノ里駅地域周知広報企画『やえぶろ』の事例を元に—」 『商経学叢』(近畿大学) 第61巻第1号、pp.95-112.
- 鞆 大輔 (2016) 「近畿大学における地域密着型PBLの実施と評価：地域活性化事業『B級グルメグランプリ・ぐるぐら』の事例を元に」 『商経学叢』(近畿大学) 第63巻第1号、pp.117-131.
- 中井俊樹 (2015) 「アクティブラーニングの背景と特徴を理解する」 中井俊樹編著『シリーズ大学の教授法3 アクティブラーニング』玉川大学出版部.
- 中原 淳 (2012) 『経営学習論—人材育成を科学する』東京大学出版会.

- 中原 淳（監修）高橋俊之・館野泰一（編著）（2018）『リーダーシップ教育のフロンティア 実践編』北大路書房.
- 中原 淳（監修）館野泰一・高橋俊之（編著）（2018）『リーダーシップ教育のフロンティア 研究編』北大路書房.
- 成田秀夫（2015）「アクティブラーニングとは」河合塾編、小林昭文・成田秀夫著『今日から始めるアクティブラーニング』学事出版.
- 古田成志（2018）「Barnardの組織概念の習得を目的としたアクティブラーニング」『中京学院大学経営学部研究紀要』第25巻、pp.135-146.
- 間嶋崇・橋田洋一郎・植竹朋文（2016）「経営学教育へのアクティブ・ラーニング手法の導入」『専修大学情報科学研究所所報』（専修大学）第87号、pp.17-24.
- 松下佳代（2015）「ディープ・アクティブラーニングへの誘い」松下佳代・京都大学高等教育研究開発推進センター編著『ディープ・アクティブラーニング』勁草書房、pp.1-27.
- 松下佳代・京都大学高等教育研究開発推進センター編著（2015）『ディープ・アクティブラーニング』勁草書房.
- 溝上慎一（2014）『アクティブラーニングと教授学習パラダイムの転換』東信堂.
- 美馬のゆり編著（2018）『未来を創る「プロジェクト学習」のデザイン』公立ほこだて未来大学出版会.
- 明治大学商学部編（2018）『明治大学商学部グローバル人材育成シリーズ2 これがアクティブラーニング』
- 安永悟・関田一彦他（2016）『アクティブラーニングの技法・授業デザイン』東信堂.
- 山岡義卓（2014）「企業との連携によるプロジェクト型授業の運営および大学生の学習効果について」『国際経営論集』神奈川大学経営学部、2014年、No.47、pp.183-194.
- 山地弘起・川越明日香（2012）「国内大学におけるアクティブラーニングの組織的実践事例」『長崎大学 大学教育機能開発センター紀要』第3号、p.68.
- 行安 茂（2018）『アクティブ・ラーニングの理論と実践』北樹出版.
- 『文部科学省 大学教育再生加速プログラム（AP）事業 テーマI（アクティブ・ラーニング）成果報告書』

執筆者紹介

森 本 博 行 長野県立大学グローバルマネジメント学部 教授
高 梨 良 夫 長野県立大学 特命教授
宮 森 征 司 長野県立大学グローバルマネジメント学部 助教
東 俊 之 長野県立大学グローバルマネジメント学部 准教授
二本松 泰 子 長野県立大学グローバルマネジメント学部 准教授

グローバルマネジメント 第2号

印刷 2020年1月10日

発行 2020年1月10日

編集代表者 森本 博行

発行所 長野県立大学

〒380-0803 長野県長野市三輪8丁目49番7号

TEL 026-217-2241 (代表)

FAX 026-235-0026

E-mail daigaku@u-nagano.ac.jp

印刷所 カシヨ株式会社

〒381-0037 長野県長野市西和田1-27-9



2020.1
VOL.2

The Global Management of Nagano

[Review]

Robert S. Kaplan and Managerial Accounting: Open a New Frontier in the Research Field from a Different Perspective MORIMOTO Hiromichi 1

[Articles]

American Transcendentalism and Daisetsu Suzuki: From R. W. Emerson to H. D. Thoreau.....TAKANASHI Yoshio 9
Environmental Impact Assessment in the Nuclear Field —Retrospection of the Development in Japan— MIYAMORI Seiji 24
Falconry in the Various Domains of Shinshu—The Falcon Book of the Matsushiro Domain’s Nezu Family— NIHONMATSU Yasuko 35

[Research Note]

The Pursuit of Active Learning Model at Business Management Studies in the University of Nagano (a) : Research Report on Active Learning at Other Universities..... AZUMA Toshiyuki 56

